

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う旧白塚幼稚園改修工事

図 面 目 録											
建 築 工 事			建 築 工 事			電 気 設 備 工 事			機 械 設 備 工 事		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-001	改修特記仕様書（１）	—	A-016	１階 便所１ 展開図【改修前・後】	1/50	E-01	電気設備工事特記仕様書（１）	—	M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	—
A-002	改修特記仕様書（２）	—	A-017	１階 保健室 展開図【改修前・後】	1/50	E-02	電気設備工事特記仕様書（２）	—	M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	—
A-003	改修特記仕様書（３）	—	A-018	１階 職員室 展開図【改修前】	1/50	E-03	電気設備工事特記仕様書（３）	—	M-03	換気計算表、機器表、衛生器具表	—
A-004	改修特記仕様書（４）	—	A-019	１階 職員室 展開図【改修後】	1/50	E-04	配置図・機器姿図	1/300	M-04	１階 給排水衛生設備図（改修後）	1/50
A-005	改修特記仕様書（５）	—	A-020	１階 湯沸室 展開図【改修前・後】	1/50	E-05	電灯設備 改修 １階平面詳細図（改修後）	1/50	M-05	１階 給排水衛生設備図（改修前）	1/50
A-006	改修特記仕様書（６）	—	A-021	１階 職員室（更衣室・洗濯・便所２） 展開図【改修前・後】	1/50	E-06	幹線コンセント設備 改修 １階平面詳細図（改修後）	1/50	M-06	ガス設備 配置図	1/100
A-007	改修特記仕様書（７）	—	A-022	１階 天井伏図【改修前・後】	1/60	E-07	弱电・自火報設備 改修 １階平面詳細図（改修後）	1/50	M-07	１階 換気設備図（改修後）	1/50
A-008	付近見取図・配置図	1/450 1/2500	A-023	建具図【改修前・後】	1/50						
A-009	仕上表（１）	—	A-024	部分詳細図（１）	1/30、1/20 1/10						
A-010	仕上表（２）	—	A-025	部分詳細図（２）	1/30、1/20 1/10						
A-011	仕上表（３）・面積検討図	1/60	A-026	仮設計画図（１）	1/450						
A-012	１階 平面図【改修前】	1/150	A-027	仮設計画図（２）	1/300						
A-013	１階 平面図【改修後】	1/150									
A-014	１階 平面詳細図【改修前】	1/50									
A-015	１階 平面詳細図【改修後】	1/50									

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称
II. 工事概要

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う旧白塚幼稚園改修工事

1 工事場所
2 敷地面積
3 工事内容

三重県津市白塚町4463
16,864㎡
旧白塚幼稚園の一部を白塚地区放課後児童クラブ専用施設へ改修
構名称
管理保育棟
構造
鉄筋コンクリート造3階建（うち1階部分の一部）
建築面積
延べ面積
329㎡
工事項目
防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修

III. 建築改修工事仕様
1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
① 一般共通通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 3) 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 4) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）																				
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 資材搬入は西側より行うこと。また、工事車両及び工事関係車両は、指定された駐車スペース（4台分）に駐車すること。 ※ 学校行事にて指定された駐車スペースが使用できない日があるため市監督員及び学校側と十分協議し、休工期対応を行うこと。 ※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 撤去工事等の騒音及び振動が生じる作業及び外部仮設については、原則、休日等授業が行われていない時に行うこと。 ※ 設計図面に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ・ 引き渡しを要するもの（ ・ 無 ・ ） ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類 ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等 ） 処理方法（ ） ○ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有（ ・ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ （ ） ） 「水銀廃棄物ガイドライン」（第2版）（平成31年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 ・ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ・ （ ） 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	○ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				

④ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

・ 配置する

6 電気保安技術者
(1.3.3)

職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。

⑦ 技能士
(1.7.2)

調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による

8 施工数量調査
(1.6.2)

補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）

9 調査のための破壊部分の補修
(1.5.3)

① 建築材料等

① 化学物質の濃度測定
(1.6.9)

測定対象化学物質（●で示したものとす。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
○	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定箇所数 ○ 図示（図面番号：A-14、A-15） ・ （ ）
測定方法（ ○ パッシブ法 ・ アクティブ法）
測定時期 ○（ 改修前後 ）
報告書提出部数 2部

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

12 特別な材料の工法

営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版））に従い撮影する。
提出部数1部 用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（令和5年3月1日国営建技14号）」による。

作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ） ）
完成図作図範囲（設計図を訂正）
完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に譲渡するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。

○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。
（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

① 設備工事との取合い

施工範囲
○ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事務所報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

① 既存部分等への処置
(1.3.13)

① 事故の発生時

② 消防提出書類

1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
○ 本工事（ ・ 建築工事 ○ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事

2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

② 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

② 不正軽油の使用の禁止

1) 一般事項
工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

23 屋外広告物

② 石綿含有建材の調査
(1.5.1)

○ 石綿含有建材の事前調査
調査範囲 ○ 改修部分すべて ・ （ ）
資与資料 ○ 既存の設計図書 ○ 石綿含有建材の調査報告書 ・ （ ）
・ 分析調査
分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トモライト
分析方法

材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5
	・ 箇所数（ ）	・ 箇所数（ ）
	・ 箇所数（ ）	・ 箇所数（ ）

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・ 図面（図面番号： ） ・ （ ）

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
(2.1.3)

② 足場
(2.2.1)
(表2.2.1)

3 既存部分の養生
(2.3.1)

4 仮設間仕切り
(2.3.2)
(表2.3.1)

5 監督員事務所
(2.4.1)

6 監督員事務所の設備・備品等
(2.4.1)(2)(7)

⑦ 仮設便所

⑧ 工事用水

⑨ 工事用電力

⑩ 交通誘導警備員

・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）
・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別（参考） ○ 脚立 ・ 棚足場 ○ その他（移動式足場）
外部足場の種別（参考） ・ 手摺先行据置枠組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車
・ その他（ ）
・ その他（ ）
外部足場設置範囲（参考） ・ 外部改修部 ・ 設備改修部 ・ 昇降用 ・ 転落防止用
防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない

足場の組立て後、足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。
つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。
なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（ ）
保管場所 ・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・ 行う ・ 行わない

屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種
合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ）
せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ）
合板又はせっこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない
設置箇所 ・ 図示（図面番号： ）
仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）

・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する ・ 設置しない
監督員事務所の規模（単位：㎡）

適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
------	------	------	------	------	-------

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	個	組	台	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

構内既存の施設
・ 利用できる ○ 利用できない

構内既存の施設
○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない

構内既存の施設
○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

配置 ○ 図示（図面番号： A-026 ）

設計
監理

類 建築設計事務所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

管理建築士

一級建築士
第306854号
田中 召剛

製図年月日
・ ・ ・

変更・訂正
・ ・ ・

一級建築士
第306854号
田中 召剛

設計番号 No

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

備考

図面名称
改修特記仕様書 (1)

縮尺
・ S=NS

図面 No
A-001

原因：A 2

③ 防水改修工事

1アスファルト防水

(3.3.3)
(表3.3.3)～
(表3.3.10)

工 法

種 別

施 工 箇 所

・ P1B

・ B-1

・ B-2

・ P1E

・ E-1

・ E-2

・ P2E

改質アスファルトルーフィングシート

種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート

種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

(3.3.2)断熱工法の断熱材 (P1B1、P2A1、P0D1、M3D1、M4D1)

材質 ・ ()

・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A (スキンあり)

・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号

・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号

厚さ ・ ()

ルーフトレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号:)

(3.3.3)(2)(4)
(3.3.3)(3)

脱気装置 (M3D、P0D、P0D1、M3D1、M4D1)

・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())

・ 設けない

・ 仕上塗料 種類 () 使用量 ()

(3.3.5)保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ()

床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ()

(表8.1.5)こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ

・ a 種 ・ b 種 ・ c 種

保護層 ・ 設ける ・ 設けない

屋上排水溝の適用 ・ 適用する

立上り保護 ・ 乾式保護材 ()

・ れんが (材質 ・ JIS R1250)

2改質アスファルトシート防水

(3.4.2)

改質アスファルトシート

種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート

種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()

断熱工法の断熱材 (M3AS1、M4AS1、P0AS1)

材質、厚さ ()

図示 ・ ()

(3.4.3)
(表3.4.1)～
(表3.4.3)

工 法

種 別

施工箇所

仕上塗料

・ M4AS

・ AS-T1

・ AS-T2

・ AS-J2

脱気装置

・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())

・ 設けない

3合成高分子系ルーフィングシート防水

(3.5.2)

ルーフィングシート

種類 ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()

厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()

絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート

固定金具の材質及び寸法形状 ・ 図示 ()

断熱工法の断熱材 (P0S1、S4S1、S3S1、M4S1)

材質、厚さ ()

図示 ()

(3.5.3)
(表3.5.1)～
(表3.5.3)

工 法

種 別

種 別

仕上塗料

・ S3S

・ S-F1 (S1-F1)

・ S3S1

・ S-F2 (S1-F2)

脱気装置

・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())

・ 設けない

(3.5.4)既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合

目地処理 ・ 図示 (図面番号:)

増張り ・ 図示 (図面番号:)

機械式固定方法

風圧力に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:)

保護層の施工 ・ 図示 (図面番号:)

4塗膜防水

(3.6.3)
(表3.6.1)
(3.6.3)(1)

工 法

種 別

施工箇所

仕上塗料

・ P0X

・ X-1

・ X-2

・ L4X

・ X-1H

・ X-2H

脱気装置

・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:)、材質 ())

・ 設けない

(3.6.3)(2)

工 法

種 別

施工箇所

・ P1Y

・ Y-2

・ P2Y

保護層 ・ 図示 (図面番号:)

5既存防水層表面の仕上塗装の除去

(3.2.6)(3)(4)
(3.2.6)(3)(4)

(M4AS、M4AS1、M4C、M4D1)

・ 行う ・ 行わない

・ 行う ・ 行わない

(L4X)

⑥シーリング

(3.7.2)
(表3.7.1)

(3.7.4～7)

(3.7.8)

(3.8.2)
(表3.8.1)
(表3.8.2)

7とい

(3.9.2)(3)
(表3.9.1)

(3.9.3)(2)

(3.9.2)(4)
(3.9.3)

9保証書

1施工数量調査

2改修工法の種類

(4.1.4)
(4.1.5)

4外壁改修工事

材料

種類

材種

施工箇所

・ SR-1

シリコーン系

キッチン・流し台廻り

・ MS-2

変成シリコーン系

・ PS-2

ポリサルファイド系

・ PU-2

ポリウレタン系

工法

・ シーリング充填工法

・ シーリング再充填工法

・ 拡幅シーリング再充填工法

・ フリッジ工法

シーリング材の試験

・ 簡易接着性試験

・ 引張接着性試験

・ 行わない

材種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラー) ・ 配管用鋼管 (白管)

・ ()

とい受金物及び足金物

といの材種

形状

取付け間隔

工法 ・ 図示 (図面番号:)

部材の種類

・ 押出し250形

・ 押出し300形

・ 押出し350形

・ 板材折曲げ形 (本体幅 () mm、板厚 ・ 2.0mm ・ ())

固定金具の間隔 (mm)

固定方法 ・ ()

表面処理 ・ ()

工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示 (図面番号:)

下地補修の工法 ・ 図示 (図面番号:)

板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示 (図面番号:)

笠木固定金具の工法 ・ 図示 (図面番号:)

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

工事区分

材料名

保証年数

防水工事

・ 防水

・ 10年 ・ 年

※防水施工業者、製作メーカー、受注者の連名により提出する。

1行う ・ 行わない

調査範囲 ・ 全面 ・ ()

調査項目 ・ ひび割れ部 (・ 幅0.2mm未満 ・ 0.2mm以上～1.0mm以下 ・ 1.0mm以上超)

・ はがれ及びはく落部分

・ 浮き部

調査方法 ・ 打診、目視及びクラックスケール等 (・ 足場 ・ ゴンドラ)

報告書 2部 (立面図等に記載、必要に応じて写真添付)

外壁

種類

改修工法

・ コンリート打放し
仕上げ外壁

ひび割れ部

・ 樹脂注入工法

・ Uカットシール材充填工法

・ シール工法

欠損部

・ 充填工法

・ モルタル塗替え工法

・ モルタル塗り仕上げ外壁

浮き部

・ アンカーピンニング

・ 部分エポキシ樹脂注入工法

・ 全面エポキシ樹脂注入工法

・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・ 注入口付アンカーピンニング

・ 部分エポキシ樹脂注入工法

・ 全面エポキシ樹脂注入工法

・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・ 充填工法

・ モルタル塗替え工法

樹脂注入工法

・ タメル部分張替え工法

・ タイル張替え工法

・ アンカーピンニング

・ 部分エポキシ樹脂注入工法

・ 全面エポキシ樹脂注入工法

・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・ 注入口付アンカーピンニング

・ 部分エポキシ樹脂注入工法

・ 全面エポキシ樹脂注入工法

・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法

・ タイル部分張替え工法

・ タイル張替え工法

目地ひび割れ部改修工法

伸縮調整目地改修工法

・ 薄付け仕上塗材塗り

・ 厚付け仕上塗材塗り

・ 複層仕上塗材塗り

・ 可とう形改修用仕上塗材塗り

・ マスチック塗材塗り

・ 外壁用塗膜防水材塗り

・ タイル張り仕上げ外壁

新規仕上げ

3改修工法等

(4.2.4)(1)
(4.2.5)
(4.3.6)
(4.4.6)

(4.2.4)(2)
(4.2.6)
(4.3.7)

(4.2.4)(3)
(4.2.7)
(4.3.8)

(4.2.4)(4)
(4.2.8)
(4.3.9)

(4.3.5)(5)
(4.3.10)

(4.3.5)(6)
(4.3.11)(4.4.9)
(図4.3.1)

(4.3.5)(6)
(4.3.12)(4.4.10)
(図4.3.2)

(4.3.5)(6)
(4.3.13)(4.4.11)
(図4.3.2)

(4.3.5)(7)
(4.3.14)(4.4.12)
(図4.3.3)

(4.3.5)(7)
(4.3.15)(4.4.13)
(図4.3.4)

(4.3.5)(7)
(4.3.16)(4.4.14)
(図4.3.4)

(4.4.5)(4)
(4.4.8)
(表4.4.5)

(4.4.15)

(4.4.5)(5)
(4.4.16)

・ 樹脂注入工法

種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

注入量 () 注入間隔 ()

・ 手動式エポキシ樹脂注入工法

注入量 () 注入口間隔 ()

・ 機械式エポキシ樹脂注入工法

注入量 () 注入口間隔 ()

材料 エポキシ樹脂JIS A6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂)

コア抜き検査 ・ 行う ・ 行わない

・ 抜き取り個数 ()

・ 抜き取り部分補修方法 ()

・ Uカットシール材充填工法

材料 ・ シーリング用材充填

・ P U - 1

・ P U - 2

・ ()

・ 可とう性エポキシ樹脂充填

シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填

・ 行う

・ 行わない

・ シール工法

材料 ・ パテ状エポキシ樹脂

・ 可とう性エポキシ樹脂

・ 充填工法

材料 ・ エポキシ樹脂モルタル

・ ポリマーセメントモルタル

・ モルタル塗替え工法

材料 ・ 現場調査材料 ・ 既調査材料

・ 既製目地材の適用及び形状 ()

・ 仕上げ厚 ()

・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ()

・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ()

・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ()

・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ()

呼び径 ・ 6mm ・ ()

・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ()

呼び径 ・ 6mm ・ ()

・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ ()

材料 ・ ポリマーセメントスラリー ()

・ 注入口付アンカーピン (・ ステンレス鋼 (S U S 3 0 4) ・ ())

呼び径 ・ 6mm ・ ()

・ タイル部分張替え工法

張替え材料 ・ ポリマーセメントモルタル

・ 接着剤 (一液反応硬化形変成シリコーン樹脂) ・ ()

施工箇所

形状

寸法

耐滑り性

標準・特注色の別

耐凍害性の有無

・ 役物 (・ 一体成形 ・ 接着加工)

・ 試験張り ・ 行う ・ 行わない

・ 見本焼き ・ 行う ・ 行わない

・ 既調査モルタル ・ 使用する ・ 使用しない

・ タイル張替え工法

タイルの種類

タイルの大きさ

工法

塗り厚 (mm)

・ 外装 タイル

小口平
二丁掛
100角

・ 密着張り

・ 改良圧着張り

5～8

4～6
タイル側 1～3

・ ユニットタイル

50二丁以下

・ マスク張り

・ モザイクタイル貼り

3～4

3～5

・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法

注入口付アンカーピンの本数 (本)

・ 目地ひび割れ部改修工法

・ 伸縮調整目地改修工法

伸縮調整目地

寸法 × ()

検査 シーリング接着性試験

・ 行う (・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)

図面名称 縮尺

改修特記仕様書 (2) ・ S-NS

・

・

・

図面 No

A-002

原因: A 2



設計
監理

類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日 . . .

設計番号 No

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正 . . .

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

一級建築士
第306854号
田中 召剛

一級建築士
第306854号
田中 召剛

・
・
・

・
・
・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

4

塗り仕上げ
(4.5.2)
(表4.5.1(その1)
(その2))

種 類

呼び名

仕上げ形状

工法

薄付け仕上塗材

・ 外装薄塗材 E

・ ()

・ ()

・ ()

厚付け仕上塗材

・ 外装厚塗材 C

・ ()

・ ()

・ ()

複層仕上塗材

・ 複層塗材 E

・ 複層塗材 RE

・ 防水形複層塗材 E

・ 防水形複層塗材 RE

・ ()

可とう形改修用
仕上塗材

・ 可とう形改修塗材 E

・ 可とう形改修塗材 RE

・ 可とう形改修塗材 CE

・ ()

・ ()

・ ()

・ 外装厚塗 C の上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所要量 (kg/m2)

・ マスチック塗材塗り ・ A 種 ・ B 種

複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法
外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け
	・ 凸部処理	
	・ ゆず肌状	・ ローラー
	・ さざ波状	

既存塗膜等の除去及び下地処理

工 法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離利工法	
・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10〜15MPa) ・ デッキブラシ)	

下地調整

・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()

⑤

建具改修工事

1 改修工法
(5.1.3)

・ かぶせ工法
・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法

2 防火戸
(5.1.4)

・ 明示仕様
・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号:)

3 見本の製作
(5.1.5)

・ 製作する
・ 製作しない

4 防犯建物部品
(5.1.7)

・ 図示 (図面番号:)

5 ブラインドボックス等
(5.1.6) (3)

・ 再使用する
・ 再使用しない

⑥

アルミニウム製建具

(5.2.2)
(5.2.4)
(表5.2.1)
(表5.2.2)

外部建具の性能等級等
・ A 種 ・ B 種 ・ C 種

・ 枠の見込み寸法 ・ 70mm ・ ()

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)

・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)

・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:)

アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別

・ 外部に面する建具 (過酷な環境の屋外)

・ BA-1 ・ BA-2 ・ ()

○ 外部に面する建具 (一般的な環境の屋外)

○ BB-1 ・ BB-2 ・ () ※欄間部をアルミパネル t-3に交換 ○図示 (図面番号 A-23)

・ 内部に面する建具

・ BC-1 ・ BC-2 ・ ()

7 網戸
(5.2.3) (5)

・ 可動式
・ 固定式

防虫網の材質

・ 合成樹脂製

・ ガラス繊維入り合成樹脂製

・ ステンレス (SUS316) 製

網目

・ 16メッシュ

・ 18メッシュ

8 樹脂製建具
(5.3.2)〜(5.3.5)
(表5.3.1)〜
(表5.3.3)

外部に面する樹脂製建具の性能等級等

・ A 種 ・ B 種 ・ C 種

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)

・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)

・ 日射熱取得性 (等級)

ガラス

・ 複層ガラス

・ ()

建具枠見込寸法

・ 図示 (図面番号:)

水切り

・ 図示 (図面番号:)

ぜん板

・ 図示 (図面番号:)

丁番

・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による

・ 図示 (図面番号:)

9 鋼製建具
(5.4.2)

鋼製建具の性能等級

・ 簡易気密性ドアセット

・ 外部に面する建具の耐風圧

・ S-4 ・ S-5 ・ S-6

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)

・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)

・ 耐震ドアセット (等級)

(5.4.4)

・ H2400又はW950の建具

鋼板類の厚さ

・ 図示 (図面番号:)

・ 改修標準仕様書表5.4.2による

10 鋼製軽量建具
(5.5.2)
(5.5.5)
(5.2.2) (2)
(5.5.3)
(5.5.4)
(5.6.3) (1)
(5.2.3) (1)

鋼製軽量建具の性能等級

・ 簡易気密性ドアセット

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)

・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)

・ 耐震ドアセット (等級)

・ H2400又はW950の建具

鋼板類の厚さ

・ 図示 (図面番号:)

・ 改修標準仕様書表5.5.1による

11 ステンレス製建具
(5.6.2)
(5.4.2)

ステンレス製建具の性能等級

・ 簡易気密性ドアセット

・ 外部に面する建具の耐風圧

・ S-4 ・ S-5 ・ S-6

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)

・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)

・ 耐震ドアセット (等級)

・ MDF 改修標準仕様書5.7.2(2) (イ) (a)〜(c) ・ ()

材料

・ SUS304

・ ()

表面仕上げ

・ HL 仕上げ

・ ()

曲げ加工

・ 普通曲げ

・ 角出し曲げ

12 木製建具
(5.7.2)
(5.7.3)

含水率 ・ A 種 ・ B 種

・ フラッシュ戸

表面材

・ ()

厚み ・ 改修標準仕様書表5.7.6

・ ()

表面材の品質等

・ 改修標準仕様書5.7.2(2) (イ) (a)〜(c) ・ ()

・ MDF

表表面の状態による区分

・ ()

曲げ強さによる区分

・ ()

接着剤による区分

・ ()

難燃性による区分

・ ()

・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする

・ かまち戸

見込み寸法

・ 30mm

・ ()

・ かまち及び鍍板の樹種

・ ()

・ ふすま

見込み寸法

・ 19.5mm

・ ()

種別

・ I 種

・ II 種

ふすま紙の上張り種類

・ ()

縁の仕上げ

・ ()

・ 戸ぶすま

見込み寸法

・ 30mm

・ ()

表面材

・ ()

厚み ・ 改修標準仕様書表5.7.6

・ ()

表面材の品質等

・ 改修標準仕様書5.7.2(2) (イ) (a)〜(c) ・ ()

・ MDF

表表面の状態による区分

・ ()

曲げ強さによる区分

・ ()

接着剤による区分

・ ()

難燃性による区分

・ ()

・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする

上張りの種類

・ ()

・ 紙張り障子

見込み寸法

・ 30mm

・ ()

枠及びくつずりの材料

・ ()

13 建具用金物
(5.8.2)

金物の見え掛かり部等の材質等

・ 改修標準仕様書 (表5.8.1) による

・ 図示 (図面番号:)

(5.8.4)

マスターキー

・ 製作する

・ 製作しない

引渡用鍵箱

・ 必要

・ 不要

14 自動ドア開閉装置
(5.9.2)

駆動装置及び検出装置の性能値 (・ 車椅子使用者用便房出入口用)

・ 図示 (図面番号:)

(5.9.3)

引き戸用検出装置の種類

・ 図示 (図面番号:)

(5.9.4)

凍結防止措置

・ あり

・ なし

(5.9.3) (9)

⑥

内装改修工事

1 一般事項
(6.1.3) (2)

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
・ 天井	・ 図示 (図面番号:)
・ 壁	・ 図示 (図面番号:)
・ 床	・ 図示 (図面番号:)

(6.1.3) (3)

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲

・ 図示 (図面番号:)

・ ()

(6.1.3) (5)

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修

・ 図示 (図面番号:)

・ ()

②

既存床撤去、下地補修
(6.2.2) (1) (7)

既存床仕上げ材の除去等

浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去

○ 行う

・ 行わない

(6.2.2) (1) (4)

合成樹脂塗リ床材の除去等

・ 機械的除去工法

・ 目荒し工法

(6.2.2) (3)

改修後の床の清掃範囲

○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲

・ ()

3 既存壁撤去、下地補修
(6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法

・ ()

4 木下地等
(6.5.2) (1) (4)
(表6.5.1)

木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比)

部材名称	種 別
下地材	・ A 種 ・ B 種
造作材	・ A 種 ・ B 種

製材

「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
造作用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()

15 自閉式上吊り引戸装置
(5.10.3)

自閉式上吊り引戸装置の性能値

・ 改修標準仕様書 (表5.10.1) による

・ ()

16 重量シャッター
(5.11.2)

種類

・ 管理用シャッター

・ 外壁用防火シャッター

・ 屋内用防火シャッター

・ 防煙シャッター

耐風圧強度 (Pa以上)

(5.11.2) (3)
(表5.11.1)

開閉機能

・ 上部電動式 (手動併用)

・ 上部手動式

(5.11.2) (6)
(5.11.3)

管理用重量シャッターのシャッターケース

・ 設ける

・ 設けない

・ めっき付着量

・ Z12

・ F12

・ ()

17 軽量シャッター
(5.12.2)
(表5.12.1)
(5.12.3)
(5.12.4)

開閉形式

・ 上部電動式 (手動併用)

・ 手動式

耐風圧強度 (Pa以上)

スラットの材質及び形状

・ インターロッキング形

・ オーバーラッピング形

・ めっき付着量

JIS G 3312

・ Z06

・ F06

・ ()

JIS G 3322

・ AZ90

・ ()

18 オーバーヘッドドア
(5.13.2)

型式及び機構

セクション材料

・ スチールタイプ

・ アルミニウムタイプ

・ ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度 (Pa以上)

開閉方式

・ バランス式

・ チェーン式

・ 電動式

収納形式

・ スタンダード形

・ ローヘッド形

・ ハイリフト形

・ パーチカル形

(5.13.3)

ガイドレール

・ 溶融亜鉛めっき鋼板

・ ステンレス鋼板

19 板ガラス
(5.14.2) (1)
(5.14.3)

・ 図示 (図面番号:)

20 ガラス留め材
(5.14.2) (2)

・ シーリング

・ ガasket ()

21 ガラス溝の寸法、形状等
(5.14.3)

・ 図示 (図面番号:)

・ 建具の製造所の仕様による

22 ガラスブロック積み
(5.14.5)

ガラスブロック

表面形状、寸法、厚さ

・ 図示 (図面番号:)

金属枠、補強材

・ 図示 (図面番号:)

化粧カバー

・ 図示 (図面番号:)

工法

・ 図示 (図面番号:)

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

7	⑦ アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	種別 ・ A種 ① B種
	8 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)～(7.8.4) (表7.8.1)～(表7.8.3)	上塗り等級 ・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)
9	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-6) (7.9.2)～(7.9.5) (表7.9.1)～(表7.9.4)	種別 下地 コンクリート面及び押出成形セメント板面
	10 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ・ ()
11	ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) (7.11.2) (表7.11.1)	種別 ・ A種 ・ B種 工程1の着色 ・ 適用する ・ 適用しない
	12 スティン塗り(OS) (7.12.2) (表7.12.1)	種類 ・ ビグメントスティン塗り ・ オイルスティン塗り オイルスティン塗りの工程、塗料 ・ ()
13	木材保護塗料塗り(WP) (7.13.2) (表7.13.1)	種別 ・ A種 ・ B種
	8の1 耐震改修工事 共通事項	(一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)
8の2 耐震改修工事 撤去工事	1 既存部分の撤去等 (8.21.2)	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨ブレースの設置工事 ・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事
	2 既存構造体の撤去 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)	撤去の範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ () 撤去範囲 図示(図面番号:) 既存構造体の撤去 撤去範囲 図示(図面番号:) はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 ・ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示(図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する ・ 図示(図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する ・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・ () はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・ () はつりだした鉄骨の処置 ・ 発泡スチロール等で養生する。 ・ ()
8の3 耐震改修工事 鉄筋工事	① 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ・ SD295 土間スラブ、外部土間 ・ SD345 ・ SD390 ・ ()
	② 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm) 150mm 6mm 90°未満の折曲げの内法直径 図示(図面番号:)
5	加工 (8.3.2)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示(図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示(図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける 鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示(図面番号:) ・ 図示(図面番号:) 機械式定着工法 適用箇所() 種類() 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示(図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ ()mm
	⑥ 各部配筋 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない 割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ・ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ () ・ () ・ 9Φ () ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () 8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)
9	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ ()mm ・ 図示(図面番号: A-25、A-15) 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない 割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ・ R235 ・ 6Φ スパイラルの径(mm) ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ () ・ () ・ 9Φ () ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) () 9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)
	⑧ 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 () 適用箇所() 性能 () 鉄筋相互のあき()mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () 溶接継手 工法 () 適用箇所() 性能 () 鉄筋相互のあき()mm 溶接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()
8の4 耐震改修工事 コンクリート工事	(コンクリート工事一般事項) ① コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4) (8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)	コンクリートの種類 ・ I類 ・ II類 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] ・ 24 ・ (18) 土間又は、外部土間 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] ・ 36 ・ 1種 適用箇所 気乾単位容積質量 スランブ ・ () ・ 2種 15 合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリートの仕上り ・ a種 ・ b種 ・ c種
	2 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4) (表8.1.5)	コンクリートの種類 ・ I類 ・ II類 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] ・ 24 ・ (18) 土間又は、外部土間 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] ・ 36 ・ 1種 適用箇所 気乾単位容積質量 スランブ ・ () ・ 2種 15 合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリートの仕上り ・ a種 ・ b種 ・ c種
6	④ 混和材料 (8.2.5)	セメントの種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所() 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ・ A _L (コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・ A(安全と認められる骨材を使用) なお、A _L で規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロニッケルスラグ細骨材 ・ 銅スラグ細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材H(普通エコセメントを使用するコンクリートに限る)
	5 調管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正值(S) ・ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ・ () ・ 普通エコセメント使用の場合の湿潤養生期間()
7	型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 ・ 複合合板(厚さ ・ 12mm ・ ()) スリーブ ・ 材種() 規格() 型枠存置期間及び取外し ・ 普通エコセメント使用の場合の最小存置期間()
	8 暑中コンクリート (8.10.2)	構造体強度補正值(S) ・ 6N/mm ² ・ ()
9	無筋コンクリート (8.11.1)	コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート ・ () 設計基準強度 ・ 18N/mm ² ・ () スランブ ・ 15cm ・ 18cm ・ ()
	10 コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)	部位別のコンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 部位 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号:) ・ () ・ () ・ 図示(図面番号:) ・ () 鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2

8 の 5 耐震 改修 工事 あと施工アンカー工事	(あと施工アンカー)	種類
	1 あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)	・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 (・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 接着系 アンカーの種類 ・ カプセル型回転・打撃式 ・ () ・ 接着剤の品質 ・ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号:) あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない
	2 あと施工アンカーの施工 (8.12.4) (8.12.6) (8.12.7)	穿孔 埋込み配管等の探索の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ () あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ・ 実施しない 試験方法 ・ 引張試験機による引張試験 ・ () 1ロットの単位 ・ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・ () 試験の箇所数 ・ 1ロットに対し3本(無作為) ・ () 確認強度 ・ ()
(場所打ちコンクリート壁の増設工事)	3 シアコネクター	場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクター 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径[mm] ・ D10 長さ[mm] ・ 増打壁厚－40 ・ () 形込み深さ[mm] ・ 5d(d: シアコネクターの径)以上 ・ () 間隔[mm] ・ 500×500 シアコネクターとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ・ ()

8 の 6 耐震 改修 工事 鉄骨工事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	㈩日本鉄骨評価センター又は㈩全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ・ R ・ M ・ H ・ S
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (8.1.6)	施工管理技術者(鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の配置 ・ しない ・ する
	3 鋼材 (8.2.8)	種類・形状及び寸法 ・ 図示(図面番号:)
(8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	4 高力ボルト	高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト2種(S10T) ・ JIS形高力ボルト2種(F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当)
		ねじの呼び ・ 図示(図面番号:) すべり試験 ・ 行う(試験方法等 図示:図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ()
(8.2.10)	5 溶接材料	・ 改修標準仕様書(8.2.10)(1)(2)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示(図面番号:)
	6 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する() ・ 実施しない
(8.15.3) (8.15.4)	7 溶接作業を行う技能資格者	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する() ・ 実施しない
	8 溶接の準備 (8.15.4)	開先の形状 ・ 図示(図面番号:)
(8.15.7)	9 溶接施工	鋼製エンドタブの切断 ・ 適用箇所 図示(図面番号:) 切断面の仕上げ ・ () 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ(セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。 2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習修了者(溶接技能者・A級以上)又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者となること。また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者となること。 板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部 ・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 図示(図面番号:) スラップの形状 ・ 図示(図面番号:)
	10 溶接部の試験 (8.15.12)	溶接部の外観試験 ・ 試験方法() ・ 確認方法() 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(7.6.12)(4)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% ・ () 検査水準 ・ 第6水準 ・ () ロットの構成() 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(7.6.12)(4)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ ()

8 の 7 耐震改修工事 グラウト工事	1 1 鉄骨の錆止め塗装 (8.17.2) (8.17.4)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る） ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1)（ ）種 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1)（ ）種 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示（図面番号： ）												
	1 2 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	<table><tr><th>部位</th><th>種類</th><th>材料・工法</th><th>耐火性能</th></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>	部位	種類	材料・工法	耐火性能								
	部位	種類	材料・工法	耐火性能										
1 3 ブレース設置工事後の仕上げ (8.22.9)	・ 図示（図面番号： ）													
1 4 スタッド (8.2.11)	スタッドの種類 ・（ ）													
8 の 7 耐震改修工事 グラウト工事	(グラウト工事)													
	1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.12) (表8.2.5) (表8.2.10)	構造体用モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.12)による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.12)(1)による ・（ ） グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.12)(2)による。 増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造物との隙間の処置方法 <table><tr><th>部位</th><th>処理方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>増設壁の上部</td><td>・ グラウト材を注入 ・（ ）</td><td>・ 寸法は図示による</td></tr><tr><td>・（ ）</td><td>・（ ）</td><td>・（ ）</td></tr></table>	部位	処理方法	備考	増設壁の上部	・ グラウト材を注入 ・（ ）	・ 寸法は図示による	・（ ）	・（ ）	・（ ）			
	部位	処理方法	備考											
	増設壁の上部	・ グラウト材を注入 ・（ ）	・ 寸法は図示による											
・（ ）	・（ ）	・（ ）												
(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等)														
2 既存構造物との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)														
8 の 8 耐震改修工事 柱補強工事	(連続繊維補強工事)													
	1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・（ ）												
	2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.2.13)	連続繊維の材料 ・（ ） 工法 ・（ ） 引張強度（含浸硬化後） ・（ ） ヤング係数（含浸硬化後） ・（ ） 仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造躯体面まで除去する ・ モルタル除去は行わない ・（ ） 既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う（ ） ・ 行わない ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法												
	3 連続繊維シートの施工準備	柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示（図面番号： ） ・ 図示（図面番号： ）												
8 の 8 耐震改修工事 柱補強工事	4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)													
	5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.7)													
	6 炭素繊維シートの施工	炭素繊維の目付量 ・ 図示（図面番号： ） ・ 200g/m2 ・ 300g/m2 ・（ ） 炭素繊維シートの巻き数 ・ 図示（図面番号： ） ・ 1巻き ・ 2巻き ・（ ）												
	7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.6)	引張強度試験 ・ 実施する（JIS A1191に準拠する） ・ 実施しない 試験数量（ ） 付着強度試験 ・ 実施する（JIS A6909に準拠する） ・ 実施しない 試験数量（ ）												

8
の
9

耐震補強工事

スリット新設工事

免震改修工事

制振改修工事

(耐震スリット新設工事)

スリットの種類
(8.25.1)
(8.25.2)

スリットの施工

免震・制振改修
(8.26.1)～
(8.27.9)

耐震スリットの種類及び形状
完全スリットの形状

部分スリットの形状

範囲

方法

スリットの逃げ位置

撤去部の補修

充填材

免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。

8
の
10

その他工事

1 土工事
(8.28.2)
(8.28.3)

2 地業工事
(8.28.4)

既存杭の撤去

建設発生土の処理

山留めの撤去

杭の施工監理

適用基準

施工記録

根拠資料

試験杭及び試験据

杭の支持層

杭の載荷試験

	設計 監理	類 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号			製図年月日 . . .			設計番号 No			備考			図面名称			縮尺			図面 No A-006 原因: A2
			管理建築士		設計者	変更・訂正 . . .			白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事						改修特記仕様書(6)			S-NS			
			一級建築士 第306854号 田中 召剛	一級建築士 第306854号 田中 召剛																	

環境配慮改修工事

地盤の載荷試験
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示 (図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法
・ 図示 (図面番号:)

杭頭処置
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業
範囲 ・ 図示 (図面番号:) 厚さ (mm) ・ 60 ・ ()

捨てコンクリート地業
範囲 ・ 図示 (図面番号:) 厚さ (mm) ・ 50 ・ ()

9

石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排気出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計 点
・	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シート撤去後 1 週間以降	処理作業室内	計 点
・	測定 8		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

(9.1.3)

・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3 (2) (7) による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

(9.1.4)

・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4 (1) による ・ ()
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

(9.1.5)

・ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
石綿含有せっこうボードの処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場)
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

(9.1.6)

・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月)」に基づき適切に処理すること。

・ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

2

断熱アスファルト防水改修工事
(9.2.1) ~ (9.2.3)

改修特記仕様書 3 章による

3

外断熱改修工事
(9.3.2)

断熱材

種類	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ロックウール断熱材	
・ グラスウール断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.3.3)

既存外壁の措置
既存外壁仕上材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()

(9.3.4)

工法
通気層の有無 ・ あり (mm) ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ()
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ()
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法)
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

(9.5.3)

・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ A 種 1 ・ A 種 1 H ・ ()
厚さ (mm) ・ 25 ・ 30 ・ ()
施工箇所 ・ 図示 (図面番号:)

・ 現場発泡断熱材
(品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による
(試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4)

・ 断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ ()	・ 有	・ 無

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

5

屋上緑化改修工事
(9.6.1) (9.6.2) (9.6.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)
・ 適用しない

かん水装置 ・ 設置する (種類 ・)
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6

透水性アスファルト舗装改修工事
(9.5.2) ~ (9.5.7) (9.5.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ [mm]
・ 盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示 (図面番号:) ・ ()
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7 μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメント B 種
・ 生石灰 (・ 特号 ・ 1 号) ・ 消石灰 (・ 特号 ・ 1 号)
添加量 (kg/m2) (目標CBR ・ 5 以上 ・)

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ ()
厚さ [mm] ・ 0.5~1.0 ・ ()
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ()
透水係数 ・ 1.5×10⁻⁴~1cm/sec 以上 ・ ()

試験
路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
路盤材料 ・ 再生材のクラッシャーラン
・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ
・ 図示 (図面番号:)
・ ()

試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ [mm]
・ ストレートアスファルト	・ 図示 (図面番号:) ・ ()

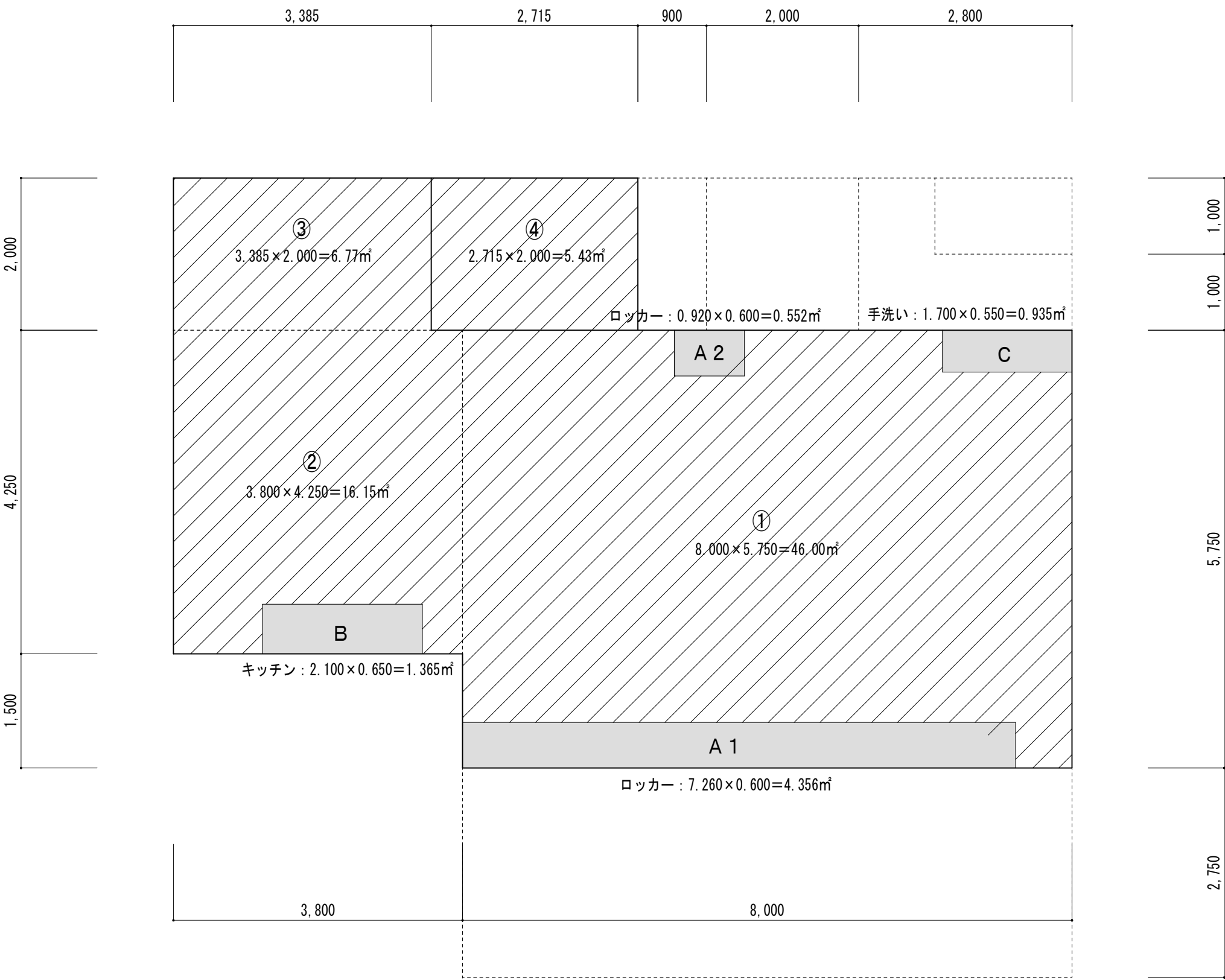
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()

内 部 仕 上 表										
室 名			床	巾木	腰壁（面台部分）	壁	天井	廻縁	天井高	備 考
便所 1	改修前	下地	土間 厚120【一部撤去】 （主筋・配力筋 共 別紙詳細図参照） ポリエチレンフィルム t-0.15【一部撤去】 砕石敷 t-100【一部撤去】 モルタル金コテ t-30 下地【一部撤去】	ビニル幅木 H=100	構造用合板t-12、LGS下地（W65-@300）	モルタル金コテ	LGS下地（W19-@300）	塩ビ突付	H=2,540	幼児用大便器 3【撤去】 幼児用和便器 1【撤去】 小便器 5【撤去】 幼児用トイレブース【撤去】 ※汚物流し、S K、洗い場【残置】 ※大便器用トイレブース【残置】
		仕上	ビニル床シート t-2.8【一部撤去】		メラミン不燃化粧板 t-3	メラミン不燃化粧板 t-3	化粧石膏ボード t-9.5			
	改修後	下地	土間 厚120【撤去部 新設】 （主筋・配力筋 共 別紙詳細図参照） ポリエチレンフィルム t-0.15【撤去部 新設】 砕石敷 t-100【撤去部 新設】 モルタル金コテ t-30 下地【撤去部 新設】	ビニル幅木 【一部新設】	【既設のまま】	【既設のまま】	【既設のまま】	【既設のまま】		大便器 2【新設】 小便器 1【新設】 トイレブース【新設】
		仕上	ビニル床シート t-2.5【撤去部 新設】		【既設のまま】 ※衛生器具撤去後、配管部塞ぎ（機械設備工事）	【既設のまま】	【既設のまま】			
	（改修前） 職員室 相談コーナー 保健室 ↓ （改修後） 放課後 児童クラブ	改修前	下地	【既設のまま】	米桐 S O P 塗 H=100 【一部撤去】	構造用合板t-12、LGS下地（W65-@300）【撤去】	モルタル金コテ	LGS下地（W19-@300）		塩ビ突付 【撤去】
仕上			ビニル床シート t-2.5【撤去】	メラミン不燃化粧板 t-3 【撤去】		N A D 塗	化粧石膏ボード t-9.5			
改修後		下地	【既設のまま】	米桐 S O P 塗 H=100 【一部新設】	既設モルタル金コテ	【既設のまま】	【既設のまま】	塩ビ突付 【新設】	ガスコンロ付 システムキッチン【新設】 ステンレス製手洗い流し台（3口）【新設】 扇風機（天井扇）6箇所【新設】※機械設備図参照 造り付ロッカー（40人分）【新設】 ロールスクリーン 2箇所【新設】※天井伏図参照 ブラインド 3箇所【新設】※天井伏図参照 既設白板及び行事白板【復旧】 室名札 平付 木目調 200×200【新設】	
		仕上	ビニル床シート t-2.8【新設】 （衝撃吸収、抗菌タイプ）		面台撤去跡N A D 塗	【既設のまま】	【既設のまま】			

内 部 仕 上 表										
室 名			床	巾木	腰壁（面台部分）	壁	天井	廻縁	天井高	備 考
（改修前） 湯沸室 ↓ （改修後） 放課後 児童クラブ	改修前	下地	モルタル金コテ下地	米桐 S O P 塗 H=100		モルタル金コテ	LGS下地 (W19-@300)	塩ビ突付 【撤去】	H=2, 540	ガスコンロ付 キッチン【撤去】
		仕上	ビニル床シート t-2. 5【撤去】			N A D 塗 メラミン不燃化粧板 t-3 シーリング目地	化粧石膏ボード t-9. 5			
	改修後	下地	【既設のまま】	米桐 S O P 塗 H=100 【キッチン撤去部 新設】		【既設のまま】	【既設のまま】	塩ビ突付 【新設】		
		仕上	ビニル床シート t-2. 8【新設】 （衝撃吸収、抗菌タイプ） ※キッチン撤去部分を含む			【N A D 塗部分は既設のまま】 ※キッチン及びメラミン不燃化粧板撤去部分は N A D 塗	【既設のまま】			
洗濯室	改修前	下地	土間 厚120【一部撤去】 （主筋・配力筋 共 別紙詳細図参照） ポリエチレンフィルム t-0. 15【一部撤去】 砕石敷 t-100【一部撤去】 モルタル金コテ t-30 下地【一部撤去】	ビニル幅木 H=100 【一部 撤去】		モルタル金コテ	LGS下地 (W19-@300)	塩ビ突付 【撤去】	H=2, 540	洗濯機パン【撤去】※機械設備図参照
		仕上	ビニル床シート t-2. 5【撤去】			メラミン不燃化粧板 t-3 シーリング目地	化粧石膏ボード t-9. 5			
	改修後	下地	土間 厚120【撤去部 新設】 （主筋・配力筋 共 別紙詳細図参照） ポリエチレンフィルム t-0. 15【撤去部 新設】 砕石敷 t-100【撤去部 新設】 モルタル金コテ t-30 下地【撤去部 新設】	ビニル幅木 H=100 【撤去部 新設】		【既設のまま】	【既設のまま】	塩ビ突付 【新設】		
		仕上	【既設のまま】 ※洗濯機撤去部分 ビニル床シート t-2. 5【新設】			【既設のまま】	【既設のまま】			
便所 2	改修前	下地	モルタル金コテ下地	ビニル幅木 H=100		モルタル金コテ	LGS下地 (W19-@300)	塩ビ突付 【撤去】	H=2, 540	
		仕上	ビニル床シート t-2. 5			N A D 塗 メラミン不燃化粧板 t-3 シーリング目地	化粧石膏ボード t-9. 5			
	改修後	下地	【既設のまま】	【既設のまま】		【既設のまま】	【既設のまま】	塩ビ突付 【新設】		
		仕上	【既設のまま】			【既設のまま】	【既設のまま】			
更衣室	改修前	下地	モルタル金コテ下地	ビニル幅木 H=100		モルタル金コテ	LGS下地 (W19-@300)	塩ビ突付 【撤去】	H=2, 540	
		仕上	ビニル床シート t-2. 8			N A D 塗 メラミン不燃化粧板 t-3 シーリング目地	化粧石膏ボード t-9. 5			
	改修後	下地	【既設のまま】	【既設のまま】		【既設のまま】	【既設のまま】	塩ビ突付 【新設】		
		仕上	【既設のまま】			【既設のまま】	【既設のまま】			

【特記事項】		【仕上記号略図】		【記号略号】		【防火認定番号】	
・ビニル床シート張りは、熱溶接工法とする。	・石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用しない。	記号	名称	記号	名称	材料名	認定番号
・土間コンクリート下は、ポリエチレンフィルム 厚0.15敷	・防火区画等を貫通する給水管・その他配管の処置は、建築基準法施行令第112条15項及び	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料	HL	ヘアライン	石膏ボード 厚12.5	不燃 NM-8619
(タテ、ヨコ重ね部分 L=200以上とする。)	第129条2項5号によるものとする。(各設備共通)	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	PB	石膏ボード	石膏ボード 厚9.5	準不燃 QM-9828
・WC内手摺は設備工事(下地補強は建築工事)とする。		CL	クリアラッカー	LGS	軽量鉄骨下地	化粧石膏ボード 厚9.5	不燃 NM-1864
・手摺、棚、設備機器などの取付壁面補強は耐水合板 t-12とする。		SOP	合成樹脂調合ペイント			化粧石膏ボード 厚9.5	準不燃 QM-0524
・面台、手洗器等の壁その他の取合いはシーリングをする事。		・使用建築材料：特記なき限りJIS、JAS認定品を使用すること。				耐水石膏ボード 厚12.5	不燃 NM-9346
・室内の備品(家具等)の撤去・移動は工事範囲外とする。		【シックハウス対応策】				メラミン不燃化粧板 t-3	不燃 NM-2183
		・使用建材：F☆☆☆ (天井、壁、家具、建具仕上材、接着剤、下地共)					
		・内部塗料：F☆☆☆ 家具等：F☆☆☆					

外 部 仕 上 表			
外部土間	改修前	下地	土間 厚150【一部撤去】 (補強筋共 ワイヤメッシュ6φ-@150) 砕石敷 t-100【一部撤去】
		仕上	金こて押さえ
	改修前	下地	土間 厚150【撤去部 新設】 (補強筋共 ワイヤメッシュ6φ-@150) 砕石敷 t-100【撤去部 新設】 ※土間取り合い部は差し筋アンカーD10-@200とする。
		仕上	金こて押さえ



放課後児童クラブ専有スペースの検討

定員：40名

一人当たりの必要専有面積：1.65㎡

必要面積：1.65㎡×40名＝66.00㎡

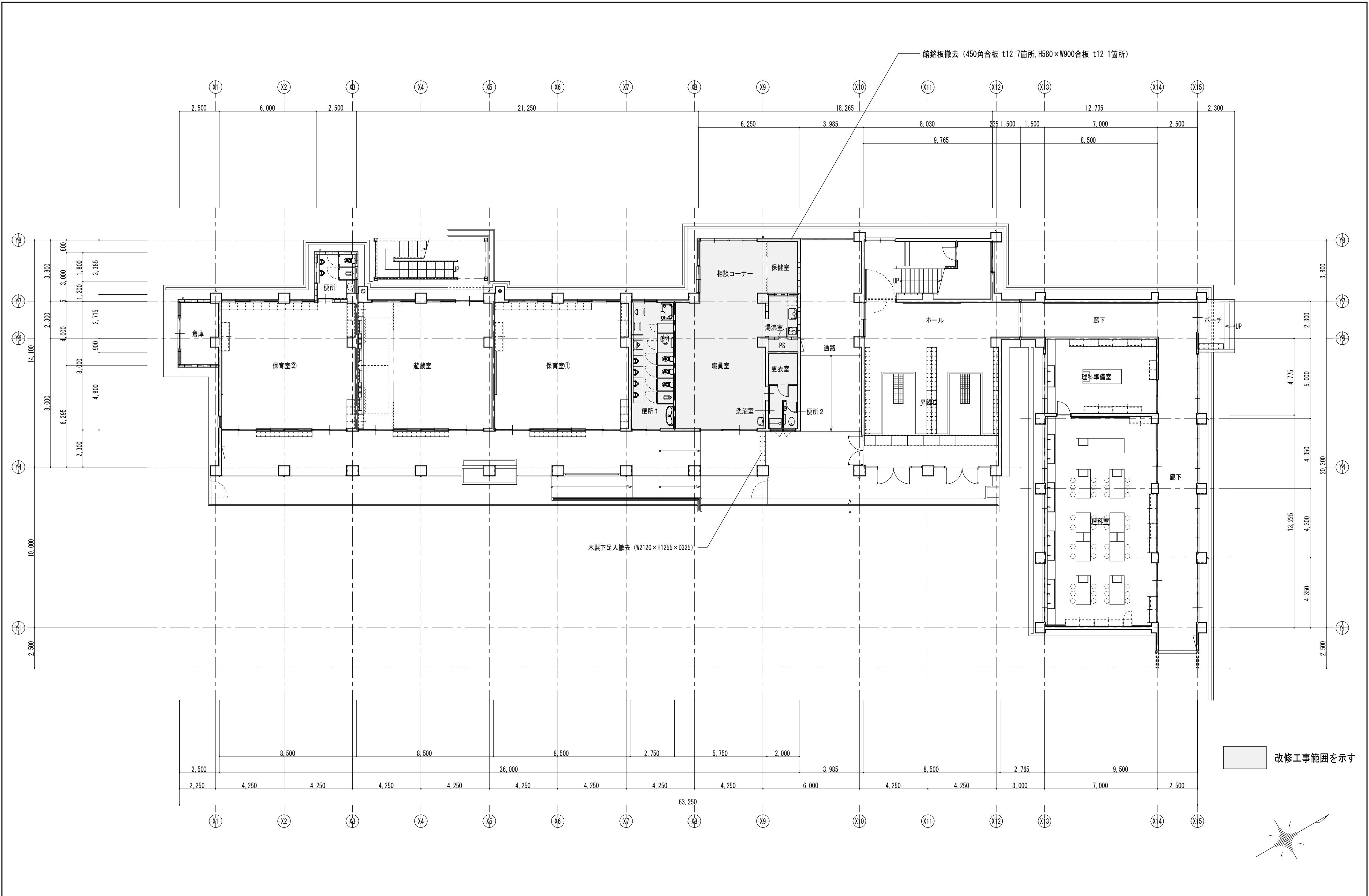
施設面積：①＋②＋③＋④＝74.35㎡

除外面積：A1＋A2＋B＋C＝7.208㎡

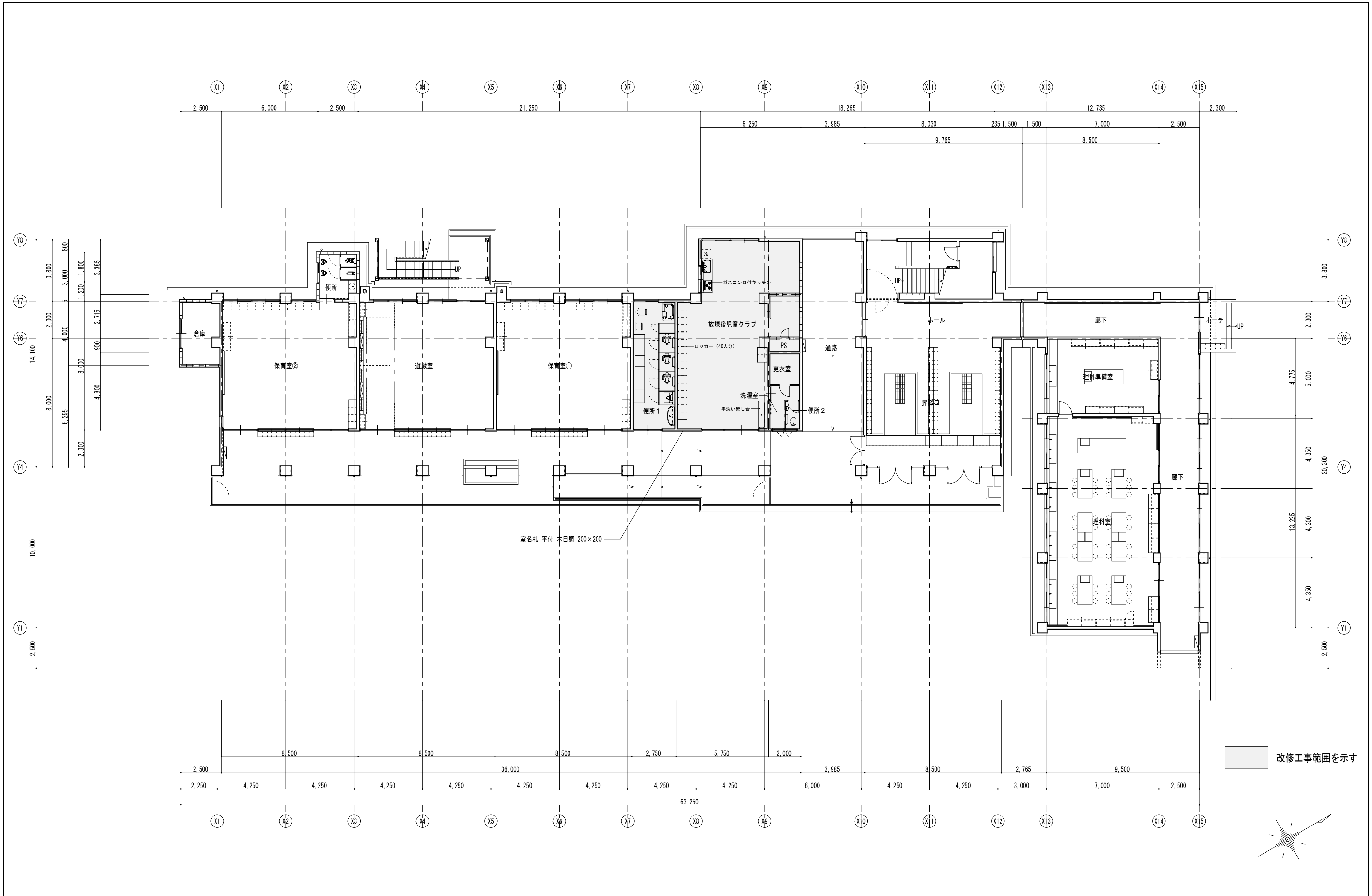
有効専有面積：74.35－7.208＝67.142㎡

67.142㎡＞66.00㎡ ∴OK

※有効専有面積は、壁芯寸法により算出した施設面積より、固定された家具、流し台等の水平投影面積を除いた面積とする。



 設計 監理 類 建 築 設 計 事 務 所	一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号				製図年月日 . . .	設計番号 No	備考	図面名称	縮尺	図面 No A-012 原図: A2
	管理建築士		設計者		変更・訂正 . . .	白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事		1階 平 面 図	S=1/150	
	一級建築士 第306854号 田中 召剛		一級建築士 第306854号 田中 召剛		【改修前】			.		
								.		



改修工事範囲を示す



設計 類 建築設計事務所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日

設計番号 No.

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

1階 平面図

S=1/150

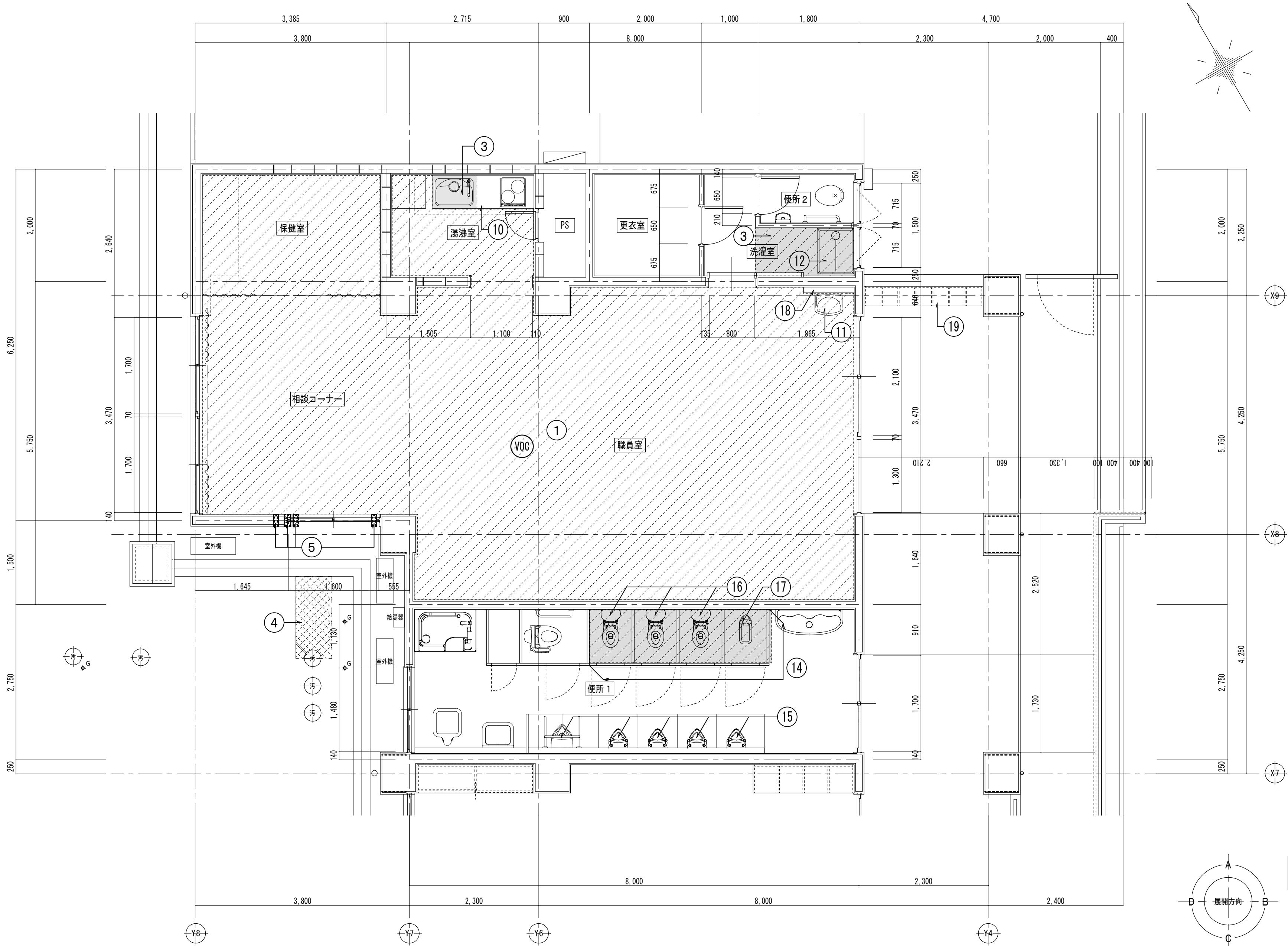
A-013

原図: A2

一級建築士
第306854号
田中 召剛

一級建築士
第306854号
田中 召剛

【改修後】



撤去・調整事項	
①	床：ビニル床シート t-2.5、撤去
②	—
③	カッター入れの上 土間 厚120 撤去 (主筋・配筋 共) ポリエチレンフィルム t-0.15 撤去 砕石敷 t-100 撤去 モルタル金コテ t-30 下地 撤去
④	既設建物外部、カッター入れの上 土間コンクリート厚150、砕石厚100 撤去
⑤	既設外壁部、配管用コア抜き(乾式穿孔)
⑥	—
⑦	—
⑧	—
⑨	—
⑩	既設システムキッチン、撤去
⑪	既設手洗い器、撤去<機械設備図参照>
⑫	既設洗濯機パン、撤去<機械設備図参照>
⑬	—
⑭	トイレブース、一部撤去
⑮	既設幼児用小便器、撤去<機械設備図参照>
⑯	既設幼児用大便器、撤去<機械設備図参照>
⑰	既設幼児用和便器、撤去<機械設備図参照>
⑱	既設ライニング 撤去 (面台：ポストフォーム t-25、腰壁：構造用合板 t-12張りの上 メラミン不燃化粧板 t-3張り、軽量壁下地共)
⑲	既設外部下足箱、撤去 (W:2,120×H:1,255×D:325)
⑳	—
㉑	—
㉒	—
㉓	—
㉔	—
㉕	—

VOC

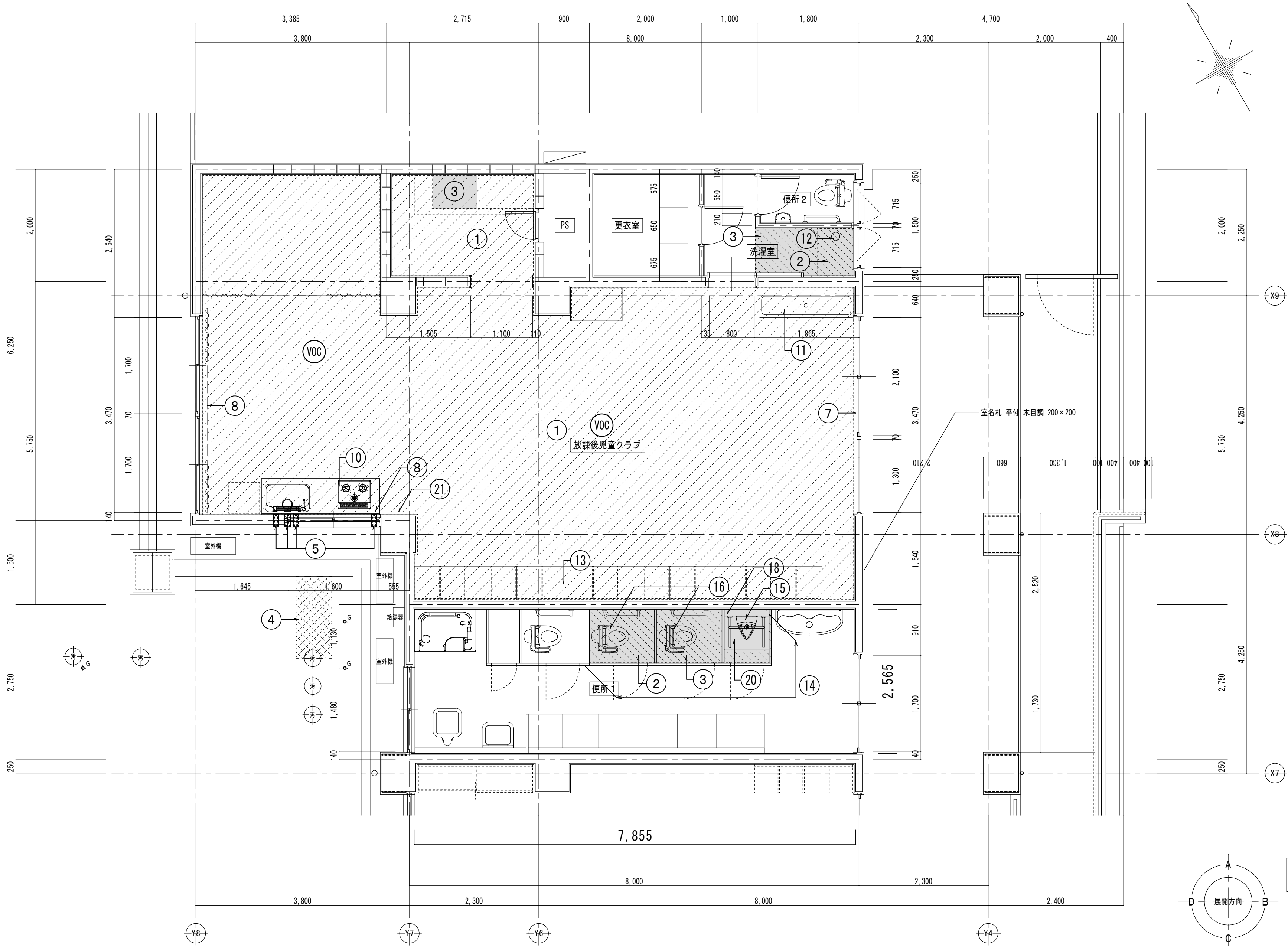
室内空気汚染物質測定箇所を示す

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校教育施設	○	○	○	○	○	○

測定方法：パッシブ法

測定時期：工期内に測定結果も報告できる様にすること

報告書提出部数：2部

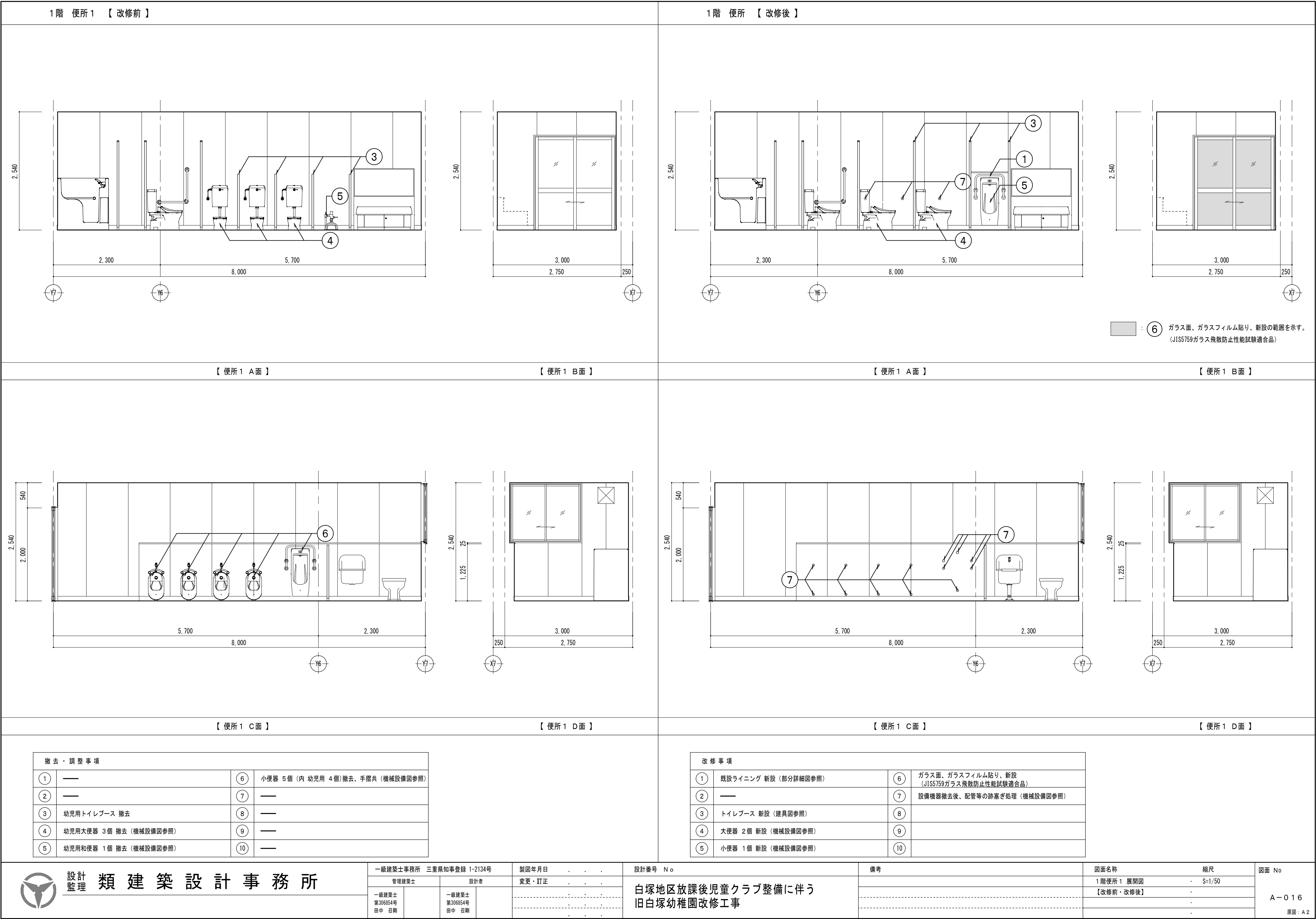


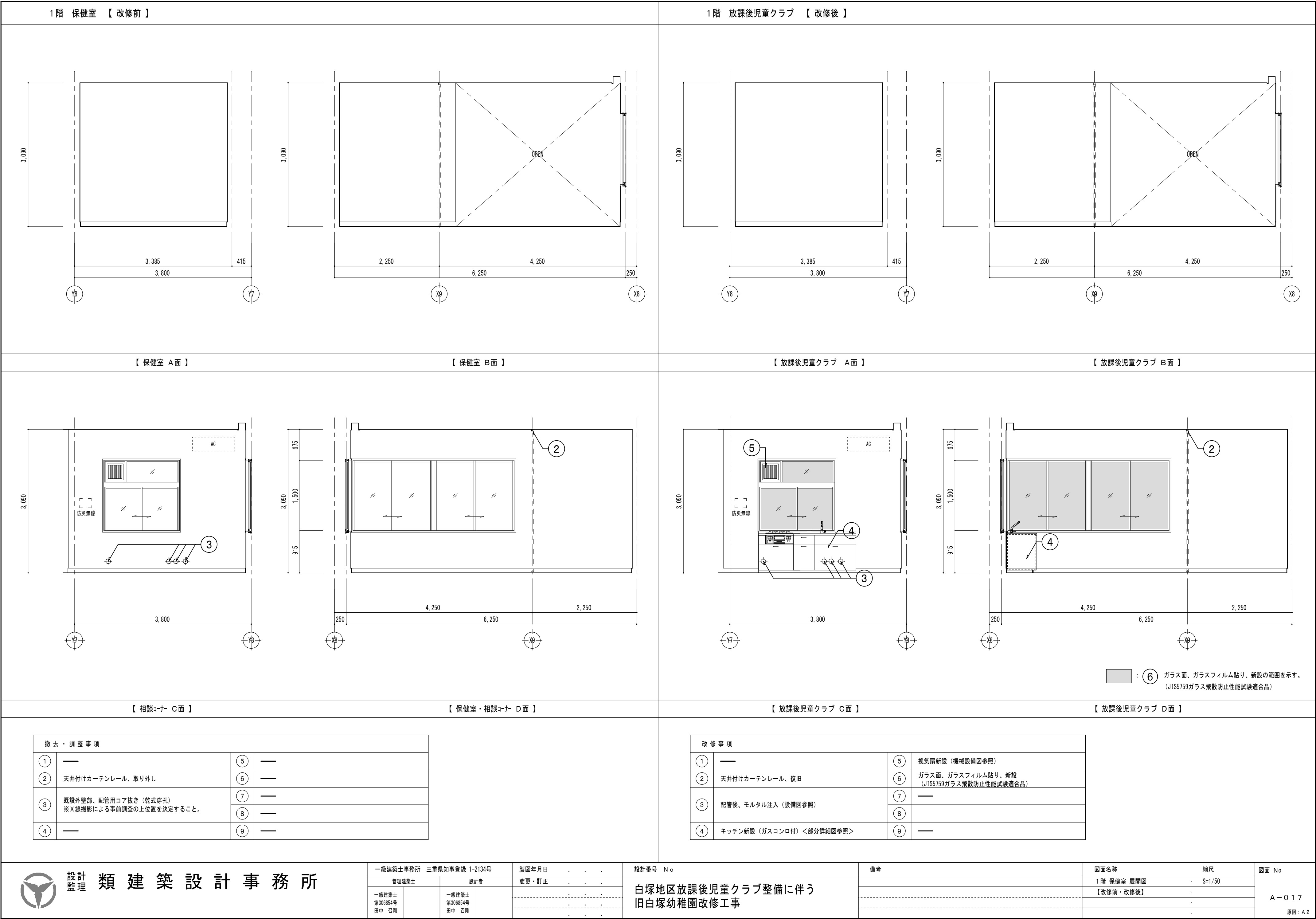
改修事項	
①	床：ビニル床シート t-2.8、新設 (衝撃吸収、抗菌タイプ)
②	床：ビニル床シート t-2.5、新設
③	土間 厚120 新設 (主筋・配力筋 共) 【部分詳細図参照】 ポリエチレンフィルム t-0.15 新設 砕石敷 t-100 新設 モルタル金コテ t-30 下地 新設
④	掘削部分、埋め戻しの後 土間コンクリート 厚150 新設 (補強筋 ワイヤメッシュ φ6-@150) 砕石敷 t-100 新設 ※既設土間取合い部は差し筋アンカー D10-@200とする。
⑤	コア抜き箇所(機械設備図参照)
⑥	—
⑦	開口部：ロールスクリーン新設(1箇所)※天井伏図参照
⑧	開口部：ブラインド新設(2箇所)※天井伏図参照
⑨	—
⑩	システムキッチン新設(部分詳細図及び設備図参照)
⑪	SUS製手洗い流し(3口)新設(部分詳細図参照)
⑫	洗濯機用排水トラップ 新設(機械設備図参照)
⑬	造り付けロッカー、新設(部分詳細図参照)
⑭	トイレブース、一部新設(建具図参照)
⑮	小便器、新設(機械設備図参照)
⑯	大便器、新設(機械設備図参照)
⑰	—
⑱	ライニング増設及び面台新設<部分詳細図参照>
⑲	—
⑳	汚垂れ石新設
㉑	消火器 ABC10型粉末消火器新設 表示スタンド共
㉒	—
㉓	—
㉔	—
㉕	—

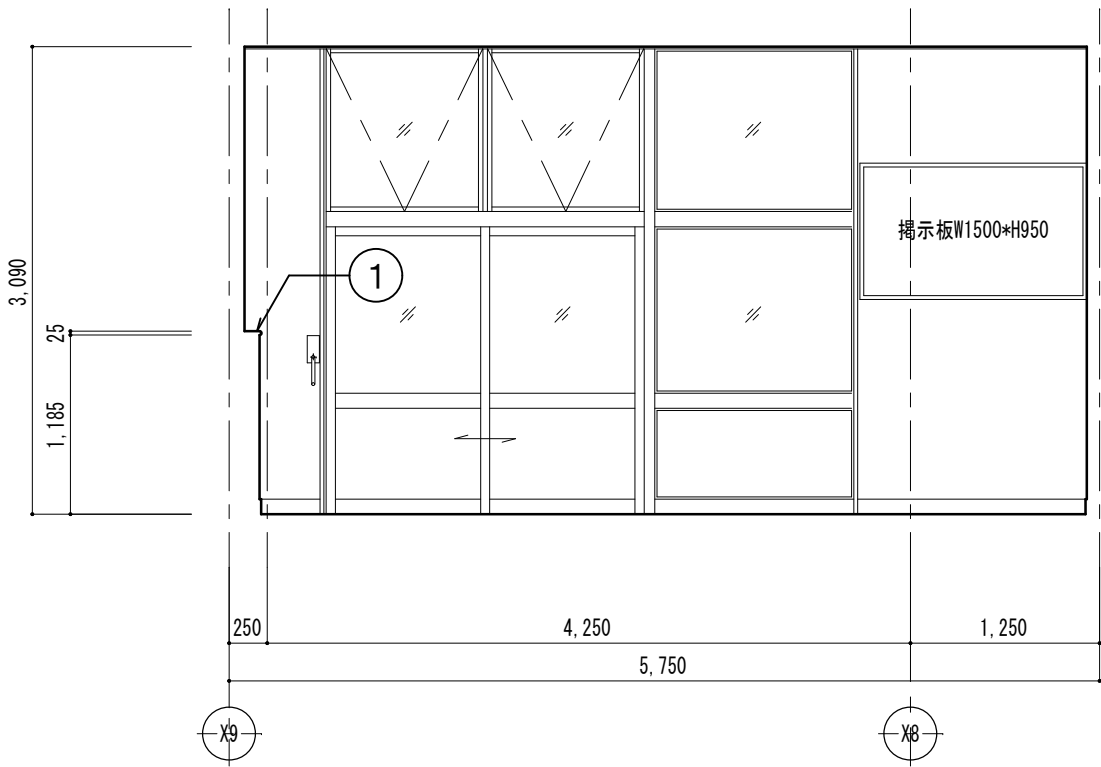
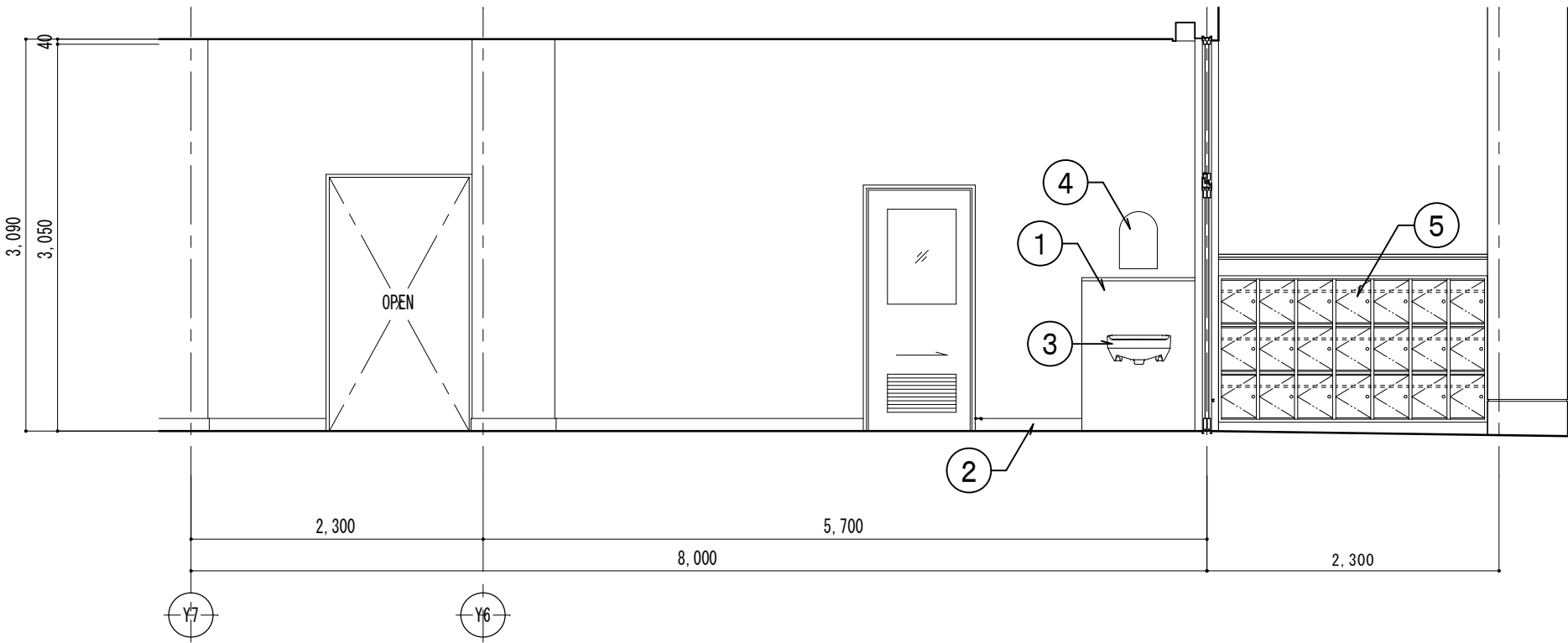
VOC 室内空気汚染物質測定箇所を示す

施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
学校教育施設	○	○	○	○	○	○

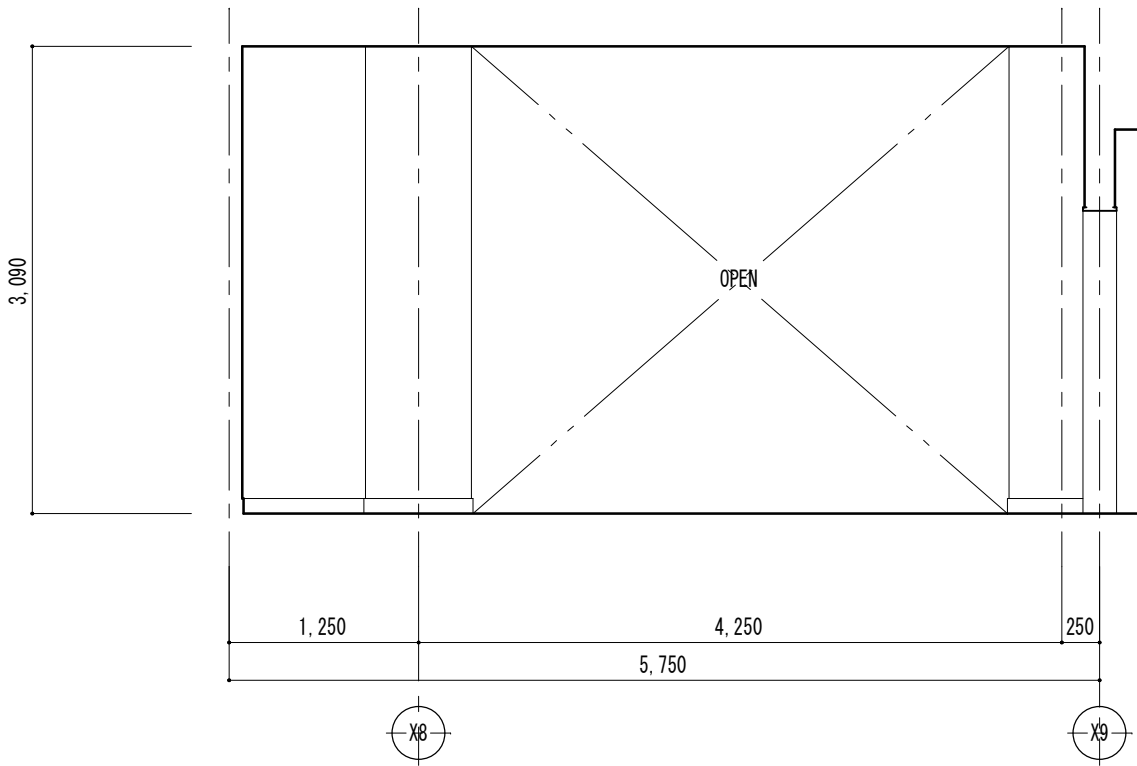
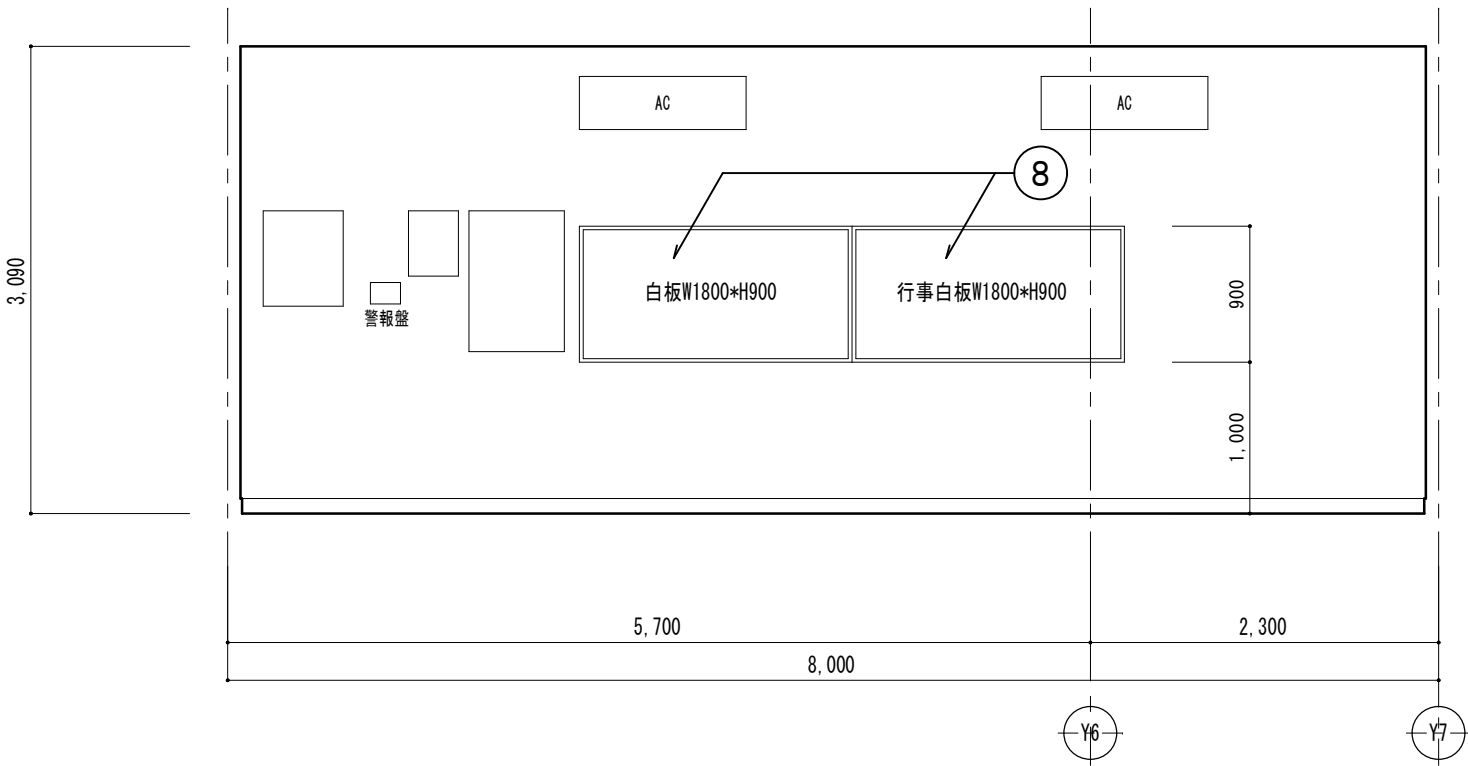
測定方法：パッシブ法
測定時期：工期内に測定結果も報告できる様にする
報告書提出部数：2部







【 職員室 A面 】

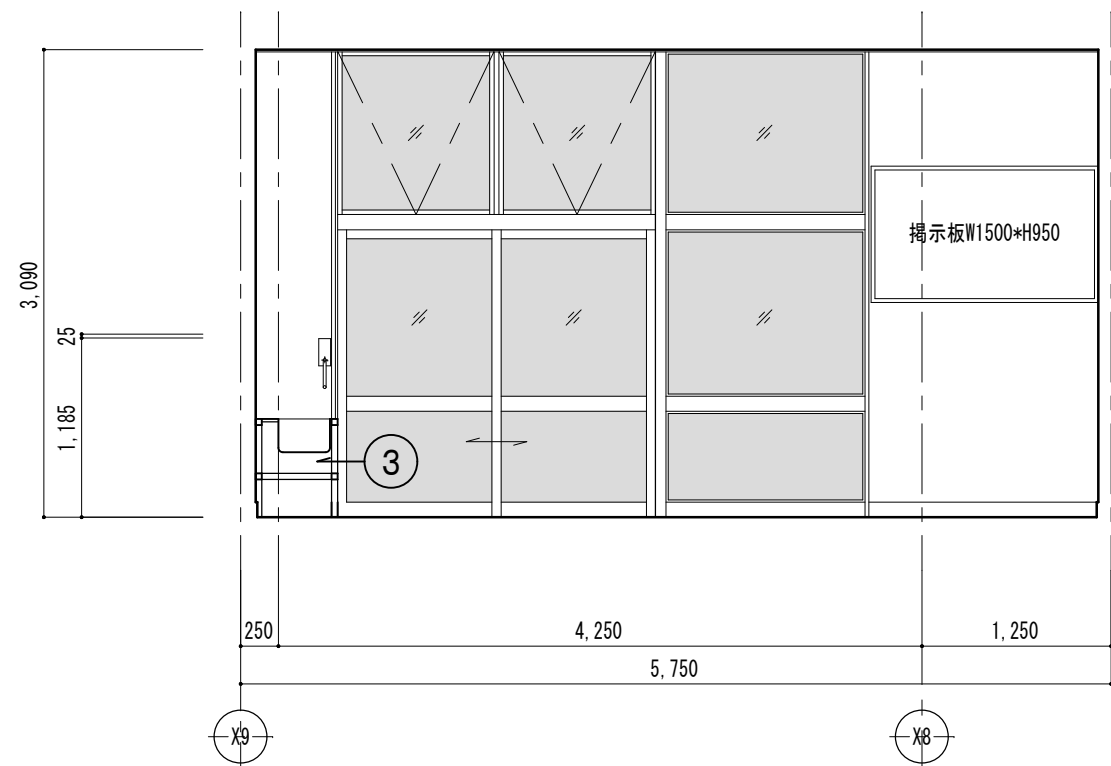
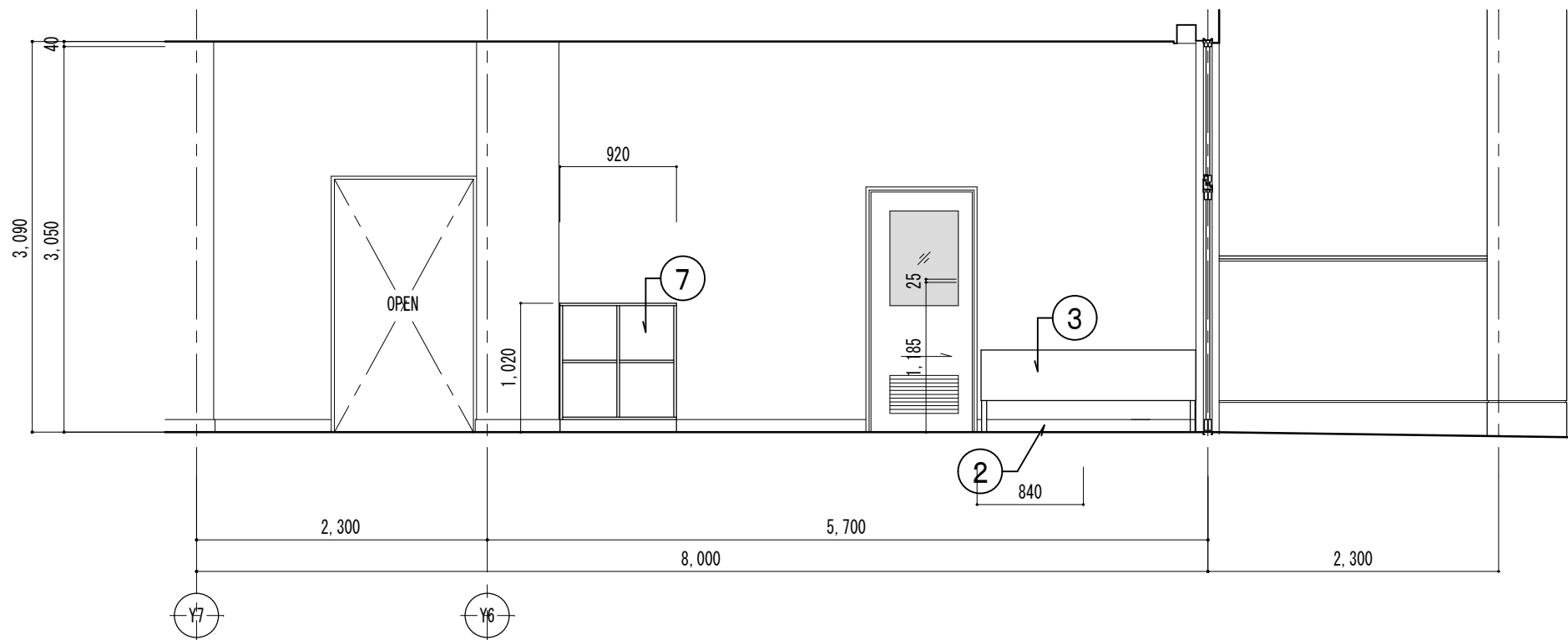


【 職員室 C面 】

【 職員室 D面 】

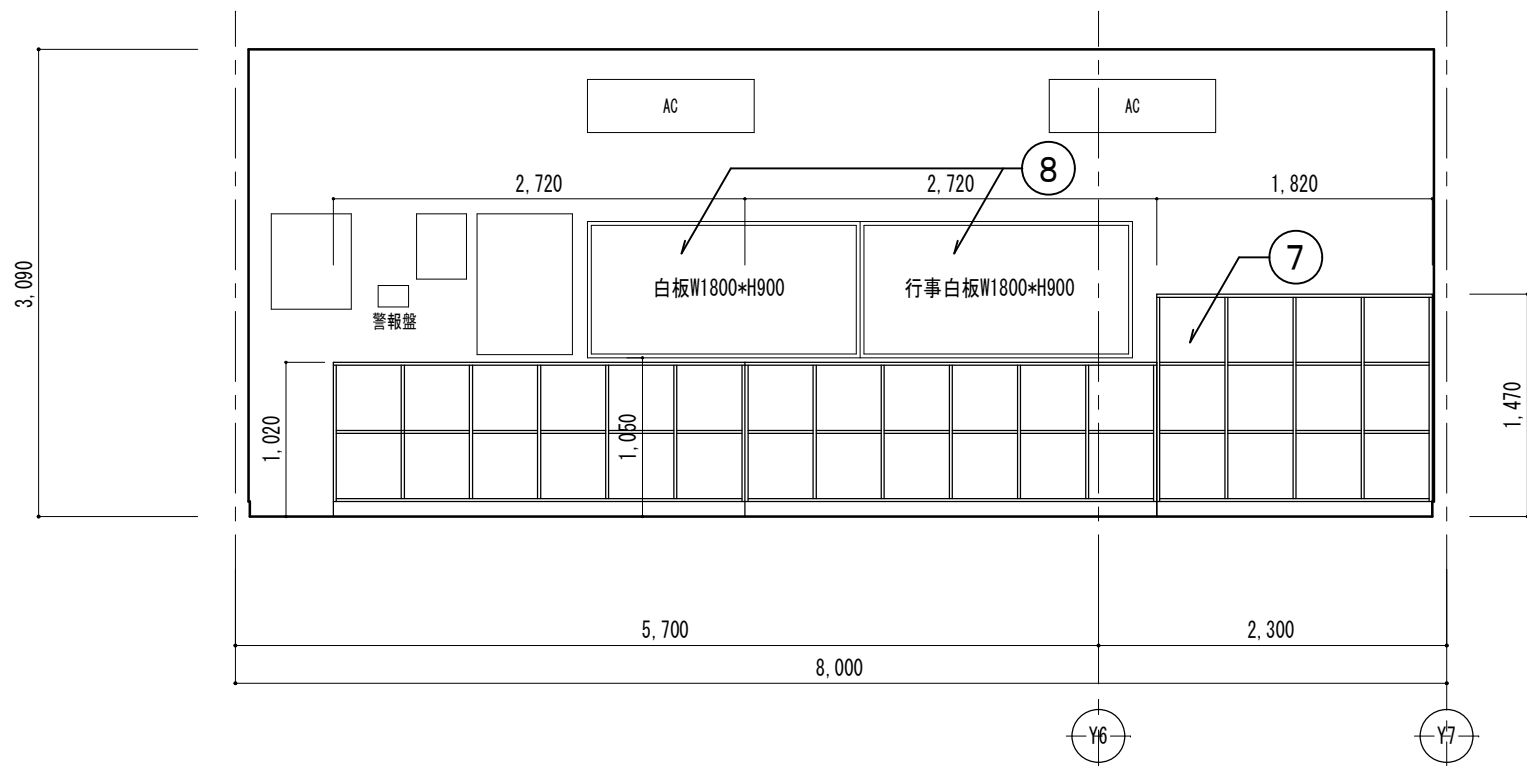
撤去・調整事項			
①	既設ライニング 撤去 (面台：ポストフォーム t-25、腰壁：構造用合板t-12張りの上 メラミン不燃化粧板t-3張り、軽量壁下地共)	⑤	既設外部下足箱、撤去 (W:2,120×H:1,255×D:325)
②	既設木製巾木 (米褥 H:100 SOP塗) 撤去	⑥	――
③	既設手洗い器、撤去 (機械設備図参照)	⑦	――
④	既設鏡、撤去 (機械設備図参照)	⑧	既設白板及び行事白板 取外し
		⑨	――



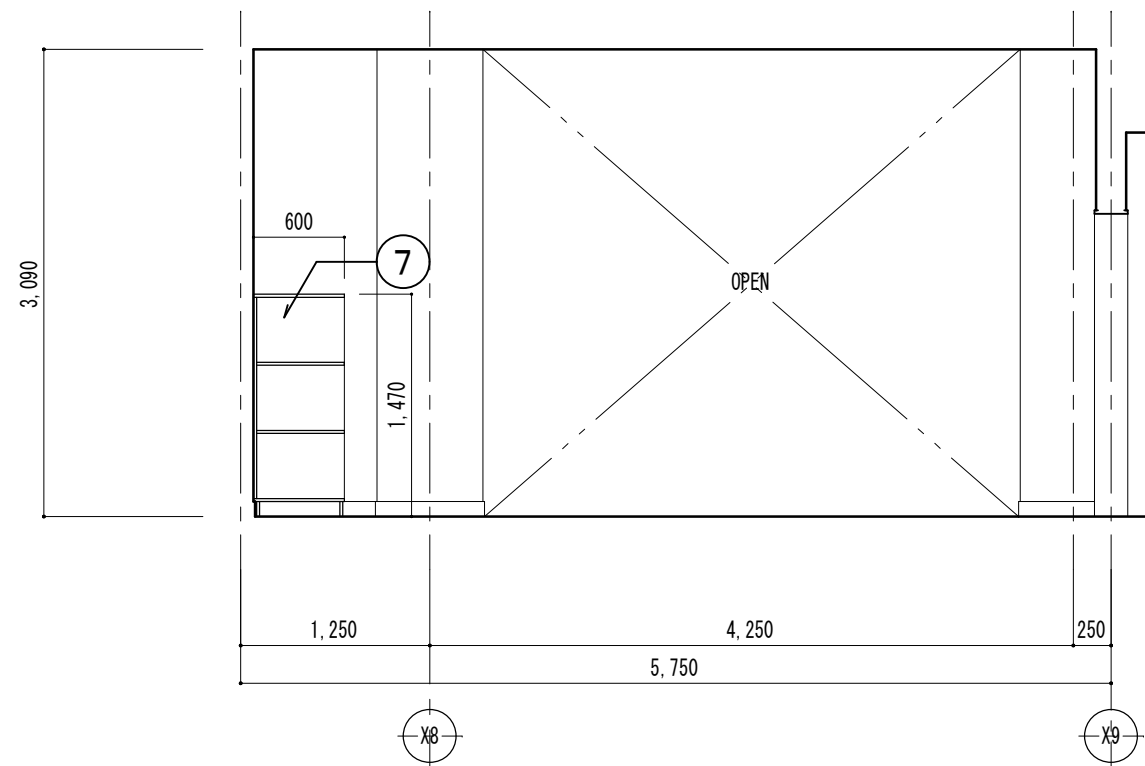


⑥ ガラス面、ガラスフィルム貼り、新設の範囲を示す。
(JIS5759ガラス飛散防止性能試験適合品)

【放課後児童クラブ A面】



【放課後児童クラブ B面】



【放課後児童クラブ C面】

【放課後児童クラブ D面】

改 修 事 項		
①	—	⑤ —
②	木製巾木 (米桐 H:100 SOP塗) 新設	⑥ ガラス面、ガラスフィルム貼り、新設 (JIS5759ガラス飛散防止性能試験適合品)
③	SUS製手洗い流し (3口) 新設<部分詳細図参照>	⑦ ロッカー新設<部分詳細図参照>
④	—	⑧ 既設白板及び行事白板 復旧 (取付高さは、現況位置より+50mm程度とする)
		⑨ —



設計 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日

設計番号 No.

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

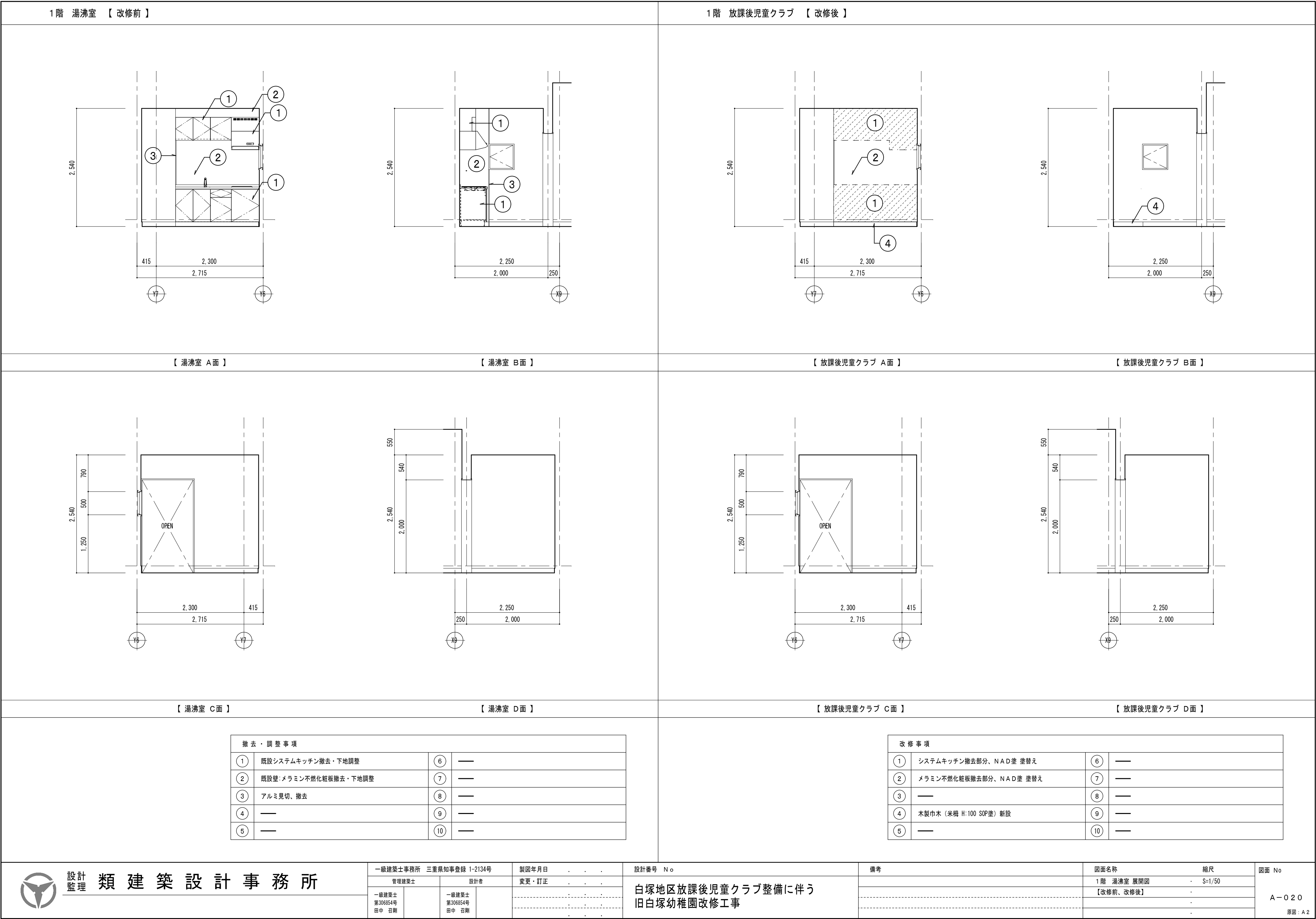
備考

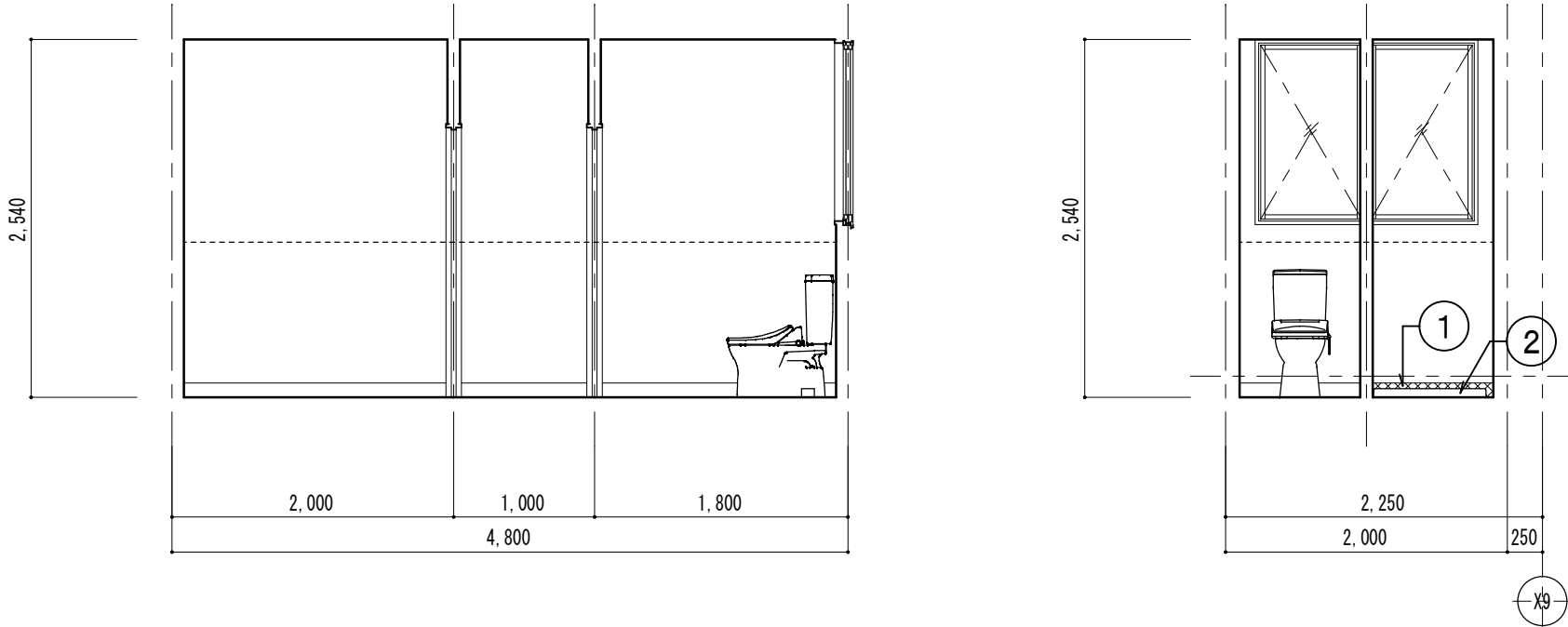
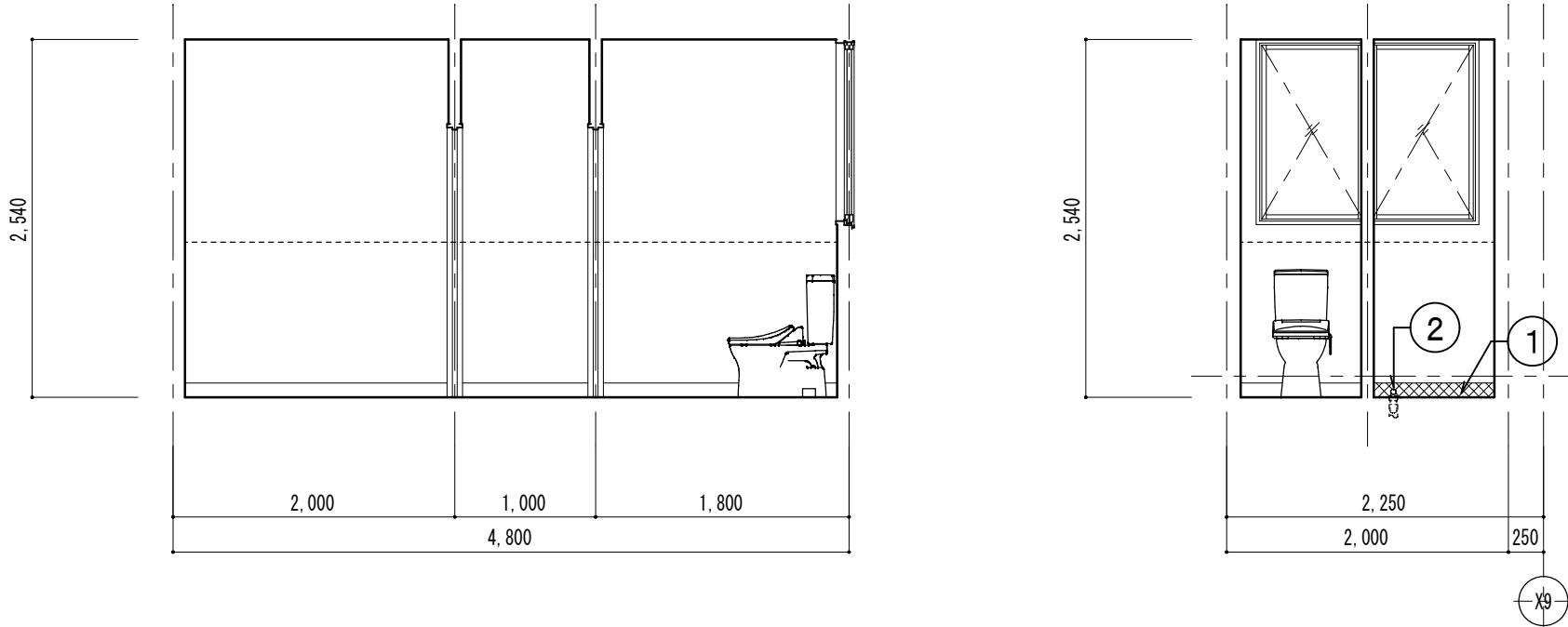
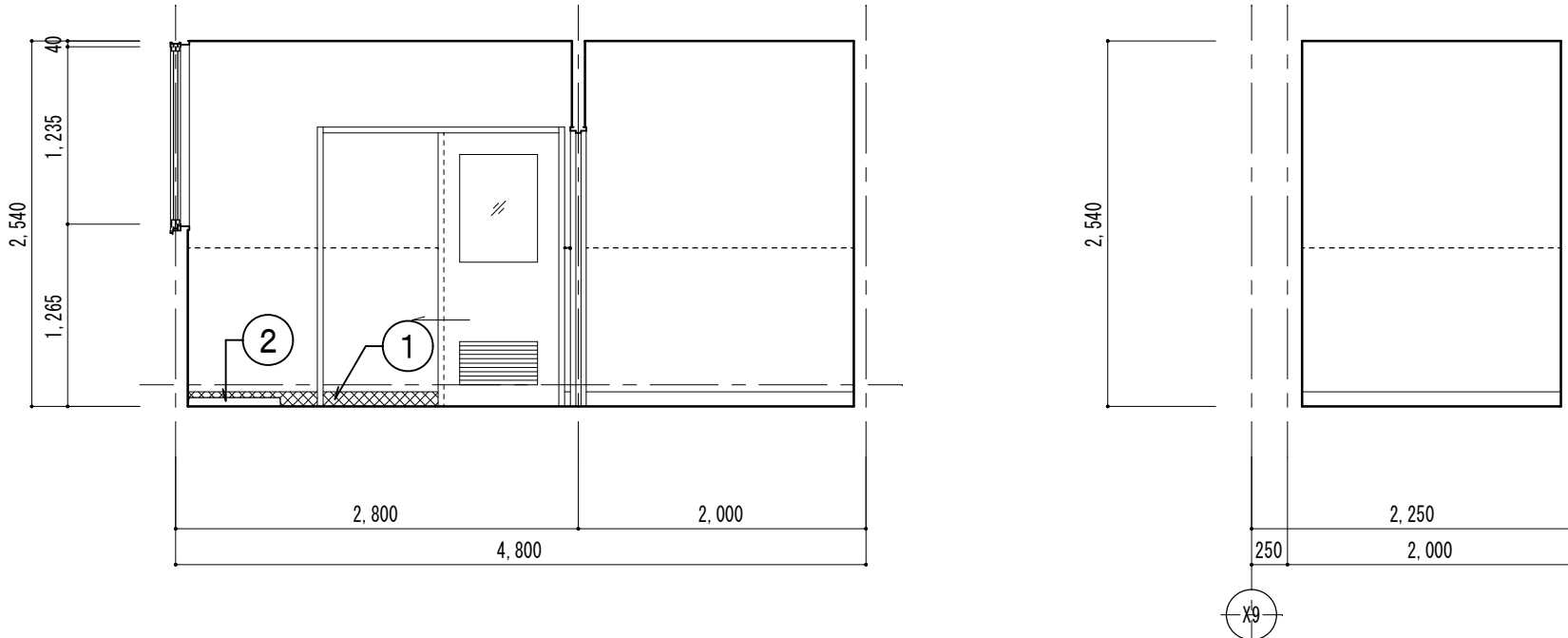
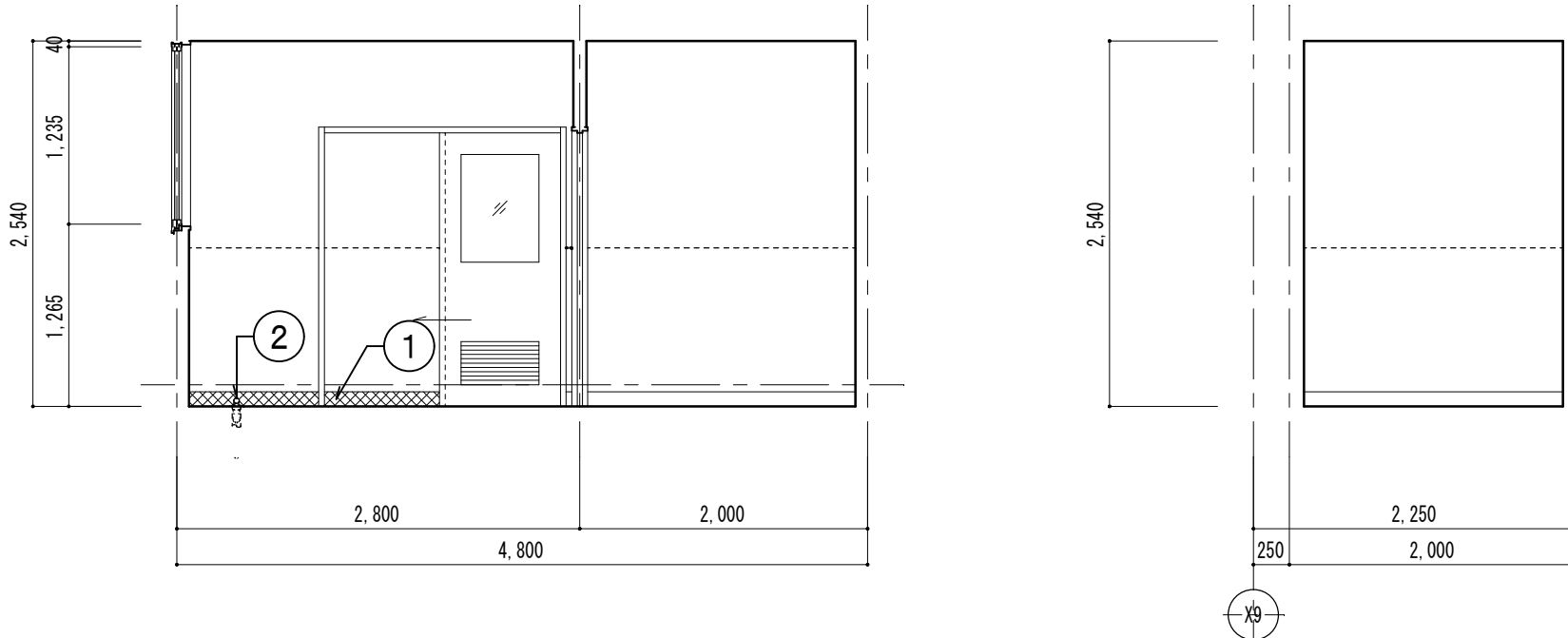
1階 職員室 展開図

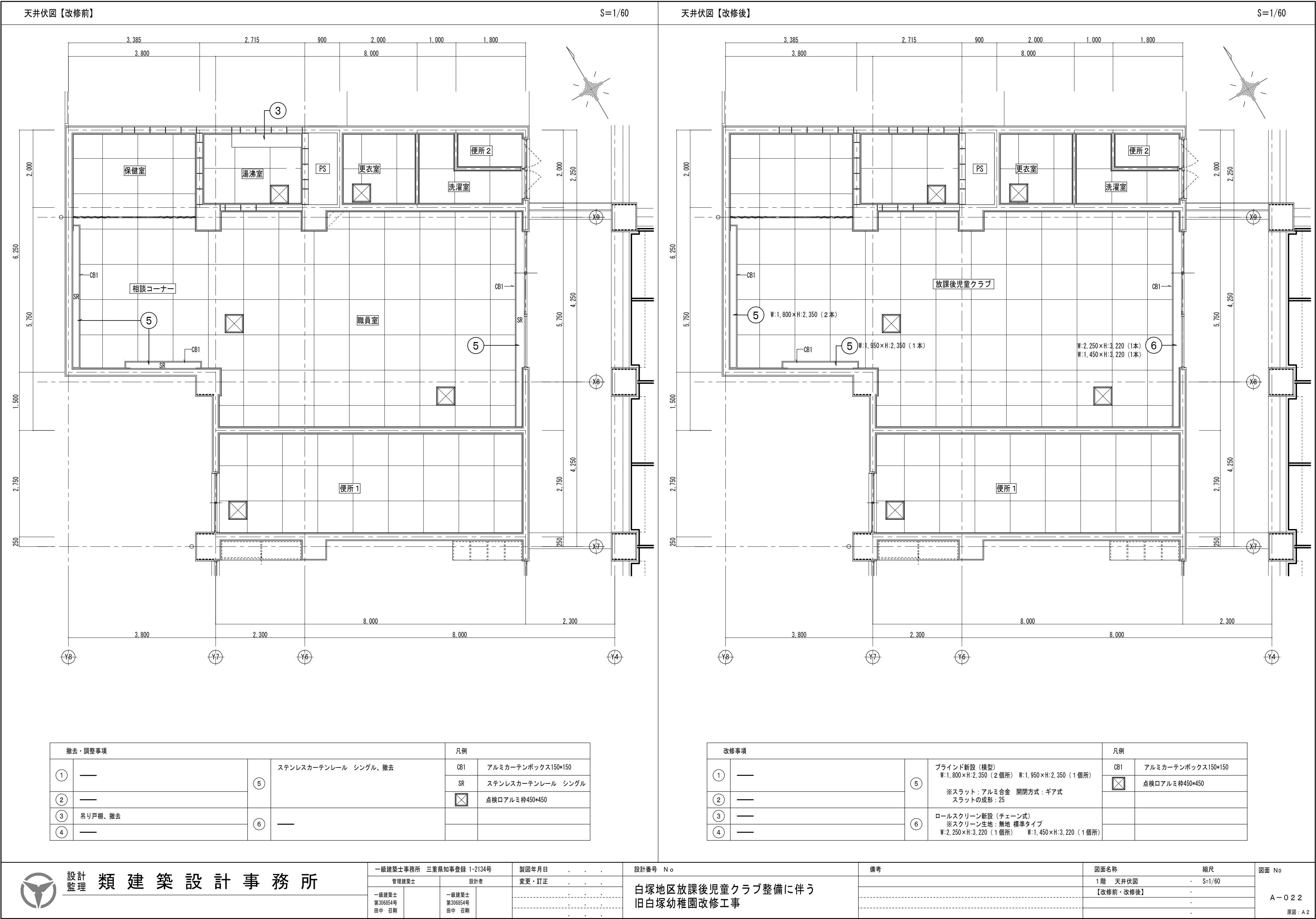
S=1/50

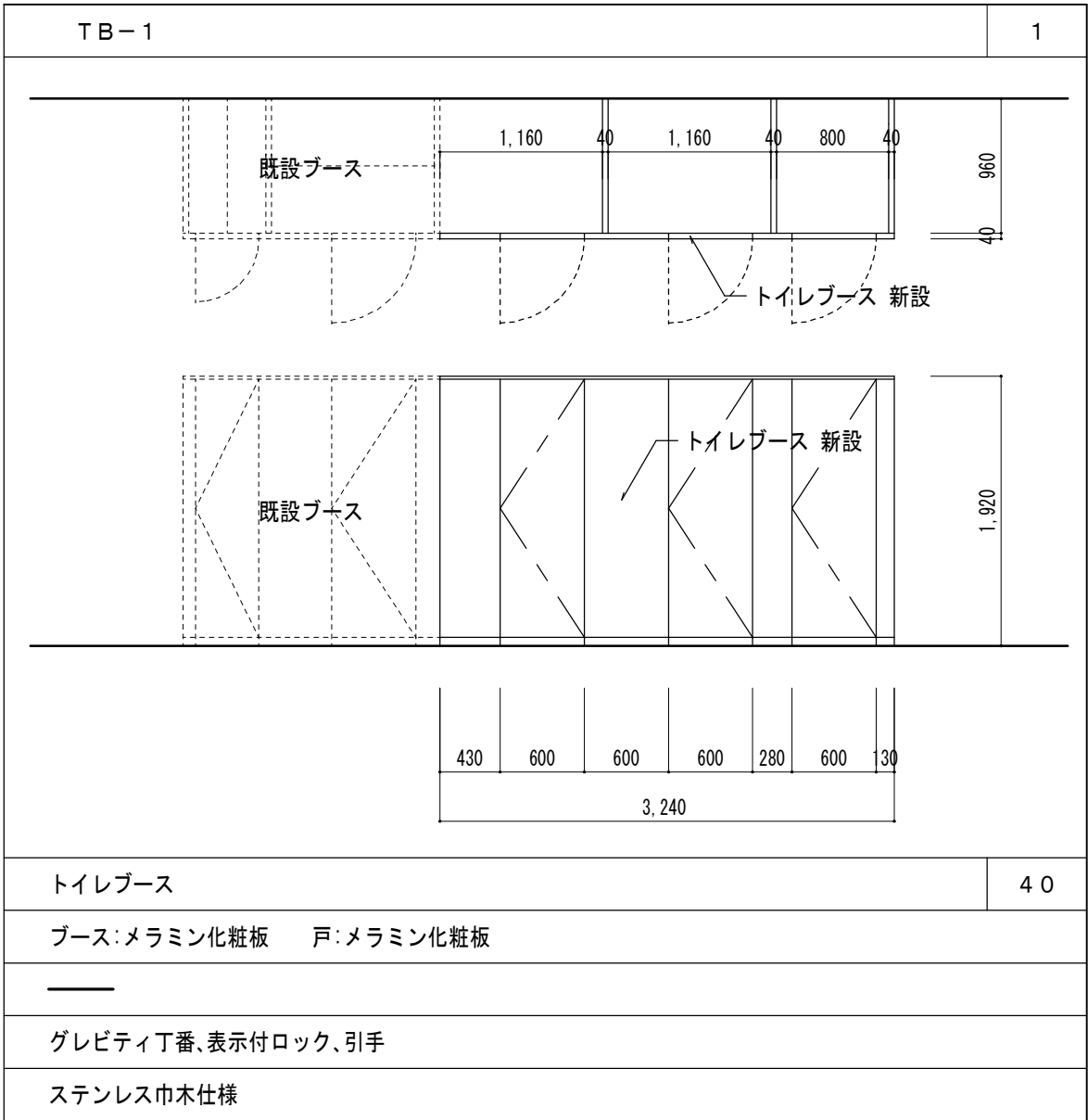
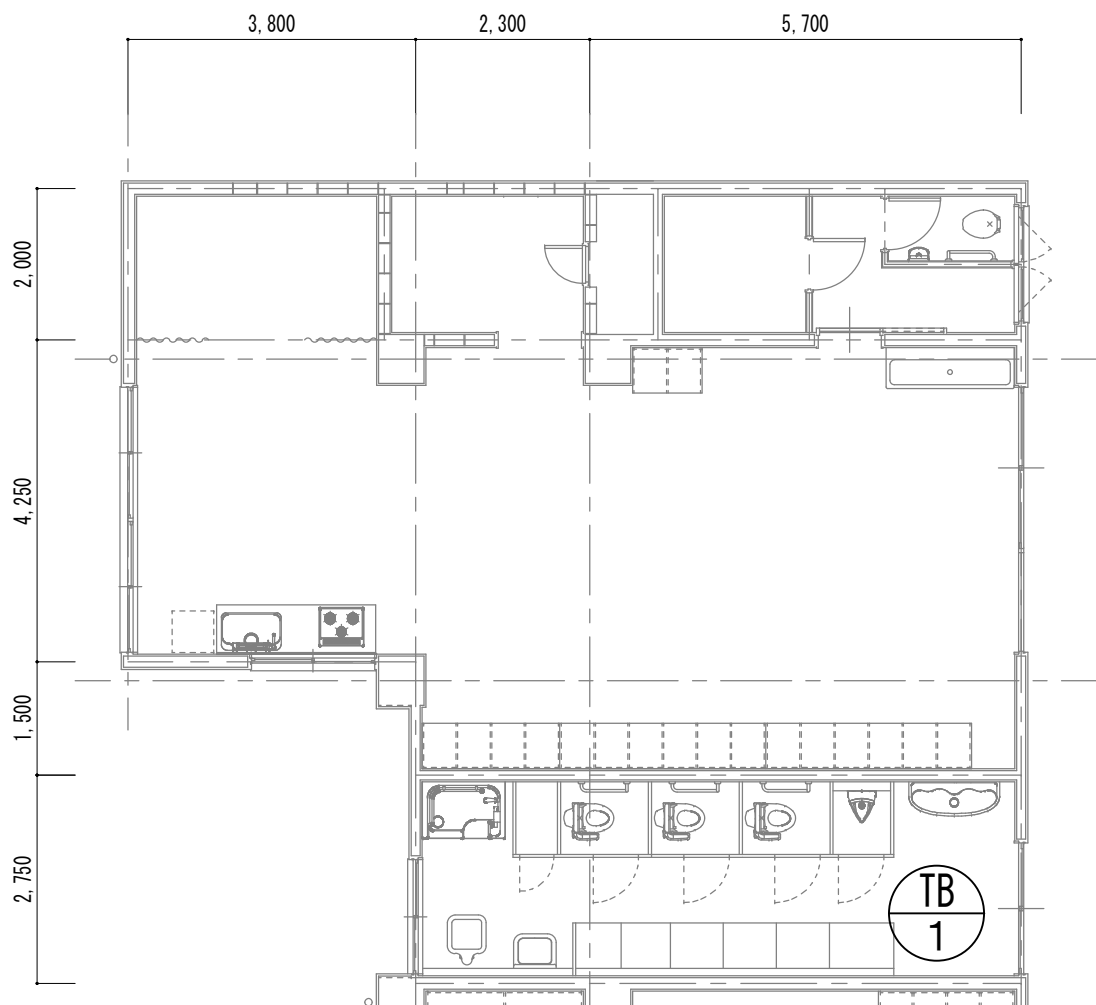
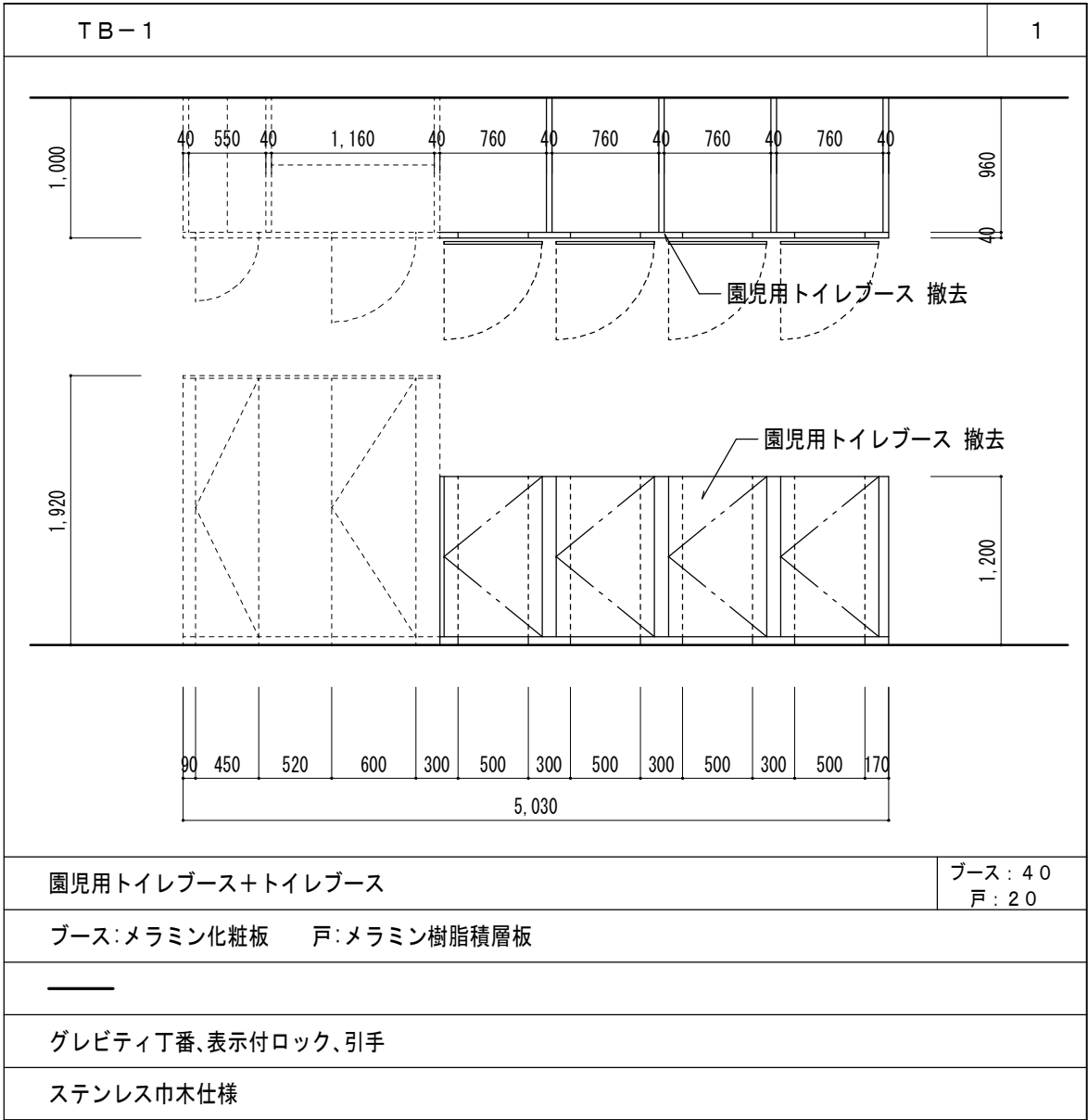
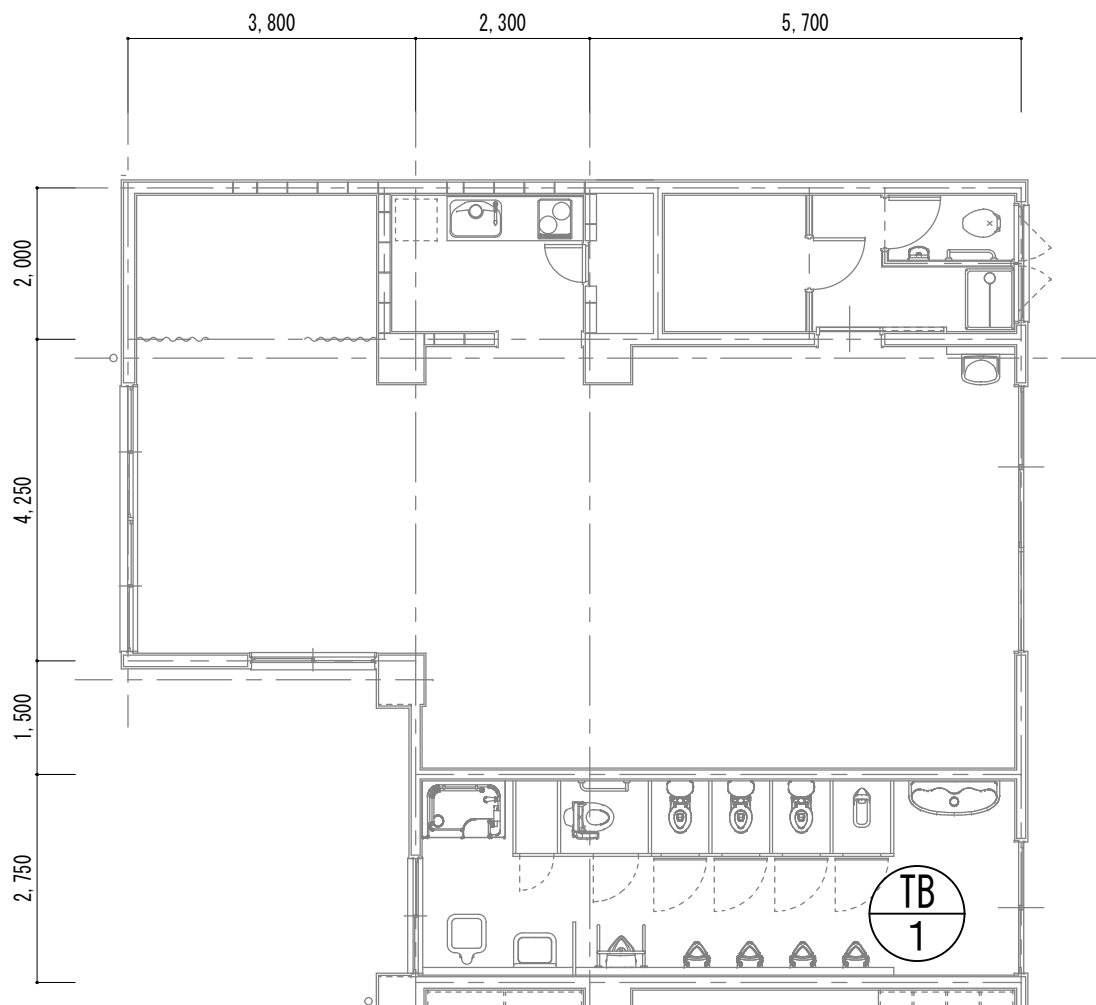
A-019

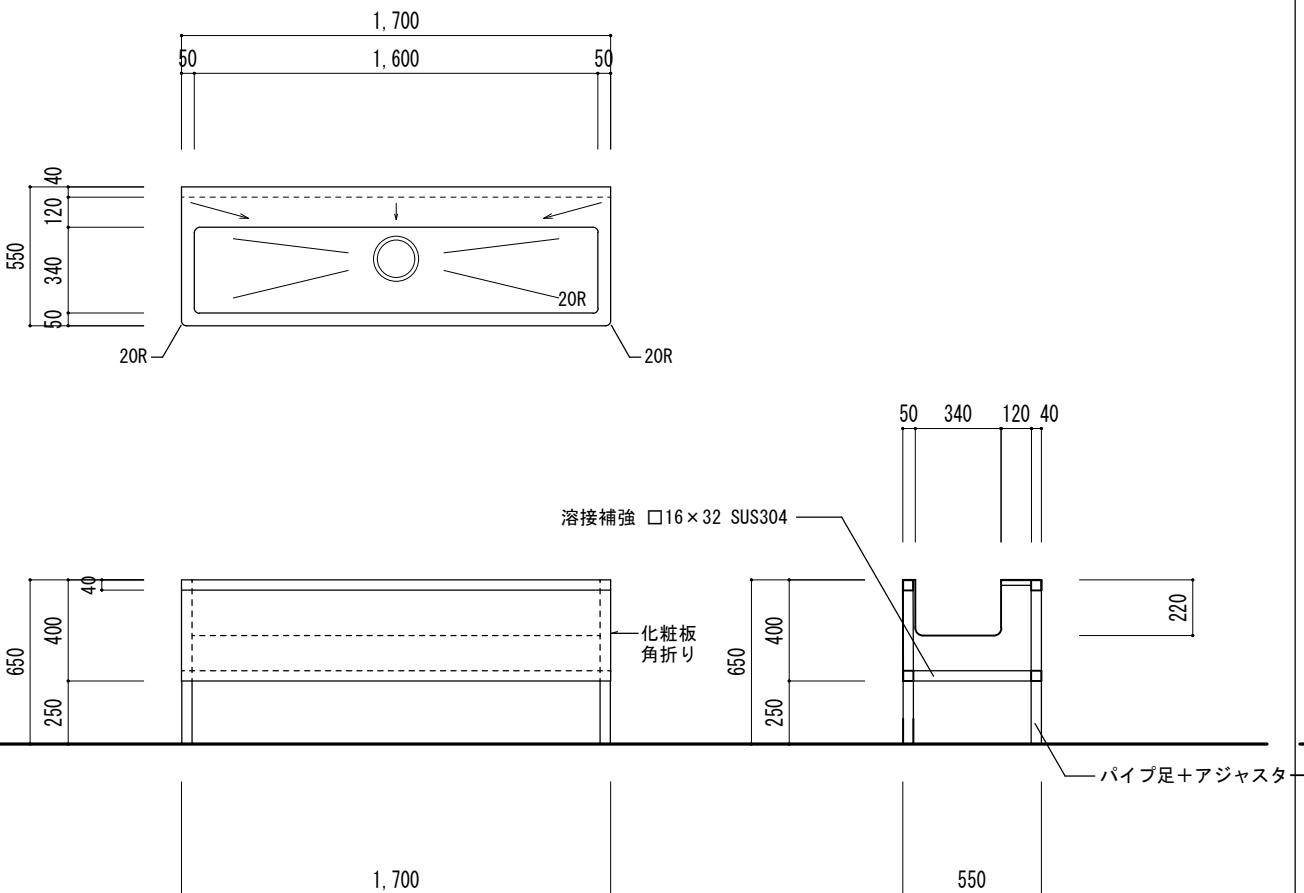
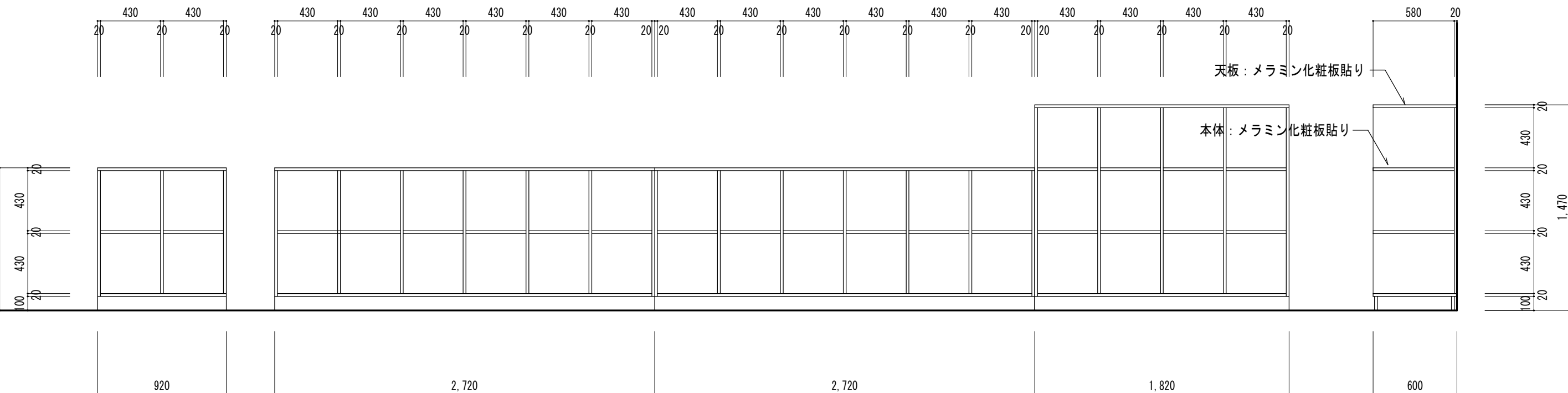
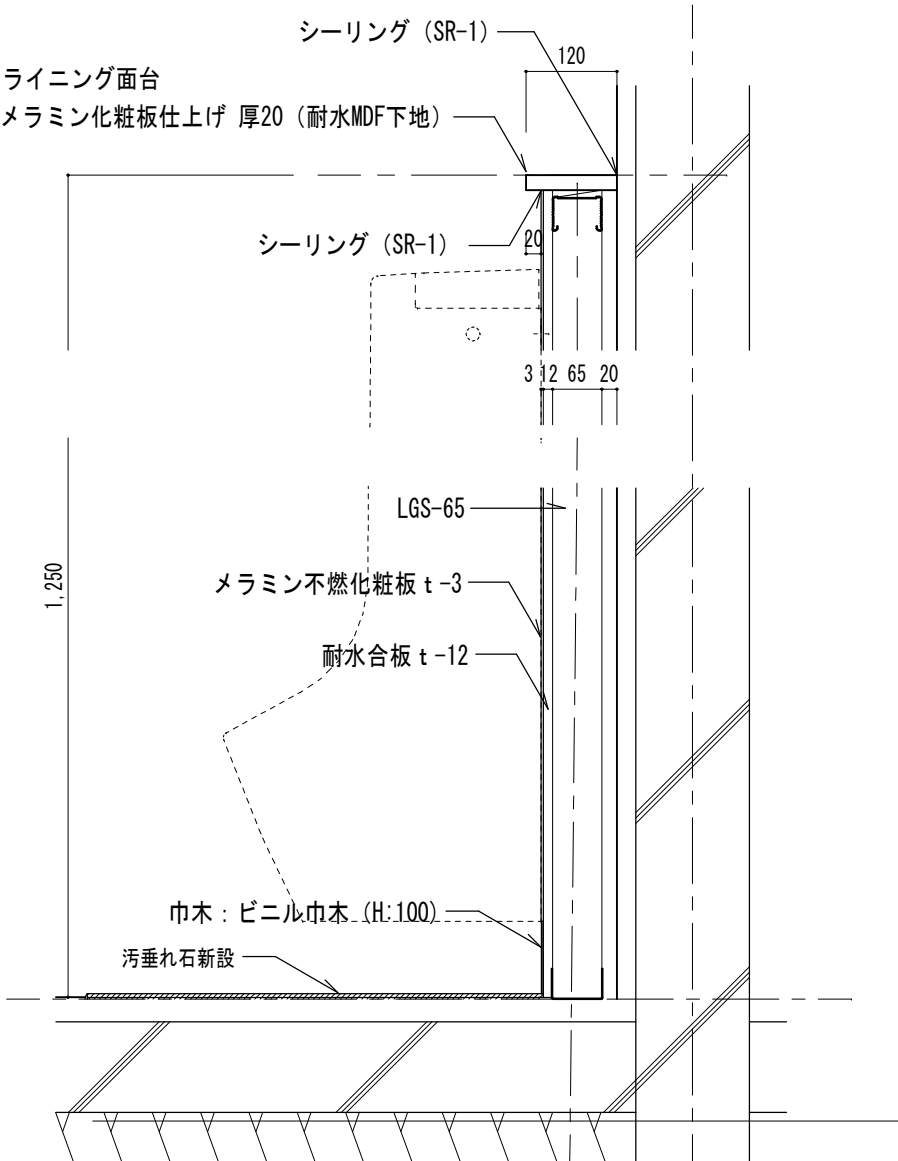
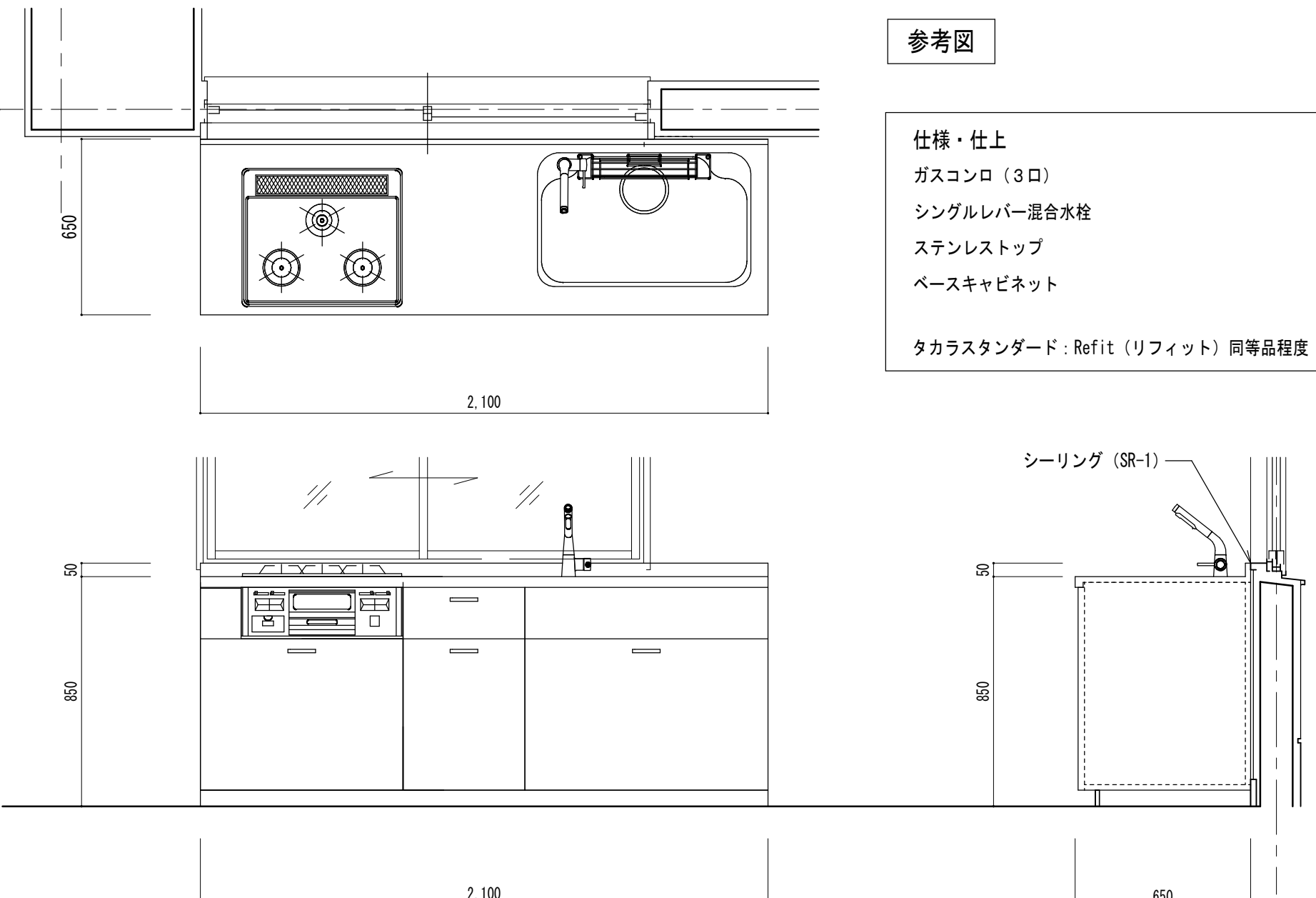
原図：A2

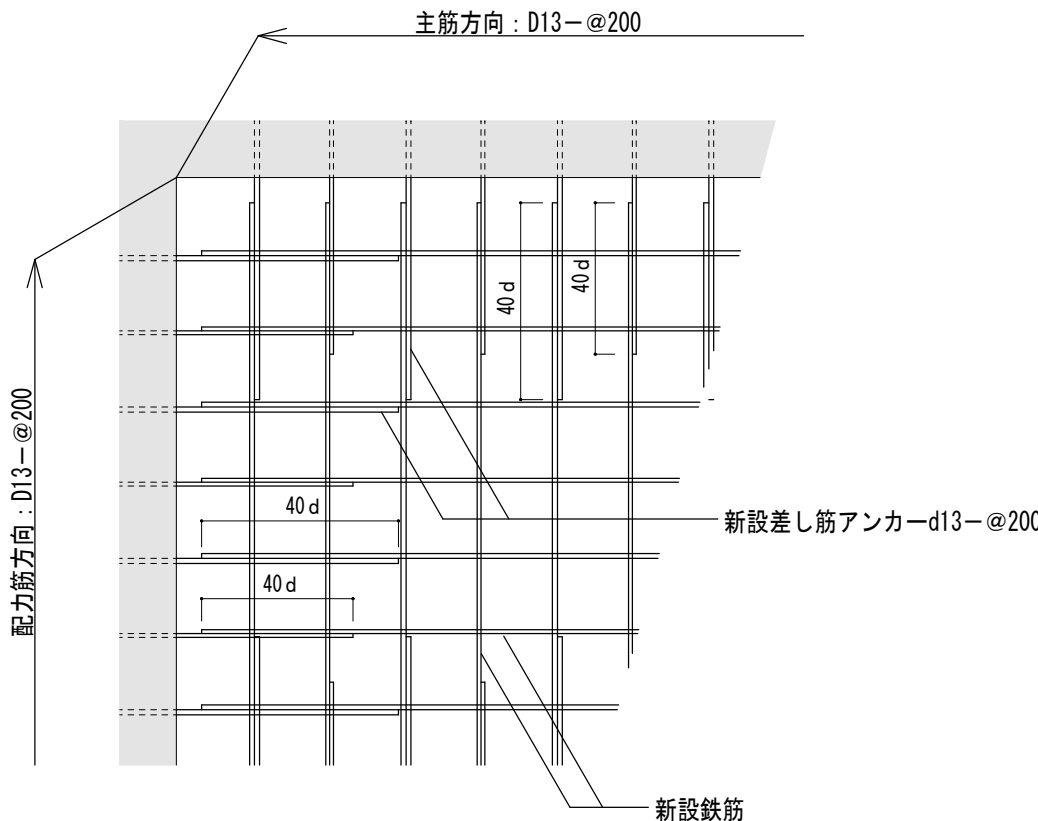
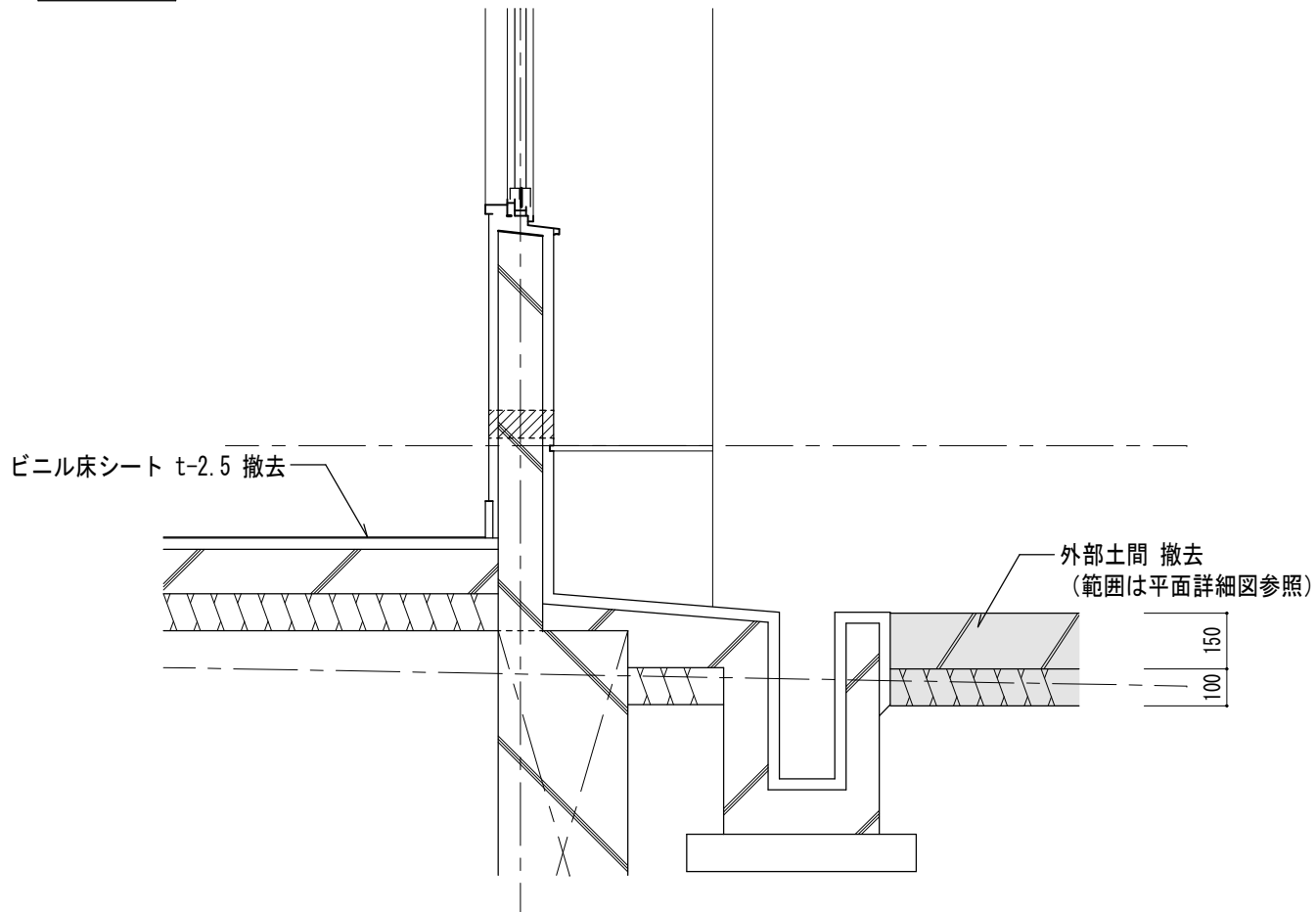
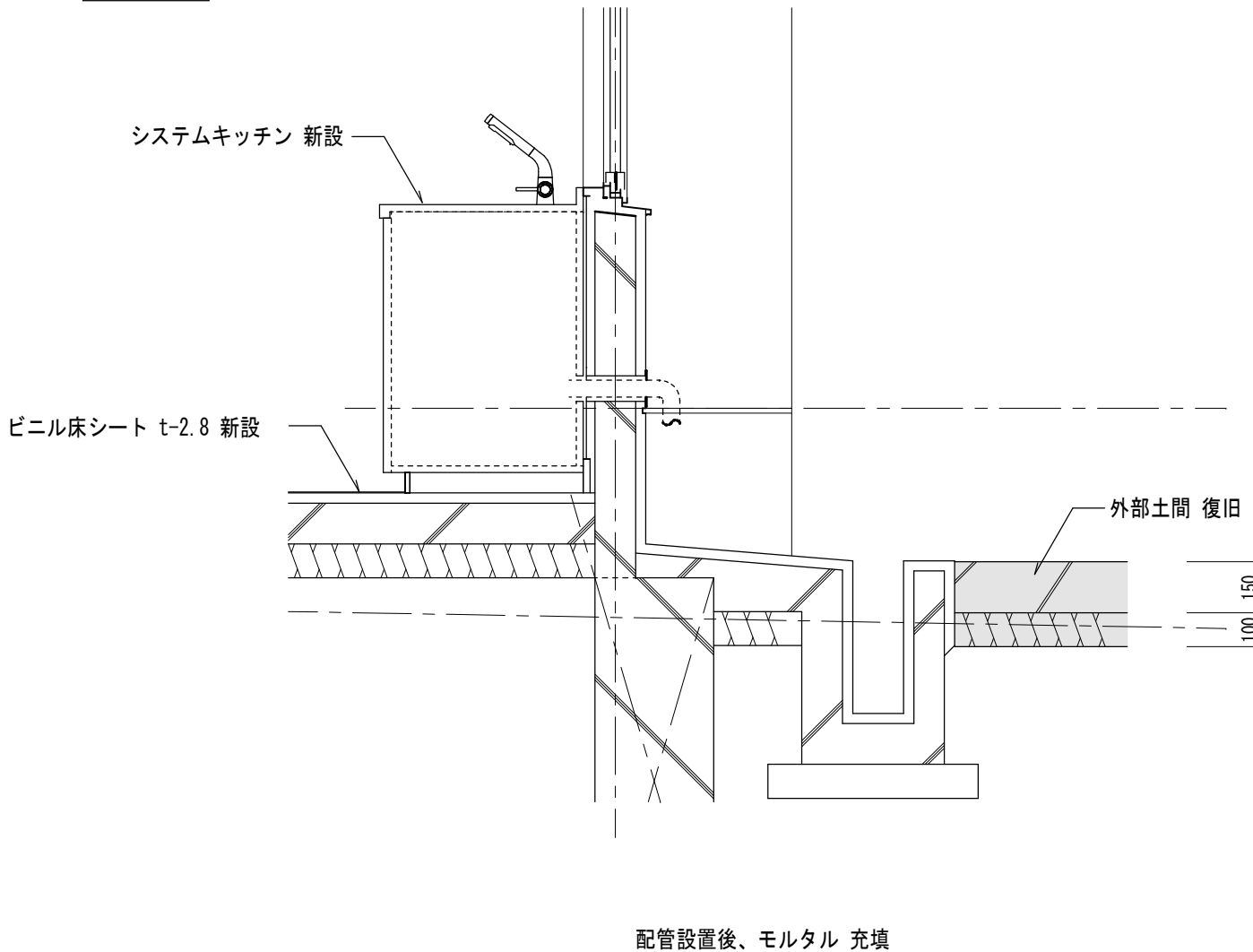
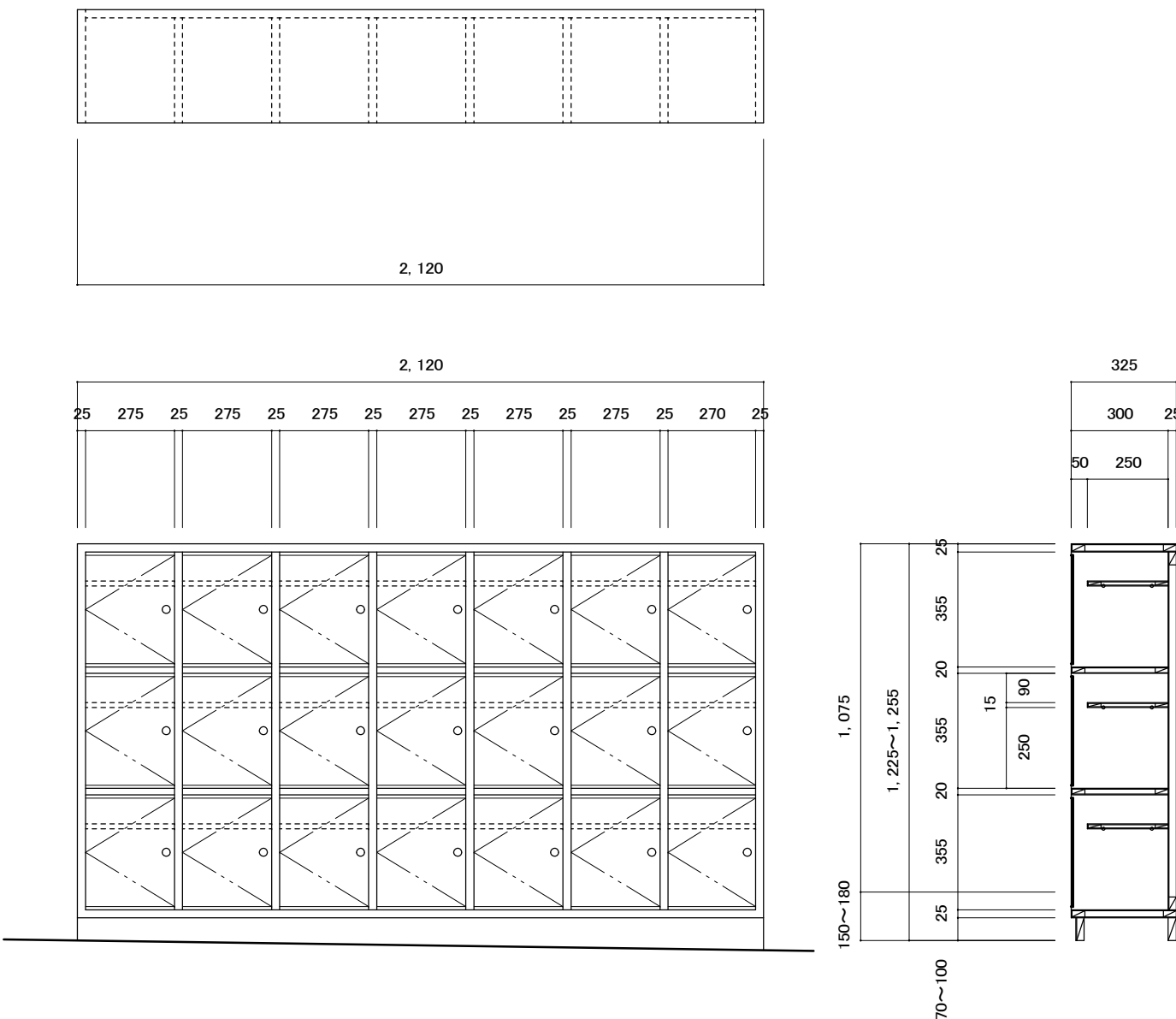


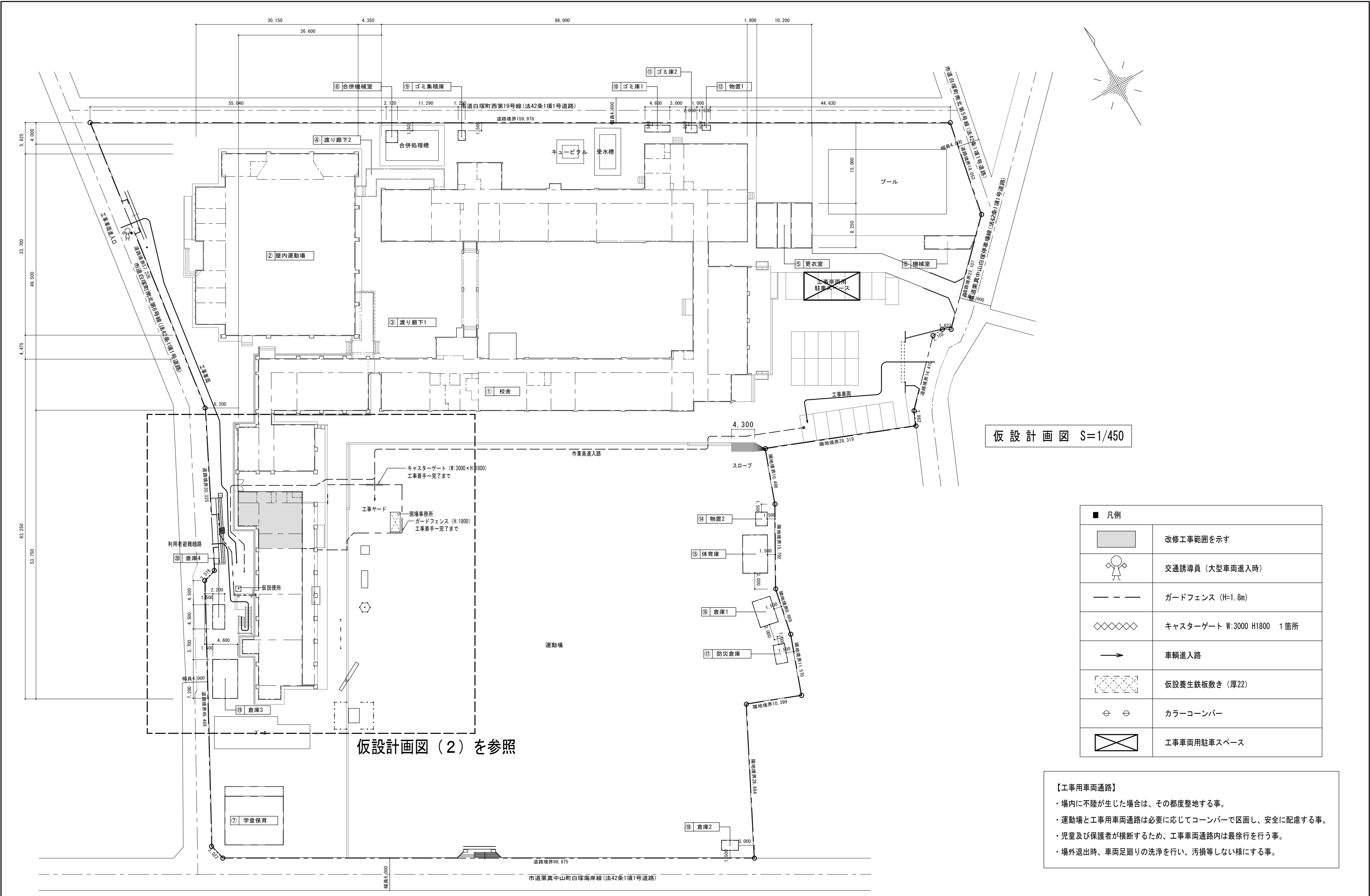
1階 更衣室、洗濯室、便所 【改修前】					1階 更衣室、洗濯室、便所 【改修後】																																																				
																																																									
【更衣室 A面】		【通路 A面】		【便所 2 A面】	【更衣室 A面】		【通路 A面】		【便所 2 A面】																																																
																																																									
【洗濯室 C面】		【更衣室 C面】		【更衣室 D面】	【洗濯室 C面】		【更衣室 C面】		【更衣室 D面】																																																
<table><tr><th colspan="4">撤去・調整事項</th></tr><tr><td>①</td><td>既設ビニル幅木 (H=100) 撤去 ※撤去範囲は床ビニル床シート撤去に係る部分</td><td>⑥</td><td>――</td></tr><tr><td>②</td><td>既設洗濯機パン撤去 (機械設備図参照)</td><td>⑦</td><td>――</td></tr><tr><td>③</td><td>――</td><td>⑧</td><td>――</td></tr><tr><td>④</td><td>――</td><td>⑨</td><td>――</td></tr><tr><td>⑤</td><td>――</td><td>⑩</td><td>――</td></tr></table>					撤去・調整事項				①	既設ビニル幅木 (H=100) 撤去 ※撤去範囲は床ビニル床シート撤去に係る部分	⑥	――	②	既設洗濯機パン撤去 (機械設備図参照)	⑦	――	③	――	⑧	――	④	――	⑨	――	⑤	――	⑩	――	<table><tr><th colspan="4">改修事項</th></tr><tr><td>①</td><td>ビニル幅木 (H=100) 新設</td><td>⑥</td><td>――</td></tr><tr><td>②</td><td>洗濯機用排水トラップ 新設 (機械設備図参照)</td><td>⑦</td><td>――</td></tr><tr><td>③</td><td>――</td><td>⑧</td><td>――</td></tr><tr><td>④</td><td>――</td><td>⑨</td><td>――</td></tr><tr><td>⑤</td><td>――</td><td>⑩</td><td>――</td></tr></table>					改修事項				①	ビニル幅木 (H=100) 新設	⑥	――	②	洗濯機用排水トラップ 新設 (機械設備図参照)	⑦	――	③	――	⑧	――	④	――	⑨	――	⑤	――	⑩	――
撤去・調整事項																																																									
①	既設ビニル幅木 (H=100) 撤去 ※撤去範囲は床ビニル床シート撤去に係る部分	⑥	――																																																						
②	既設洗濯機パン撤去 (機械設備図参照)	⑦	――																																																						
③	――	⑧	――																																																						
④	――	⑨	――																																																						
⑤	――	⑩	――																																																						
改修事項																																																									
①	ビニル幅木 (H=100) 新設	⑥	――																																																						
②	洗濯機用排水トラップ 新設 (機械設備図参照)	⑦	――																																																						
③	――	⑧	――																																																						
④	――	⑨	――																																																						
⑤	――	⑩	――																																																						
<table><tr><td colspan="2">一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号</td><td colspan="2">設計年月日 . . .</td><td colspan="2">設計番号 No.</td><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">図面名称</td><td colspan="2">縮尺</td><td colspan="2">図面 No</td></tr><tr><td colspan="2">管理建築士</td><td colspan="2">設計者</td><td colspan="2">変更・訂正 . . .</td><td colspan="2" rowspan="4">白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事</td><td colspan="2">1階 更衣室、洗濯、便所 2 展開図</td><td colspan="2">S=1/50</td><td colspan="2" rowspan="4">A-021 原図：A2</td></tr><tr><td colspan="2">一級建築士 第306854号 田中 召剛</td><td colspan="2">一級建築士 第306854号 田中 召剛</td><td colspan="2">【改修前、改修後】</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table>					一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		設計年月日 . . .		設計番号 No.		備考		図面名称		縮尺		図面 No		管理建築士		設計者		変更・訂正 . . .		白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事		1階 更衣室、洗濯、便所 2 展開図		S=1/50		A-021 原図：A2		一級建築士 第306854号 田中 召剛		一級建築士 第306854号 田中 召剛		【改修前、改修後】																				
一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		設計年月日 . . .		設計番号 No.		備考		図面名称		縮尺		図面 No																																													
管理建築士		設計者		変更・訂正 . . .		白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事		1階 更衣室、洗濯、便所 2 展開図		S=1/50		A-021 原図：A2																																													
一級建築士 第306854号 田中 召剛		一級建築士 第306854号 田中 召剛		【改修前、改修後】																																																					





洗面台詳細図 1台		S=1/30	ロッカー (W:920×H:960×D:600 1箇所 W:2,720×H:960×D:600 2箇所 W:1,820×H:1,470×D:600 1箇所)										S=1/20													
仕様・仕上 SUS 430 No.4 仕上げ t-1.2 排水トラップ M-14AP付 			【家具仕様】(参考) 1. 本体・棚板 室内VOC (ホルムアルデヒド等)の低減効果と抗菌機能を持った可視光増感型触媒を工業的に配合したメラニン化粧板、F☆☆☆☆を使用する。 上記材料は、J I S - A 5 9 0 8適合、18タイプ(曲げ強さ18N／平方ミリメートル以上)とし、J I Sマーク認定の国内工場での生産品、且つグリーン購入法適合品とする。 本体・棚板・建具等は使用時の擦り傷の発生を抑制する為に鉛筆硬度 9H 以上の表面材を使用する。 本体色については色見本帳 (5 0色以上) を提出の上決定する。 2. 表面処理 3. 裏板 ポリ化粧合板 F☆☆☆☆ 厚さ4mm を使用し片面フラッシュ (4 5 0mm ピッチ以内に格子状棧組構造) とする。 4. 本体組立て 組立ては、製作工場での木製ダボ組接合とし、接合部のノックダウン金物は使用不可とする。 5. 巾木・台輪 ポリ化粧合板仕上げ F☆☆☆☆ (塗装不要) とする。 6. 施工 家具取付は、安全のため壁や床固定を施す。 																							
ライニング詳細図			S=1/10	システムキッチン 1台								S=1/20														
小便器前 			参考図 仕様・仕上 ガスコンロ (3口) シングルレバー混合水栓 ステンレストップ ベースキャビネット タカラスタンダード: Refit (リフィット) 同等品程度 																							
設計監理 類建築設計事務所 			一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号			製図年月日 . . .			設計番号 No.			備考			図面名称 縮尺			図面 No								
			管理建築士			設計者			変更・訂正 . . .									詳細図面			. S=1/10、1/20、1/30			A-024		
			一級建築士 第306854号 田中 召剛			一級建築士 第306854号 田中 召剛																				

土間スラブ 配筋要領		S=1/20	新設システムキッチン 配管用コア抜き（設備工事）		S=1/20							
			改修前  既設外壁部、配管用コア（φ50）抜き（乾式穿孔） ※事前調査の上位置を決定すること		改修後  配管設置後、モルタル 充填							
1階テラス 来客職員用下駄箱				S=1/20								
 枠材 メラミン化粧板フラッシュ 建具 アクリル板 t-5 棚板 ポリ合板フラッシュ 丁番、ステンレス把手、マグネットキャッチ、ステンレスダボ 他 巾木メラミン化粧板貼			撤去									
 設計 監理 類 建 築 設 計 事 務 所		一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		製図年月日 . . .		設計番号 No		備考		図面名称 縮尺		図面 No A-025 原図：A2
管理建築士		設計者		変更・訂正 . . .		白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事		雑詳細図				
一級建築士 第306854号 田中 召剛		一級建築士 第306854号 田中 召剛		.				.				
				.				.				
				.				.				



■ 凡例	
	改修工事範囲を示す
	交通誘導員（大型車両進入時）
	ガードフェンス（H=1.8m）
	カスターゲート W:3000 H1800 1箇所
	車輛進入路
	仮設養生鉄板敷き（厚22）
	カラーコーンパー
	工事車両用駐車スペース

- 【工事車両通路】
- ・場内に不陸が生じた場合は、その都度整地する事。
 - ・運動場と工事車両通路は必要に応じてコーンパーで区画し、安全に配慮する事。
 - ・児童及び保護者が横断するため、工事車両通路内は最徐行を行う事。
 - ・場外退出時、車両足廻りの洗浄を行い、汚損等しない様にする事。

仮設計画図（2）を参照



設計 監理 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		製図年月日	.	.	.
管理建築士		設計者	変更・訂正	.	.
一級建築士 第306854号 田中 召剛	一級建築士 第306854号 田中 召剛				

設計番号 No.	備考
白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事	

図面名称	縮尺
仮設計画図	S=1/450
	.
	.

図面 No	A-026
原因: A2	

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う旧白塚幼稚園改修工事

2. 工事場所

津市 白塚町 地内

3. 建物概要

管理保育棟 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積329㎡ 用途区分(7)項

4. 工事種目

下記において●印を付した工事を対象とする。

●電力設備

●受変電設備

●電力貯蔵設備

●発電設備

●通信・情報設備

●中央監視制御設備

●医療関係設備

●構内配電線路

●構内通信線路

●その他

II. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版)

「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版)

「公共建築設備工事標準計画」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版)

・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)

・電気工事業の業務の適正化に関する法律

・電気工事士法

・労働安全衛生法

・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)

・電力会社供給約款

・その他関連法令、関連諸基準

III. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 一般事項

(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に意図かつ誠実に施工すること。

(2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とのおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合には、その都度、監督員と協議すること。

なお、設計図面とのおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。

(3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

2. 足場

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働けやすい安心のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法」による足場の組立てに関する基準」の2の(2)手すり据置型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別(参考)

脚立

棚足場

その他()

外部足場の種別(参考)

手すり先行据置枠組木足場

移動足場

高所作業車

その他()

外部足場設置範囲(参考)

外部改修部

設備改修部

昇降用

転落防止用防護ネット等による養生

適用する

適用しない

●足場の組立て後、足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。

つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものについては、組立て後監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者により足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。

1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記(1)又は(2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

3. 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。

4. 電気工作物の種類

一般電気工作物

●家用電気工作物

5. 電気工事士

電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

7. 電気保安技術者
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。
また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。
なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。
・受注者負担 ・不要 ・その他（ ）

8. 品質管理
工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

9. 出来形管理
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
① 各種盤据付
耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
基礎寸法
水平垂直
② 配管・配線工事
支持間隔
③ スイッチ類の取付高さ

10. 測定機器の校正等
試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

11. 施工計画等
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。
なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。
① 総合施工計画書
包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。
② 工種別施工計画書（施工要領書）
各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。
③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）
主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。
④ 耐震計算書
⑤ 照度分布図

12. 機材等
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
① 使用機材届出書
② 機器明細図
使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。
③ 各種計算書
設計図書による他、監督員の指示による。

13. 完成図書
作成する（ ● 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ） ）
完成図作図範囲（設計図を訂正）
完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲する。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。

14. 工事写真
営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版））に従い、撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付国営建設第14号）」による。

15. 施工条件
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。
(1) 施工可能日
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定日（・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他（ ））
(2) 施工可能時間帯
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定時間（・（ ）時～（ ）時 ●打ち合わせ ・その他（ ））
(3) その他
（ ）

16. 事故の発生時
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

17. 建築副産物情報交換システムの利用
受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び 再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

18. 発生材の処理等
・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。
分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになかったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法
 工種 ・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替 ・解体 ・その他（ ）
 分別解体の方法 ・手作業 ・手作業、機械作業併用

(1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。
 ()

(2) 特別管理産業廃棄物
 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他（ ）
 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
 なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。

(3) 現場内において再利用を図るもの
 ・発生土 ・その他（ ）

(4) 再資源化を図るもの
 ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・（ ）

(5) 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの
 ●蛍光灯 ●H I Dランプ（高輝度放電ランプ） ・その他（ ）
 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」（令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。

(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。
 （マニフェストA、B2、D票を提示すること。）

19. 官公署への手続き
 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
 ●消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係
 ・その他（ ）

20. 消防法関係の手続き
 (1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
 ●本工事（ ・建築工事 ●電気設備工事 ・機械設備工事 ） ・別途工事
 (2) 防火対象物使用開始届出書
 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

21. 工事用仮設備
 構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） ・できない

22. 工事用電力
 構内既存の施設
 ●利用できる（ ・有償 ●無償） ・利用できない
 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

23. 工事用水
 構内既存の施設
 ●利用できる（ ・有償 ●無償） ・利用できない

24. 工事中等の保安監理
 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

25. 搬入計画
 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

26. 製品確認
 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

27. 機材等の検査及び試験
 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

28. 完成確認及び完成検査時等の電源確保
 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

29. 完成時の操作説明
 総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

30. 不正軽油の使用の禁止
 (1) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
 (2) 受注者は、異が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
 (3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

Ⅳ. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 既設設備等の調査
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。
(1) 地中埋設管路
1) 項 目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他 ()
2) 調査範囲 ●埋設ルート ・その他 ()
(2) 貫通及びはり
1) 項 目 ●鉄筋 ●配管 ・その他 ()
2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他 ()
(3) 既設との取合い
1) 項 目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他 ()
2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他 ()
2. 施工前の測定等
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び绝缘測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3. 耐震基準
耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。
(1)「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成２５年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
(2)「建築設備耐震設計・施工指針 ２０１４年版」
4. 耐震施工
(1)想定される地震に施工する設備に対応させる。
(2)耐震計算書を監督員に提出する。
5. はり
(1)穴開け及び補修 ・なし ●あり (貫通場所及び口径は別図による)
(2)溝はり及び補修 ・なし ●あり (はり深さは別図による)
6. あと施工アンカー
性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない
7. 基礎の配線ビット
基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。
8. 配管・配線の耐震処置
建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ・行わない
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない
9. 最上階の埋込配管
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
10. 露出配管
(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、Ｕ字配管を行わない。
(2)附属品は、ねじ込み形を使用する。
(3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
(4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則２．１ｍ以上とする。
(5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
11. 合成樹脂管
(1)合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。
(2)原則として屋外の露出には使用しない。（ＰＦ管）
12. 予備配管等
埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が４回路以下は（ＰＦ２２）を１本、５回路以上は（ＰＦ２２）を２本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下２００mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
13. 金属製電線管等の塗装
(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。
1) 屋外、屋内（電気室、機械室、ＥＰＳ、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。
2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。
3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属架け位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。）
4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。
(2)塗装はエッチングプライマー１種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント２回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
14. 導入線
通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線（φ１．２mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ１m以下の部分は省略することができる。
15. 予備スリーブ
梁下に配管・配線スペースがない梁には、１スパンに２本程度を予備スリーブとして埋込む。
なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
16. ボックス類
位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。
17. 軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
18. プルボックス
(1)屋外形、特殊な形状又は一边が８００mm以上のものは、製作図を提出すること。
(2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

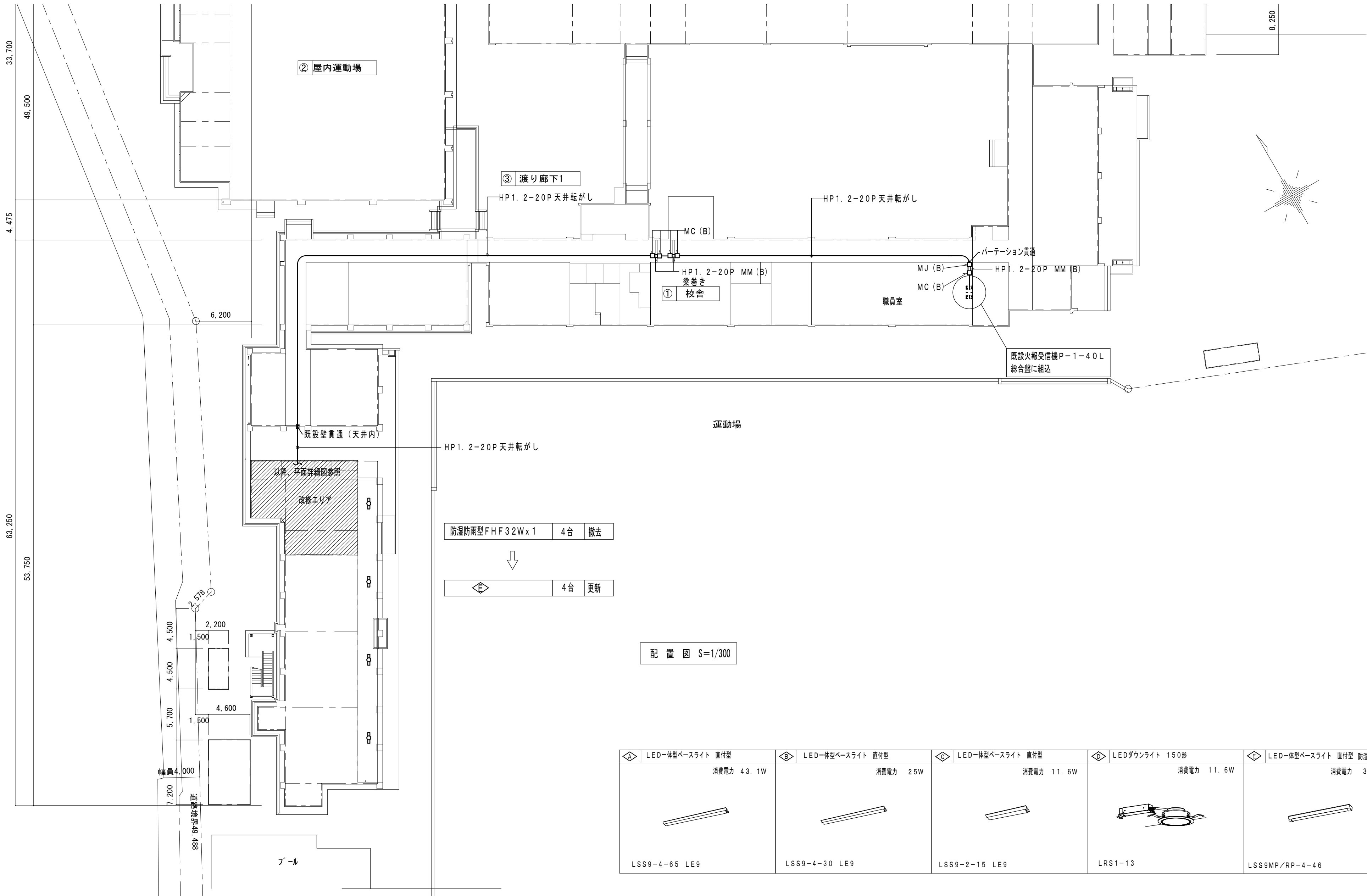
19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ●溶融亜鉛メッキ仕上げ	19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ●溶融亜鉛メッキ仕上げ
20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所	20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所
21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。	21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A A級とする。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。	22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A A級とする。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（放課後児童クラブ） 測定回数 前後各（ 1 ）回	23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（放課後児童クラブ） 測定回数 前後各（ 1 ）回
24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。	24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通してさない。	25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通してさない。
26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。	26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。	27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。
28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・ B種（材料：根切り土の中の良い質土 / 工法：機器による締固め） ・ その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GLー600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。	28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・ B種（材料：根切り土の中の良い質土 / 工法：機器による締固め） ・ その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GLー600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
29. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。	29. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。
30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）	30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）

V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。	V. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。
【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との 取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、 制御盤等 (8)動力設備 (1)既設との 取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への 接続 (5)電動機等の 接地 (6)分電盤、 制御盤等 (7)雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標	【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との 取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、 制御盤等 (8)動力設備 (1)既設との 取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への 接続 (5)電動機等の 接地 (6)分電盤、 制御盤等 (7)雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標
・無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ・その他（ ） ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他（ ） 1) 形式 ●公共型 ・一般型 2) 灯具 ●LED灯 ・その他（ ） 3) 用途 ●屋内用 ●屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON／OFF制御 ・その他（ ） 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ボ－ル ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ●本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・LED灯 ・その他（ ） 4) 電源 ・商用電源(60Hz)（・200V ・100V） ・その他（ ） 5) 制御 ・Eスイッチ ・タイマ ・その他（ ） 6) 接地 ●単独接地（●本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（ ） ●一般型 ・防湿型 ・インシュアトリット（・固定型 ・上下動型（アップ式を含む）） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他（ ） ・分電盤、制御盤等 ・その他（ ） ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（ ） 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 ・金属管接地（7.5kVW以下） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受電部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。 1) 耐電トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスⅠ・クラスⅡ） ・通信用（・カテゴリC2 ・カテゴリD1） 3) SPDの性能仕様は別図による 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。 1) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ・各種単独 ・共用有り（ ） 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・（ ）回 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。	【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との 取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、 制御盤等 (8)動力設備 (1)既設との 取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への 接続 (5)電動機等の 接地 (6)分電盤、 制御盤等 (7)雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標
【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設との 取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) (10)キュービクル 等 (11)基礎 (12)配線ピット 及び蓋 (13)設置場所 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)性能 (6)直流無停電 電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 (7)電力平準化用 蓄電設備 (8)分散電源エネ ルギーマナジメ ントシステム	【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設との 取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) (10)キュービクル 等 (11)基礎 (12)配線ピット 及び蓋 (13)設置場所 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)性能 (6)直流無停電 電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 (7)電力平準化用 蓄電設備 (8)分散電源エネ ルギーマナジメ ントシステム
高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他（ ） ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ） 1) 形式 ・キュービクル式配電盤（JISC4620） ・高圧スイッチギア（JEM1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項（ ） 真空遮断器（VCB） ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る） 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有（ストライカ付き） ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、 制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、 制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ・油入 ・モ－ルド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有（・最大値指針 有 ・最大値指針 無） ・無 油入500kVA以上、モ－ルド150kVA以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モ－ルド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ・油入 ・モ－ルド 2) 容量 ・6％ ・13％ 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事（・21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 ・屋内 ・屋外（・地上 ・屋上）	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他（ ） ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ ） 1) 形式 ・キュービクル式配電盤（JISC4620） ・高圧スイッチギア（JEM1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ ） 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項（ ） 真空遮断器（VCB） ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る） 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有（ストライカ付き） ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、 制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、 制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ・油入 ・モ－ルド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有（・最大値指針 有 ・最大値指針 無） ・無 油入500kVA以上、モ－ルド150kVA以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モ－ルド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ・油入 ・モ－ルド 2) 容量 ・6％ ・13％ 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事（・21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 ・屋内 ・屋外（・地上 ・屋上）
【発電設備】 10. 燃料式 発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送 ポンプ (9)基礎 (10)その他 発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報 通信網設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示 装置 (6)映像音響設備	【発電設備】 10. 燃料式 発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送 ポンプ (9)基礎 (10)その他 発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報 通信網設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示 装置 (6)映像音響設備
1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域） ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他（ ） 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式（・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電検出後） ・10秒以内 ・40秒以内 ・（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ・72時間以上 ・その他（ ） 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式（・6.6kV ・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ・100V ・（ ）V） ②定格周波数 60Hz ③定格出力 （ ）kVA 6) 原動機 ①定格出力 ・（ ）kW 以上 ・（ ）ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他（ ） 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ ） 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他（ ） 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・屋外型（・ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ・鋼製） 3) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外（地上） ・地下埋設（・タンク室内埋設 ・直埋設） ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（ ） ②形式 ・本工事 ・別途工事 ・その他（ ） ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ ） 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事（・21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ・（ ）の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報 通信網設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示 装置 (6)映像音響設備	1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域） ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他（ ） 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式（・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電検出後） ・10秒以内 ・40秒以内 ・（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ・72時間以上 ・その他（ ） 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式（・6.6kV ・200V ・（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ・100V ・（ ）V） ②定格周波数 60Hz ③定格出力 （ ）kVA 6) 原動機 ①定格出力 ・（ ）kW 以上 ・（ ）ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他（ ） 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ ） 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他（ ） 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・屋外型（・ステンレス製 ・鋼製） ・屋内型（・ステンレス製 ・鋼製） 3) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外（地上） ・地下埋設（・タンク室内埋設 ・直埋設） ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（ ） ②形式 ・本工事 ・別途工事 ・その他（ ） ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ ） 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事（・21N/mm2 ・18N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） ・（ ）の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報 通信網設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示 装置 (6)映像音響設備
15. 映像音響設備	15. 映像音響設備



16. 拡声設備 (1)機器 (2)増幅器 (3)付属機器 (4)操作装置 (5)スピーカ 17. 誘導支援設備 (1)設備 (2)音声誘導装置 (3)インターホン (4)トイレ等 呼出装置 18. テレビ共同 受信設備 (1)受信放送 (2)機器 (3)アンテナ 19. 監視カメラ設備 20. 駐車場 管制設備 21. 防犯・入退室 管理設備 22. 自動火災 報知設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (表示装置) (4)中継器 (5)発信機 (6)感知器 (7)光警報装置	・増幅器 ・ 付属機器 ・ 操作装置 ●スピーカ ・ その他 () ・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用出力 () W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリアーディオ ・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ ・その他 ()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ()) ・スピーカ切替装置 ・その他の機器 () ・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 () ●非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用結線 ・1W ・3W ・ () W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置 1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 () 2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 () 4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 () 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合壁組込 ・その他 () 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () 7) 受信機 ・スピーカ式 ・イヤホン式 ・その他 () 1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 () 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話網 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話式 ・交互通話式 ・その他 () 5) 機器 ・親機 ・子機 ・その他 () 6) 親機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合壁組込 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 () 7) 子機 ①形状 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 () 1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他 () 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合壁組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 () ・UHF ・BS ・CS ・FM ●CATV ・その他 () ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他 () 1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 () 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他 () 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () ・仕様詳細は別図による。 ・仕様詳細は別図による。 ・仕様詳細は別図による。 ・受信機 ●副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ●感知器 ・光警報装置 ・その他 () 1) 型式 ・P型1級 ・P型2級 ・R型 2) 回線数 ・ () 回線 ・ () アドレス 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 盤形式 ・複合壁組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他 () 1) 盤形式 ・自立型 ●壁掛型 ・その他 () 2) 回線数 ・ (4 0) 回線 ・ () アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 1) 型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表 面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 () 1) 型式 ・アドレス付 ●一般型 2) 種類 ●熱感知器 ・空気管式 ・煙感知器 ・炎感知器 3) 試験機能 ●自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ●一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () 1) 機器 ・警報装置 ・制御装置 ・同期装置 2) 警報装置 ・天井付 ・壁付 3) 同期装置 ・自走同期式 ・外部同期式	23. 自動閉鎖設備 (1)機器 (2)連動制御器 (3)感知器 (4)自動閉鎖装置 (5)自動開錠装置 24. 非常警報設備 (1)設備 (2)非常放送装置 (3)非常ベル (自動サインを 含む) 25. ガス漏れ火災 警報設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (4)検知器 【中央監視 制御設備】 【医療関係設備】 【構内配電線路】 26. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱 (3)装柱機器 (高圧用) (4)装柱機器 (低圧用) (5)ハンドホール マンホール (6)鋳鉄蓋 (7)地中ケーブル 保護材料 ・連動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 ・その他 () 1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他 () 2) 回線数 () 回線 (遠方復帰機構 () 回路) 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 煙感知器 (・2種 ・3種) 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () 1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) 方式 ・電気錠 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () ・非常放送装置 ・非常ベル 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・増幅器 ・スピーカ ・非常用リモコンマイク ・その他 () 3) 増幅器 ①出力 () W ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他 () ④機能 ・マイク放送 ・連動放送 (・自火報設備 ・緊急地震速報設備) ・その他 () ⑤用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 4) スピーカ ①結線 ●1W ・3W ・ () W ②インピーダンス ・Lo形 ●Hi形 ③設置場所 ●屋内 ・屋外 ・その他 () ④用途 ●拡声設備兼用 ・非常放送専用 5) 非常用リモコンマイク 型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 () 1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 () 2) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 () ・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器 ・その他 () 1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () 1) 動作 ・単独 (単独動作) ・連動 (受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・AC100V ・DC24V (受信機等から供給) ・その他 () 3) ガス検知出力信号 ・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式 ・仕様詳細は別紙による。 ・仕様詳細は別紙による。 ・構内配電線路 ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちょう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 () 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト ・その他 () 3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有 (電力仕様) ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 機器 ・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。 1) 機器 ・開閉器 ・開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・ () 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無 1) 鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水バッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。	【構内通信線路】 27. 構内通信線路 (1)用途 (2)配線方式 (3)建柱 (4)ハンドホール マンホール (5)鋳鉄蓋 (6)地中ケーブル 保護材料 【その他】 28. 消火器 VI. 使用資機材の適用規格 (1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本産業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。 ●電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 ●電気用品安全法適合品 ●耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル ・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バ スタクトの適合性検査を行い合格したもの ・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格 (JCS規格) への適合性検査を行 い合格したもの ●非常用照明器具 ・建築基準法に定める国土交通大臣認定品 ・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの ●誘導灯 ・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA誘導灯認定委員会)) の認定を受け、 認定証票が貼付されたもの ●制御盤 ・(一社)日本配電制御システム工業会規格 (JSIA規格) 適合品 ●消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火 災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 ・登録認定機関 ((一財)日本消防設備安全センター (消防用設備等認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ●不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通 報装置等の性能評定対象品 ・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの ●金属閉鎖形スイッチギア ・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ●高圧機器 (遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の 変圧器、計器用変成器、保護継電器) ・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ●直流電源装置 (防災電源用) ・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA蓄電池設備認定委員会)) の認定をう け、認定証票が貼付されたもの ●交流無停電電源装置 ●自家発電装置 (防災電源用) ・登録認定機関 ((一社)日本内燃力発電設備協会) の認定を受け、認定証票 (長時 間形) が貼付されたもの ●自家発電装置 (防災電源用でないもの) ・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ●太陽電池モジュールの支持物 ・電気設備の技術基準の解釈第46条第2項又は第3項の規定に適合するもの ●電話用設備 (電話交換機、電話機等) ・登録認定機関 ((一財)電気通信端末機器審査協会 (JATE) 等) の技術基準適合認 定を受け、適合表示が貼付されたもの ●非常用放送設備 ・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ●テレビ共同受信機器 ・優良住宅部品 (BL部品) の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの ・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受 けたもので、SHマークが貼付されたもの ●自動火災報知設備 ・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの (2)特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、 監督員の承諾を得るものとする。	
---	--	--	--	--





△	LED-体型ベースライト 直付型	◇	LED-体型ベースライト 直付型	◇	LED-体型ベースライト 直付型	◇	LEDダウナイト 150形	◇	LED-体型ベースライト 直付型 防湿型・防雨型
消費電力 43.1W		消費電力 25W		消費電力 11.6W		消費電力 11.6W		消費電力 32.5W	
LSS9-4-65 LE9		LSS9-4-30 LE9		LSS9-2-15 LE9		LRS1-13		LSS9MP/RP-4-46	



設計 類 建築設計事務所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日

設計番号 No

備考

図面名称 縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正

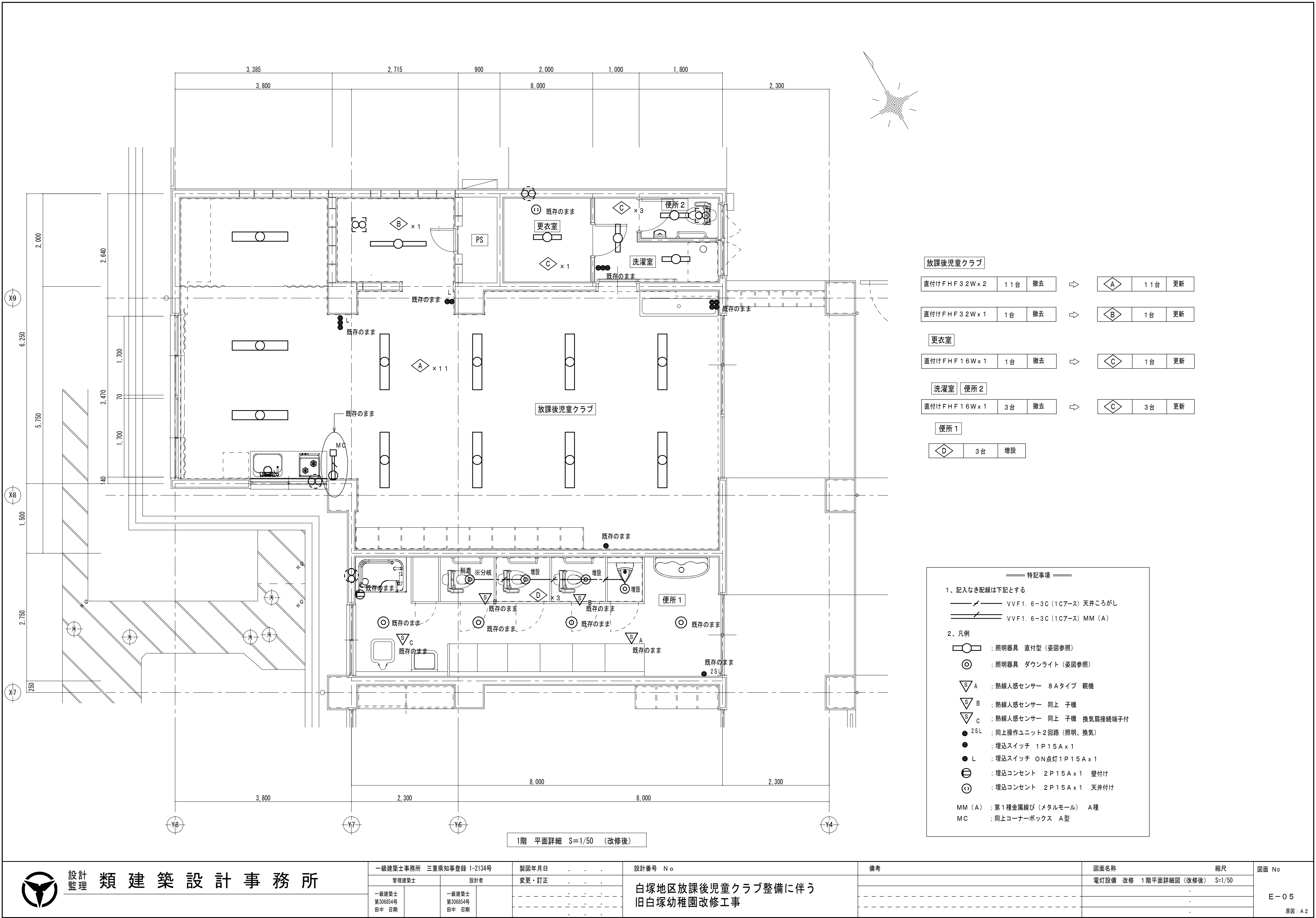
白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

配置図 S=1/300

機器姿図

E-04

原図: A2



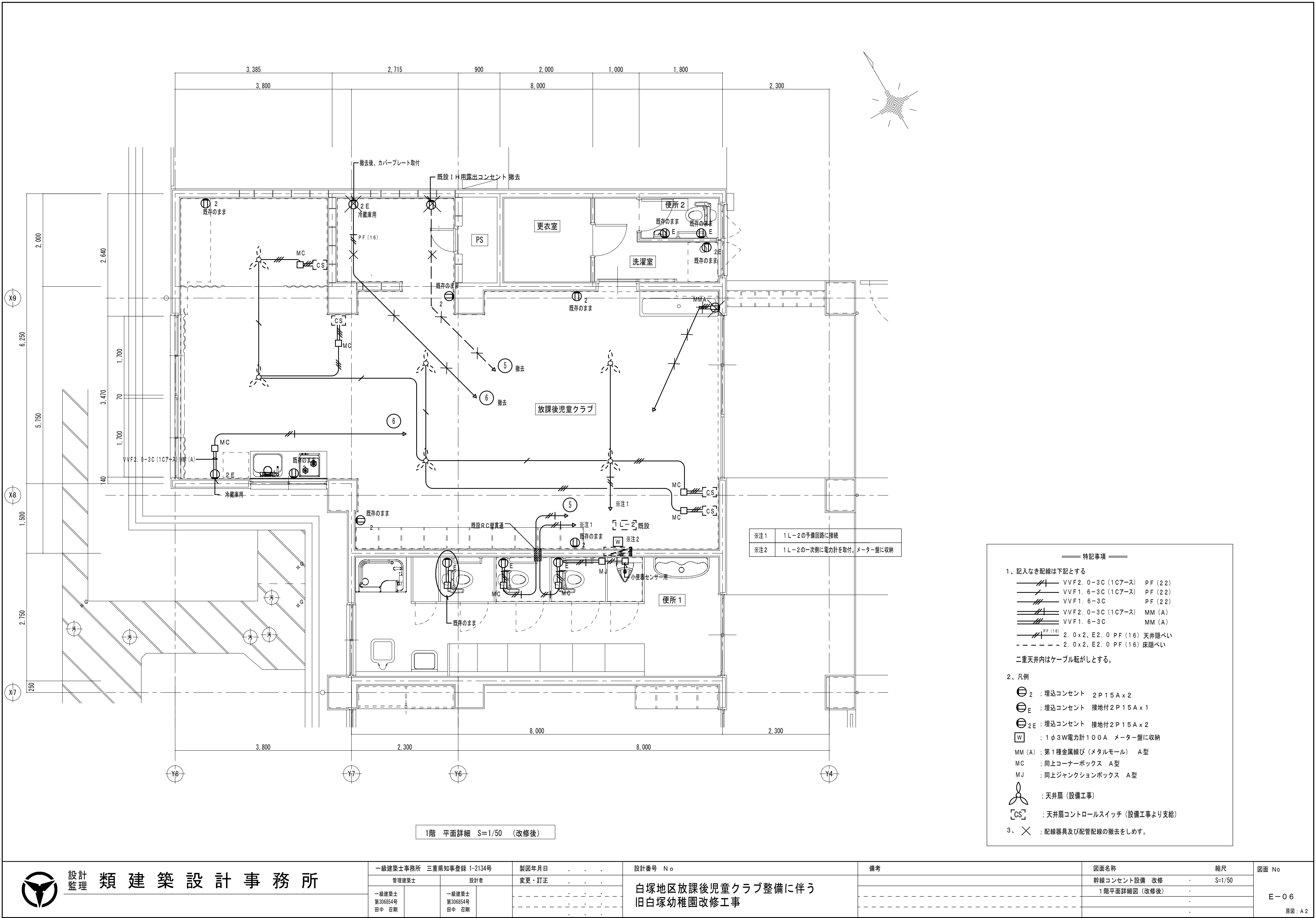
設計 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		製図年月日	. . .
管理建築士	設計者	変更・訂正	. . .
一級建築士 第306854号 田中 召剛	一級建築士 第306854号 田中 召剛		

設計番号 No.	備考
白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事	

図面名称	縮尺
電灯設備 改修 1階平面詳細図 (改修後)	S=1/50

図面 No.	E-05
原因: A2	



※注 1	1 L-2 の予備回路に接続
※注 2	1 L-2 の一次側に電力計を取付。メーター盤に収納

特記事項

1、記入なき配線は下記とする

VVF2. 0-3C (1C7-ス)

PF (22)

VVF1. 6-3C (1C7-ス)

PF (22)

VVF1. 6-3C

PF (22)

VVF2. 0-3C (1C7-ス)

MM (A)

VVF1. 6-3C

MM (A)

PF (16)

2. 0x2, E2. 0 PF (16) 天井隠ぺい

2. 0x2, E2. 0 PF (16) 床隠ぺい

二重天井内はケーブル転がしとする。

2、凡例

2

埋込コンセント 2P15A x 2

E

埋込コンセント 接地付2P15A x 1

2E

埋込コンセント 接地付2P15A x 2

W

1 φ 3W電力計100A メーター盤に収納

MM (A)

第1種金属線び (メタルモール) A型

MC

同上コーナーボックス A型

MJ

同上ジャンクションボックス A型

天井扇 (設備工事)

CS

天井扇コントロールスイッチ (設備工事より支給)

3、✕ : 配線器具及び配管配線の撤去をしめす。

1階 平面詳細 S=1/50 (改修後)



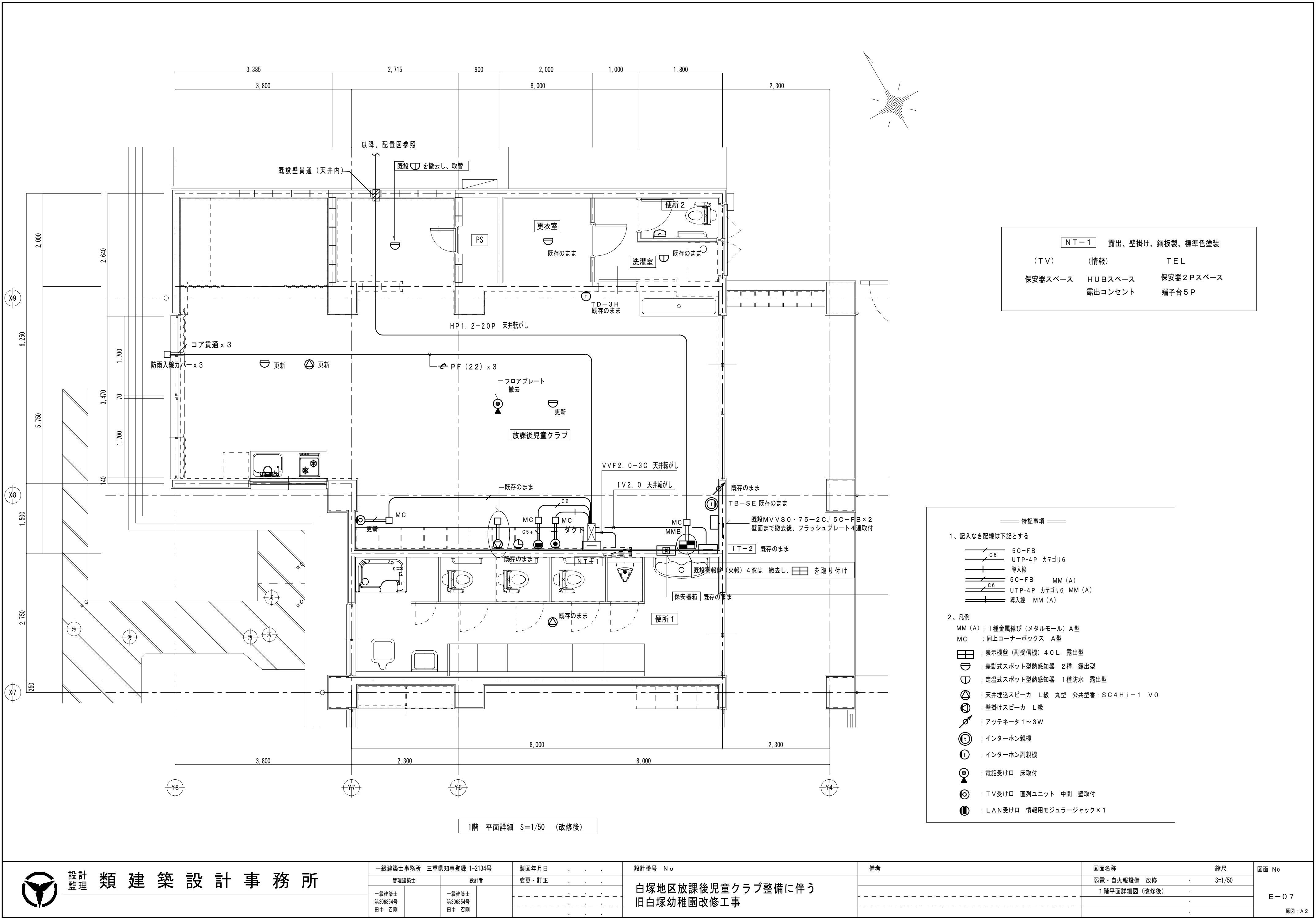
設計 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		製図年月日 . . .	
管理建築士		設計者 変更・訂正 . . .	
一級建築士 第306854号 田中 召剛	一級建築士 第306854号 田中 召剛		

設計番号 No.	備考
白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う 旧白塚幼稚園改修工事	

図面名称	縮尺
幹線コンセント設備 改修	S=1/50
1階平面詳細図 (改修後)	

図面 No
E-06
原因: A 2



NT-1	露出、壁掛け、銅板製、標準色塗装	
(TV)	(情報)	TEL
保安器スペース	HUBスペース	保安器2Pスペース
	露出コンセント	端子台5P

特記事項

1、記入なき配線は下記とする

- 5C-FB
- UTP-4P カテゴリ6
- 導入線
- 5C-FB MM(A)
- UTP-4P カテゴリ6 MM(A)
- 導入線 MM(A)

2、凡例

- MM(A) : 1種金属線び(メタルモール) A型
- MC : 同上コーナーボックス A型
- 表示機盤(副受信機) 40L 露出型
- 差動式スポット型熱感知器 2種 露出型
- 定温式スポット型熱感知器 1種防水 露出型
- 天井埋込スピーカ L級 丸型 公共型番: SC4Hi-1 V0
- 壁掛けスピーカ L級
- アッテネータ 1~3W
- インターホン親機
- インターホン副親機
- 電話受け口 床取付
- TV受け口 直列ユニット 中間 壁取付
- LAN受け口 情報用モジュージャック x1

1階 平面詳細 S=1/50 (改修後)



設計 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号		製図年月日	.	.	.
管理建築士	設計者	変更・訂正	.	.	.
一級建築士 第306854号 田中 召剛	一級建築士 第306854号 田中 召剛				

設計番号 No.

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

備考

図面名称	縮尺	図面 No
弱电・自火報設備 改修	S=1/50	E-07
1階平面詳細図 (改修後)	.	
	.	

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	—	2m 以下
	125A以上	—	3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下	—	1m 以下
	100A以上	—	2m以下

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	—	50A～100 A	125A～
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事

矩形ダクト ☐ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGOCC) 鍍金付着Z18以上
☐ ステンレス鋼板 JIS G4305

工法 ☐ アングルフランジ工法
☐ 共板フランジ工法

☐ スライドオンフランジ工法
形鋼補強 ☐ 山形鋼 JIS G 3101 ☐ SUS鋼材 JIS G 4317

丸ダクト ☐ スパイラルダクト
☐ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。

■ グラスウール保温材 保温板、保温筒、保温帯 JIS A 9504 40K (屋内一般等)			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 消火管 (露出部)
☐ 蒸気管 (往)	☐ 蒸気管 (還)	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷媒管
(屋外等)			
☐ 給湯管 (70℃以上)	☐ 温水管	☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管
☐ 冷媒管	☐	☐	☐

☐ ロックウール保温材 保温板 JIS A 9504 1号又は2号 (防火区画貫通部等) 保温帯、ブランケット JIS A 9504 1号			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 温水管
☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷媒管	☐ 消火管

■ ポリスチレンフォーム保温材 保温板、保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等)			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷水管 (2～4℃)
☐ フライン管	☐	☐	☐
(屋外等)			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 冷水・冷温水管
☐ フライン管	☐ 消火管	☐	☐

■ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 通気管	☐ ドレン管
☐ ガス管	☐ 消火管	☐ 油管	☐ 冷却水管
☐ ダクト (亜鉛鉄板製)	☐ ダクト (鋼板製)		

☐ さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) 2種 (露出)			
☐ 蒸気管 (往)	☐ ダクト (鋼板製)		

☐ アルミニウムペイント塗り塗料 JIS K 5492 (アルミニウムペイント) 下塗りは錆止めペイント			
☐ 蒸気管 (還)			

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	～80A	100～150A	—	200A～	—
膨張・温水・消火管	～25A	—	32～50A	65A～	—
冷水・冷温水・冷媒管	—	—	～25A	32～200A	250A～

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	—	—	—	—
冷水・冷温水管	—	—	～25A	32～200A	250A～	—
冷水管 (冷水温度2～4℃)	—	—	～20A	25A～100A	125A～	—
フライン管	—	—	—	～25A	32～80A	100A～

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出〔機械室、書庫、倉庫〕、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、銅板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出〔一般居室、廊下〕)、サブライチチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm	煙道 (ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	7mm以上20mm以上
天井内・P S内	アルミガラスクロス粘着テープ			
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム 着色7mm以上20mm	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上	

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の屋外露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別
☐ 保温化粧ケース仕上 ☐ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク					
銅板製タンク	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
冷水・冷温水ヘッダ					カラー亜鉛鉄板 (屋内)
温水・膨張・還水					
貯湯タンク	紙	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	
温水・蒸気ヘッダ					カラー亜鉛鉄板 (屋内)
熱交換器					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラー鉄板
	機械室	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、D S内	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所	保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
サブライチチャンパー	紙	保温板	ガラスクロス	鋼亀甲金網	
消音チャンパー、エルボ	紙	保温板	ガラスクロス		
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト 円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
煙道	ブランケット	鉄線	カラー鉄板		

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目呼称16縁径0. 55の金網又はRWA S 02による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。
※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、縁径0. 5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
2. EA
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
3. RA
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
4. OA
☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
チャンパー内貼施工
☐ 内貼あり (mm) ☐ 内貼なし ☐ 図面による ☐ その他 ()

(4) スリーブ工事

1.管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚を含む) より40mm程度大 (≒2サイズUP) なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。
2.地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

- 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくははカッティングシートとする。
- 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 雨がかり部に取り付けけるガラリのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
- 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
- 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
 - 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をたせる。
 - 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
 - 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
 - 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチビット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 合成樹脂製カバーの仕上については、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 送風機用ベルトカバーには裏カバー及び点検口を設けること。



設計 類 建築 設計 事務所
監理

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日 . . .

設計番号 No

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正 . . .

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

機材設備工事特記仕様書 (2)

S-NS

M-02

原因: A 2

換気計算書

階	部屋名	床面積	天井高	部屋容積	換気回数による				ビル管理法による			シックハウスについての考慮	
		(㎡)	(㎡)	(m3)	必要換気回数	設計換気量	選定機器	換気量	入室人数	必要換気量	換気量	必要換気回数	設計換気量
		(㎡)	(㎡)	(m3)	(回)	(m3)		(m3)	(人)	(m3/人h)	(m3)	(回)	(m3)
1階	放課後児童クラブ	62.75	3.0	188.3	3	565	EX-25SC4-S	860	5	30	150	0.3	56

※一人当たりの必要換気量は、「建築基準法施行令(第20条の2(ニ)」より20[m3/h]以上。

※一人当たりの必要換気量20m3/hは、成人が静かに腰掛けている状態の二酸化炭素発生量(0.013m3/h人)に基づいた値であるので、実際の活動状況によっては不足する場合がある。

よって実務上は一人当たりの必要換気量は30[m3/h]以上とする

※入室人数は想定人数とする。

機 器 表

記 号	機器名称	機器仕様	電 源	台数	設置場所	参考品番
F-1	天井扇	風量：2,960 m3/h 消費電力：45 W	単相100V	6	放課後児童クラブ	CY30-WD（三菱）
CS1	コントロールスイッチ	1台運転用		2	放課後児童クラブ	CY-301（三菱）
CS2	コントロールスイッチ	2台運転用		2	放課後児童クラブ	CY-302（三菱）
F-2	壁付換気扇	取付：窓枠据付格子タイプ 24時間換気機能 電気シャッター付 風量：996 m3/h 消費電力：38 W 付属品：SUS製防鳥網付ウェザーカバー	単相100V	1	放課後児童クラブ	EX-25SC4-S（三菱）
注 記	消費電力は参考とする。 天井扇のコントロールスイッチは電気設備に支給とする。					

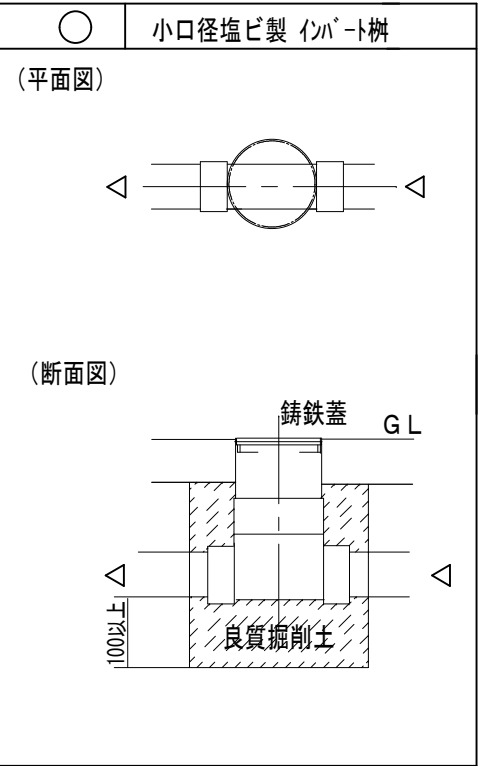
衛 生 器 具 表

名 称	参考品番(TOTO)	参考品番(LIXIL)	1階		合 計
			放課後児童クラブ	便所1	
洋風便器	CFS498BMC、TCF5534AU	BC-P110HM、DQ-PA150CH、CW-PA21LQE-NE-R1		2	2
棚付二連紙巻器	YH702	CF-63HST		2	2
L型手すり	T112CL10	KF-920AE70D12J		2	2
センサー一体型小便器	UFS900R	U-A51AP		1	1
小便器用手すり	T112CU22	KF-701AEJ		1	1
立水栓	T136SUNR13	LF-14F-13-U	3		3
洗濯機用水栓	TW11R	LF-WJ50KQA	1		1

記 号	機器名称	機器仕様	電 源	台数	設置場所	参考品番
B-1	ガス給湯器	型 式：屋外壁掛型 高効率潜熱回収型 仕 様：家庭用 16号 付属品：配管カバー、メインリモコン、サブリモコン ケーブル、他付属品共	単相100V	1	屋 外	GQ-C1634WS（ノーリツ）

凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称
—— — — — —	給水管	⋈	給水栓
—————	汚水・雑排水管	⋈	混合水栓
- - - - -	通気管	⋈ ⋈	弁類
—— ——	給湯管	⊕	床上掃除口
—— G ——	ガス管	○	塩ビ製インポート樹
—— // ——	給湯器用電線管	⊠	ブルボックス
—————	新設配管・撤去配管	— → ———	既設配管切断・接続箇所
- — — — -	既設配管		



設計
監理

類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日 . . .

設計番号 No.

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正 . . .

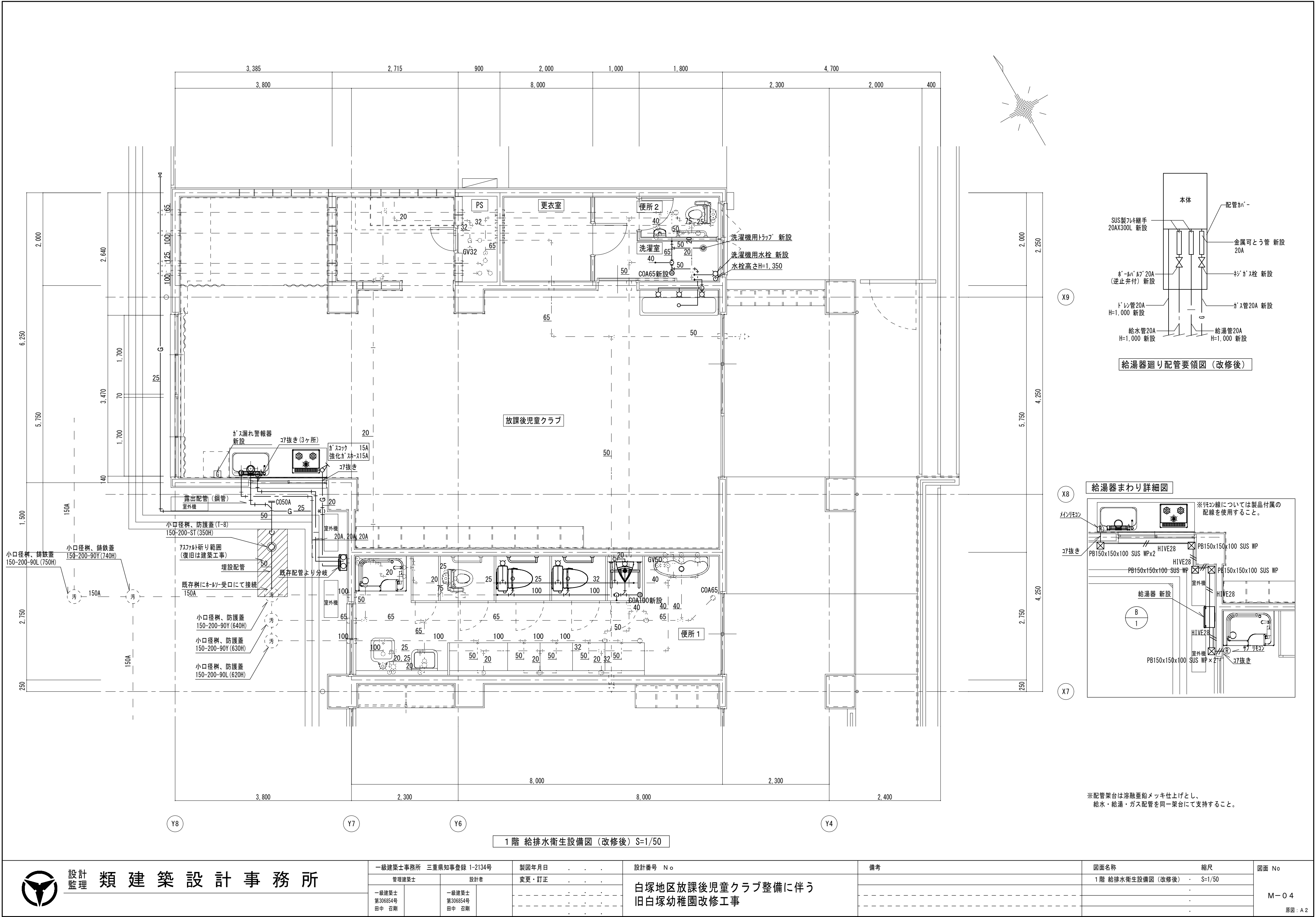
白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

換気計算書、機器表、衛生器具表

S-NS

M-03

原図：A2



1 階 給排水衛生設備図 (改修後) S=1/50



設計 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号

製図年月日

設計番号 No.

備考

図面名称

縮尺

図面 No

管理建築士

設計者

変更・訂正

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事

一級建築士
第306854号
田中 召剛

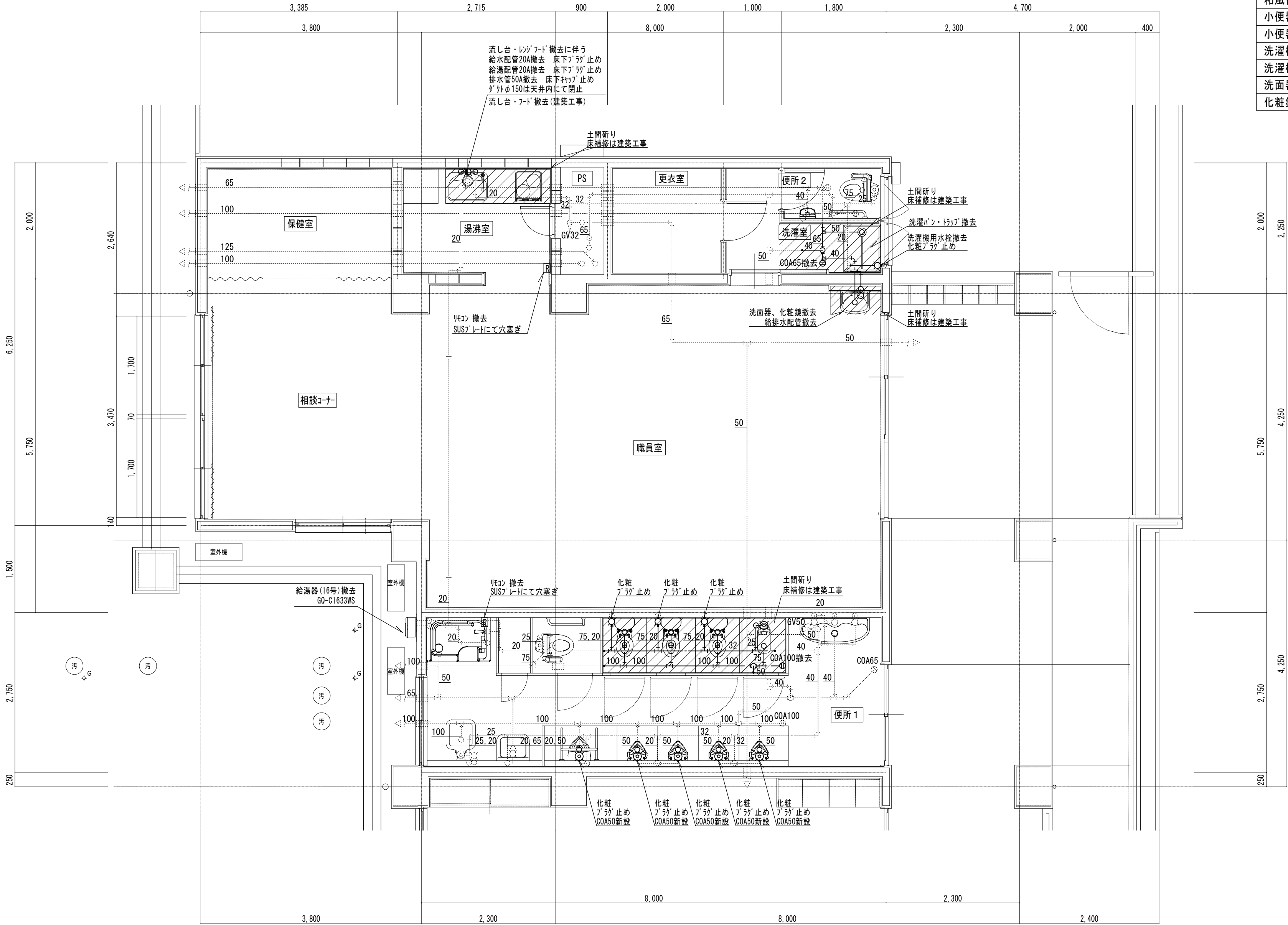
一級建築士
第306854号
田中 召剛

1 階 給排水衛生設備図 (改修後)

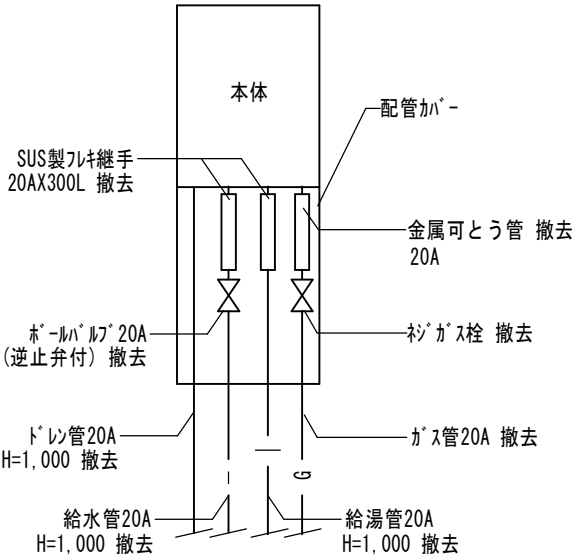
S=1/50

M-04

原図: A2

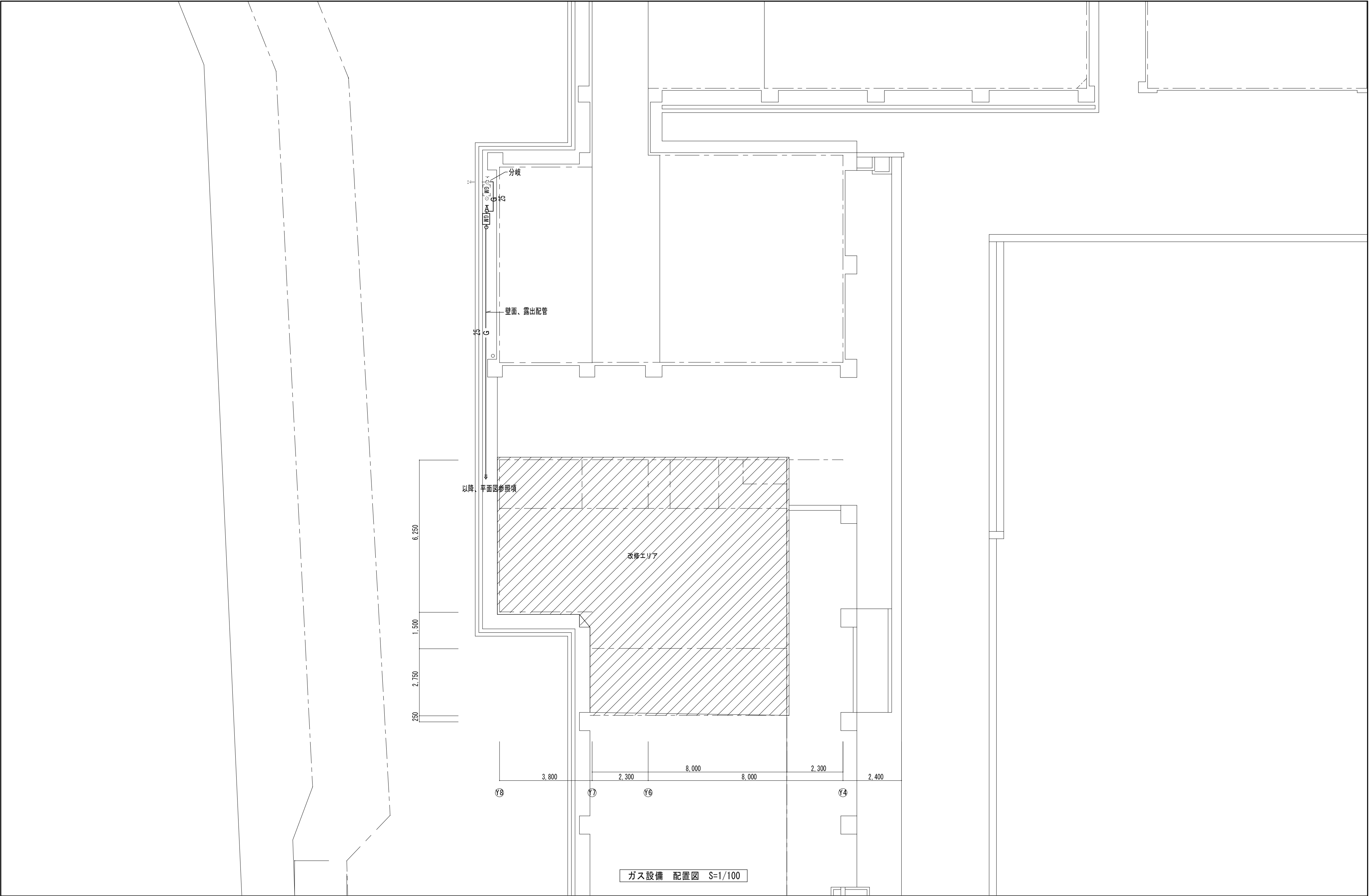


撤去器具表		
名 称	数量	備 考
洋風便器、ロタンク、紙巻器 他一式	3	便 所 1
和風便器、フラッシュバルブ、紙巻器 他一式	1	便 所 1
小便器	5	便 所 1
小便器用手すり	1	便 所 1
洗濯機パン(トラップ 付)	1	洗濯室
洗濯機用水栓	1	洗濯室
洗面器 他一式	1	職員室
化粧鏡	1	職員室



給湯器廻り配管要領図（改修前）

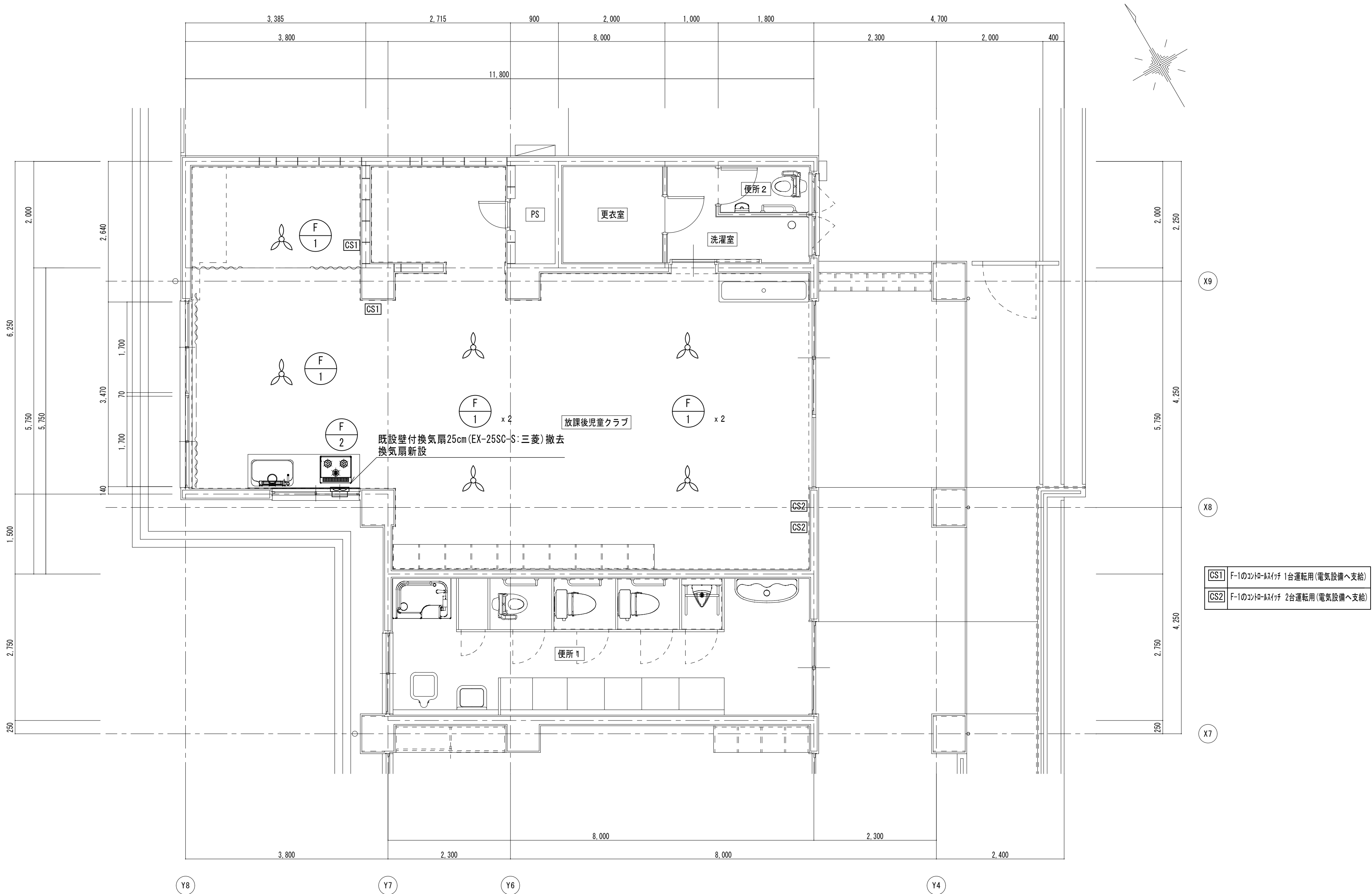
1 階 給排水衛生設備図（改修前）S=1/50



設計
監理 類 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士事務所 三重県知事登録 1-2134号				製図年月日 . . .		設計番号 No	備考	図面名称 縮尺		図面 No M-06 原図：A2
管理建築士		設計者		変更・訂正 . . .				ガス設備 配置図 . S=1/100		
一級建築士 第306854号 田中 召剛		一級建築士 第306854号 田中 召剛		. . .				.		
				. . .				.		

白塚地区放課後児童クラブ整備に伴う
旧白塚幼稚園改修工事



1階 換気設備図 (改修後) S=1/50

CS1	F-1のコントロールスイッチ 1台運転用 (電気設備へ支給)
CS2	F-1のコントロールスイッチ 2台運転用 (電気設備へ支給)